

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
1. マレーシアの石油化学 製品の輸入許可 (AP-Approved Perm it) 制 度	シンガポール	1995/ 1/10 協議要請 3/16 パネル設置要請 「マ」の制度改正 7/19 パネル設置要請取り下げ	マレーシアが石化製品の輸入に際し、国内製 造業者からのNo Objection Letterを要求するの は、GATT第11条等に反するとして、シンガポ ールが申立て。	GATT
2. (4). 米国のガソリン規 制	ベネズエラ(2) ブラジル(4) 【EU、ノルウェー】	1995/ 1/24 協議要請 3/25 パネル設置要請 4/10 パネル設置 (5/31「DS4」合併) 1996/ 1/29 パネル報告書配布 2/21 米による上級委申立て 4/22 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択	大気汚染防止のためのガソリン規制が、GATT 第1、3条、TBT第2条に違反するとの申立てに 対して、パネルは、大気汚染防止のためのガ ソリン規制はGATT第20条の例外には当たら ず、3条4項違反と認定した。上級委は、GATT 第20条(g)のパネルの解釈を一部修正したが、 パネルの判断を支持した。	GATT TBT
3. 韓国の農産品検疫	米国	1995/ 4/ 4 協議要請	米国の輸入果実に対する抜き取り検査制度や 柑橘類検査制度は輸入制限となっており GATT第11条等に反するとして、韓国が申立 て。	GATT SPS TBT
4. 米国のガソリン規制	ブラジル	(DS2と合併)		
5. 韓国の食品流通期限	米国	1995/ 5/ 3 協議要請 7/31 二国間合意通報	韓国の冷蔵・冷凍肉の流通期限設定は科学的 根拠を欠いており、TBT・SPS協定等に反する として米国が申立て。	GATT SPS TBT
6. 米国の対日自動車輸入 に関する報復関税の賦課	日本	1995/ 5/17 協議要請 (豪第三国参加) 6/28 日米自動車協議決着 7/19 双方手続を進行させない旨表明したこ とにより終了	米国1974年通商法第301条、304条に基づく一 方的な対抗措置 (輸入自動車への報復関税の 賦課) はGATT第1、2条違反として日本が申立 て。	GATT
7. (12)、(14). EUのホタ テ貝に関する表示問題	カナダ(7) 【豪州、チリ、アイル ランド、日本、ベルー 、米国】 ベルー(12) 【豪州、カナダ、アイ スランド、日本、ベル ー、米国】 チリ(14) 【豪州、カナダ、アイ スランド、日本、ベル ー、米国】	1995/ 5/19 協議要請 (「DS12」7/18、「DS14」7/24) 7/ 7 パネル設置要請 (「DS12」9/14、「DS14」 9/13) 7/19 パネル設置 (「DS12」「DS14」10/11合併) 1996/ 7/ 5 二国間合意通報	フランスのホタテガイの名称表示規則が、カ ナダの同種のホタテガイを差別的に取り扱 ており、GATT、TBT協定の規定する内国民待 遇に違反している。	GATT TBT
8. (10)、(11). 日本の酒税 格差	EU(8) 加(10) 米国(11)	1995/ 6/21 協議要請 (7/7「DS10」、「DS11」) 9/14 パネル設置要請 9/27 パネル設置 (「DS10」、「DS11」と合併) 1996/ 7/11 パネル報告書配布 8/ 8 日本の上級委申立て 10/ 4 上級委報告書配布 11/ 1 パネル・上級委報告書採択	以前1987年11月にも日本の酒税制度がGATT 違反とのパネル報告書が採択されたが、その 後の酒税法改正後もウィスキー、コニャック、 ブランデー等に対する酒税が焼酎に比べて高 率であり、内国民待遇違反として訴えられた もの。それに対して、パネル及び上級委員会 はともに、GATT第3条違反として原告の主張 を認めた。	GATT
9. EUの穀物輸入税	カナダ	1995/ 6/30 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/11 パネル設置 11/29 二国間合意通報	輸入穀物新課税制度がGATT第2条 (関税譲 許)、7条 (関税評価) に違反する。(24条6 項交渉合意の一環でTQ枠設定、パネル設置中 止等を合意して決着)	GATT
10. 日本の酒税格差	カナダ	(DS8と合併)		
11. 日本の酒税格差	米国	(DS8と合併)		
12. EUのホタテ貝に関する 表示問題	ベルー	(DS7と合併)		
13. EUの穀物及び米輸入税	米国	1995/ 7/19 協議要請 9/28 パネル設置要請 1997/ 4/30 パネル設置要請取り下げ	輸入穀物新課税制度が2条 (関税譲許)、7条 (関税評価) に違反する。(24条6項交渉合意 の一環でTQ枠設定、パネル設置要請撤回等を 合意して決着)	GATT
14. EUのホタテ貝に関する 表示問題	チリ	(DS7と合併)		
15. 日本の移動電話に関す る合意	EU	1995/ 8/18 協議要請 9/18 協議妥結	1994年9月の日米移動電話合意内容が欧州企 業の製品に対してMFN違反となっているとし てEUが申立て。	GATT
16. EUのバナナ輸入制限	グアテマラ、ホンジュ ラス、メキシコ、米国	1995/ 9/28 協議要請 (再協議要請96/2/5) 2012/11/ 8 協議妥結	EUのACP諸国へのバナナ輸入割当がMFN違反 となっているとして中南米各国及び米国が申 立て。	GATT ライセンス GATS
17. EUの米輸入税	タイ	1995/10/ 5 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条 (MFN)、2条 (関税譲許)、7条 (関税評価) に違反するとしてタイが申立て。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
18. 豪州のサケ輸入禁止	カナダ 【EU、インド、ノル ウェー、米国】	1995/10/ 5 協議要請 1997/ 3/ 7 パネル設置要請 4/10 パネル設置 1998/ 6/12 パネル報告書配布 7/22 豪州上級委申立て 10/20 上級委報告書配布 11/ 6 パネル・上級委報告書採択 1999/ 7/15 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 7/27 豪州によるDSU22.6条仲裁の要請(→そ の後仲裁決定は出されず) 1999/ 7/28 パネル設置要請(履行確認) 1999/ 9/ 7 パネル設置(履行確認) 2000/ 2/18 パネル報告書配布(履行確認) 3/20 パネル報告書採択(履行確認)	豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置は GATT第11条、13条及びSPS協定に違反する とのカナダの主張について、パネルは豪 州の措置がSPS協定第2.2条(科学的根拠に基 づく措置実施)、2.3条(内国民・最恵国待遇)、 5.1条(危険性評価に基づく措置の実施)、5.5 条(適切な保護水準の設定)及び5.6条(貿易 制限的とならない保護水準の確保)に違反す る旨判断。上級委員会も、5.6条違反につ いてはこれを覆したものの、その他の論点につ いてはパネルの判断を支持した。豪州は1999年7 月までに措置の是正を行う義務を負ったが、 カナダは、履行期限までには是正が行われな かったとしてDSU第21.5条に基づく履行確認パ ネルの手続きを行い、パネルは豪州の勧告不履行 を認めた。	GATT SPS
19. ポーランドの自動車輸 入制限	インド	1995/ 9/28 協議要請 1996/ 9/11 二国間合意通報	ポーランドの輸入関税引上げ及EU産向け無税 枠の設定はGATT第11、24条に違反するとして インドが申立て。	GATT
20. 韓国の瓶詰水に関する 規制	カナダ	1995/ 11/ 8 協議要請 1996/ 5/ 6 二国間合意通報	韓国のミネラルウォーターの規制(6か月の流 通規制、オゾン処理規制)が輸入制限となっ ているとしてカナダが申立て。	GATT SPS TBT
21. 豪州のサケ輸入禁止	米国 【カナダ、EU、香港、 アイスランド、イン ド、ノルウェー】	1995/ 11/20 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 11/ 8 パネル停止 2000/10/27 二国間合意通報	豪州の検疫制度による鮭輸入禁止措置は GATT第11条、13条及びSPS協定に違反する として米国が申立て。	GATT SPS
22. ブラジルの乾燥ココナ ッツ相殺関税	フィリピン 【カナダ、EU、イン ドネシア、マレーシ ア、スリランカ、米国】	1995/ 11/30 協議要請 1996/ 2/ 5 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 10/17 パネル報告書配布 12/16 比の上級委申立て 1997/ 2/21 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択	ブラジルの農民支援措置に対する相殺関税賦 課は、GATT第1、2、6.3、6(a)条、農業協 定第13条に違反するとの申立てに対して、パ ネルは、1994年のGATT第6条及び農業協 定は本件には適用されないとして、フィリ ピンの申立てを退けた。上級委もパ ネルの判断を支持した。	GATT 農業
23. ベネズエラのOCTGへ のAD調査	メキシコ	1995/ 12/ 5 協議要請 1997/ 5/ 6 ベネズエラの調査終了により妥結	ベネズエラのAD調査はAD協定に違反する としてメキシコが申立て。	AD
24. 米国の綿・人造繊維下 着輸入制限	コスタリカ 【インド】	1995/12/22 協議要請 1996/ 2/22 パネル設置要請 3/ 5 パネル設置 11/ 8 パネル報告書配布 11/11 コスタリカの上級委申立て 1997/ 2/10 上級委報告書配布 2/25 上級委報告書採択	米国の経過的繊維SG発動は繊維協定第2.4、 6.2、6.4、6.6(d)、6.7、6.10、8条に違反 しているとのコスタリカの申立てに対して、 パネルは米国は輸入の増加によって重大な損 害が発生したことを立証しておらず繊維協 定第6.2条に違反しているとした他、繊維協 定第2.4、6.4、6.6(d)、6.10条違反であると認 定。コスタリカはパネルが規制措置の適 用的適用を認めた点を上級委申立てし、こ れに対して上級委は、経過的SG措置は可 能な限り限定的に適用されなければなら ず、措置を適用的に適用することはでき ないと判断。	繊維
25. EUの米に関するウルグ アイ・ラウンド・コミット メント	ウルグアイ	1995/12/14 協議要請	EUの輸入穀物新課税制度がGATT第1条 (MFN)、2条(関税譲許)、7条(関税評価) に違反するとしてウルグアイが申立て。	GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
26. (48). EUのホルモン牛 肉に関する措置	米国 (26) 【豪州、カナダ、ニュ ージーランド、ノルウ ェー】 カナダ (48) 【豪州、ニュージーラ ンド、ノルウェー、米 国】	1996/ 1/26 協議要請 (「DS48」6/28) 4/25 パネル設置要請 (「DS48」9/17) 5/20 パネル設置 (「DS48」10/16。その後パ ネル統合) 1997/ 8/18 パネル報告書配布 9/24 EU上級委申立て 1998/ 1/16 上級委報告書配布 2/13 パネル・上級委報告書採択 1999/ 5/17 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 6/ 2 EUのDSU第22.6条仲裁の要請 7/12 22.6条仲裁決定の配布 7/26 22.6条仲裁決定の採択 2008/12/22 EU、本件の履行についての米国及び カナダとの相違の解決と、米国及びカナダ による譲許停止の停止を目的として協 議要請 (履行確認) 2009/ 5/13 (DSBへの通報は9/25付け) EU・米国 間で、EUが年間一定量 (段階的に増加) の牛肉について0%の関税率割当を設 け、米国は段階的にEU産品に対する対抗 措置を停止・撤廃する等の内容の合意が 成立。	肉牛の飼料へのホルモン剤添加規制及び当該 飼料で育成された牛の肉の輸入規制に係るEU 指令が、米国牛肉の輸入を制限し、GATT第3 条 (内国民待遇)、11条 (数量制限)、SPS協 定、TBT協定、農業協定等に違反する、との 米国の主張について、パネルはEUの措置がSPS 協定第3.1条 (国際的基準への準拠)、5.1条 (危険性評価に基づく措置の実施)及び5.5条 (適切な保護水準の設定)に違反すると判断 した。一方、上級委はSPS第5.1条については パネルの判断を支持したが、3.1条及び5.5条 についてはパネルの判断を覆した。また、上 級委は、3.1条の要請する国際基準に基づか ない措置を執る場合には、係る措置を執る国が SPS協定第3.3条 (科学的に正当な理由がある 場合の国際基準よりも高い保護水準の導入) との整合性の証明責任を負う、としたパネル の判断についてもこれを破棄した。仲裁によ りEUには15か月の履行期間が認められたが、 EUが期間内の履行は不可能、としたため、米 国及びカナダはDSU第22.2条に基づく対抗措 置の承認申請を行い、対抗措置の規模の仲裁 を経て、1999年7月のDSBにおいて、米国に年1 億1680百万米ドル、カナダに年1130万カナダ ドルの報復関税賦課が承認された。両国は同 月に関税賦課を開始した。なお、2004年11月、 EUは本件で問題とされた措置が是正されたに もかかわらず、米国及びカナダが対抗措置を 継続しているのはDSUの関連規定等に反する として、両国に対してDSUに基づく二国間協 議要請を行った。 (DS320: 対米国、DS321: 対カナダ) DS320及び321は、2008年3月31日にパネル報告 書、10月16日には上級委報告書が配布され、 早急に履行パネルを開始するよう勧告され た。	SPS TBT GATT
27. EUのバナナ輸入制限	エクアドル グアテマラ ホンジュラス メキシコ 米国 【バリーズ、カメル ーン、コート・ディボワ ール、ドミニカ共和 国、ジャマイカ、セン トルシア、セント・ピ ンセント、グレナディ ーン、スリナム、コロ ンビア、ニカラグア、 日本、ブラジル、パナ マ、コスタリカ、カナ ダ、ドミニカ、マダガ スカル、ガーナ、グレ ナダ、インド、フィリ ピン、セネガル、ベネ ズエラ】	1996/ 2/ 5 協議要請 4/11 パネル設置要請 5/ 8 パネル設置 1997/ 5/22 パネル報告書配布 6/11 EU上級委申立て 9/ 9 上級委報告書配布 9/25 パネル・上級委報告書採択 12/15 パネル設置要請 (履行確認) 1999/ 1/12 パネル設置 (履行確認) 1/14 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 (米国) 1/29 EUのDSU第22.6条仲裁の要請 (米国) 4/ 9 22.6条仲裁決定の配布 (米国) 4/12 パネル報告書配布 (履行確認) 4/19 22.6条仲裁決定の採択 (米国) 5/ 6 パネル報告書採択 (履行確認) 11/ 8 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 (エクアドル) 11/19 EUの22.6条仲裁の要請 (エクアドル) 2000/ 3/24 22.6条仲裁決定の配布 (エクアドル) 5/18 22.6条仲裁決定の採択 (エクアドル) 2001/ 4/30 米EU、米エクアドル合意 2006/ 11/16 協議要請Ⅱ (履行確認) 2007/ 2/23 パネル設置要請Ⅱ (履行確認) 11/12 パネル設置Ⅱ (履行確認) 2008/ 4/ 7 パネル報告書配布Ⅱ (履行確認/エクア ドル申立) 5/19 パネル報告書配布Ⅱ (履行確認/米国申 立) 9/ 9 エクアドルによる上訴 (履行確認) 11/26 上級委員会報告書配布 (履行確認) 12/22 パネル・上級委報告書採択 (履行確認)	バナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度 が、GATT第1、2、3、10、11、13条、輸入許 可手続協定第1、3条、農業協定、TRIM協定第2、 5条、GATS第2、4、16、17条に違反するとの 申立てに対して、パネルはGATT第1条1項、3 条4項、10条3項、13条1項、輸入許可手続協定 第1条3項、GATS第2条、17条に違反すると判 断した。これに対し、上級委員会は概ねパネ ルの報告を支持したが、GATT第13条1項の義 務違反を免除する認定についての解釈、輸入 許可手続が、GATT第10条と輸入許可手続協定 に違反することの認定に際し解釈を修正し た。 履行確認パネル上級委報告書は、本件で争わ れた措置はすでに存在しないとして、DSBに対 して何らの勧告も行わないと結論。①エクア ドル申立と米国申立について、21.5条パネル が異なるタイムテーブルにて検討を行った点 はDSU9.3条に非整合。②21.5条パネルによ る、ACP諸国に対する無税枠の供与がGATT13 条に非整合とする事実認定を却下。③21.5条 パネルによる、ECのバナナ輸入措置がGATT 非整合の措置を含み、米国、エクアドルの協 定上の利益を損ねているとの事実認定を却 下。	GATT ライセンス 農業 TRIM GATS
28. 日本の著作隣接権	米国	1996/ 2/ 9 協議要請 1997/ 1/24 二国間合意通報	日本の著作隣接権保護制度がTRIPs協定第14 条などに違反するとして米国が申立て。	TRIPs
29. トルコの繊維・衣服輸 入制限	香港	1996/ 2/12 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限がGATT第11、13 条に違反するとして香港が申立て。	GATT 繊維
30. ブラジルの乾燥ココナ ッツ及びココナッツミルク パウダー相殺関税	スリランカ	1996/ 2/23 協議要請	乾燥ココナッツ・ココナッツミルクに対する ブラジルの相殺関税賦課が、GATT第1、2、6 条、農業協定第13条(a)に違反するとしてスリ ランカが申立て。	GATT 農業

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
31. カナダの雑誌に係る措置	米国	1996/ 3/11 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/19 パネル設置 1997/ 3/14 パネル報告書配布 4/29 カナダ上級委申立て 6/30 上級委報告書配布 7/30 パネル・上級委報告書採択	カナダの雑誌の輸入制限が、GATT第11条に違反する。また雑誌に対する税制等が、GATT第3条に違反するとの訴えに対し、パネルはGATT第3条2項違反を認定した。上級委員会は、パネルの判断を概ね肯定したが、一部カナダの消費税法V. 1部が、GATT第3条2項第1文、第2文に違反する、また、郵便料金の軽減は、GATT第3条8項(b)に違反するとしてパネルの解釈を修正した。	GATT
32. 米国の女性羊毛コート輸入制限	インド 【カナダ、コスタリカ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	1996/ 3/14 パネル設置要請 4/17 パネル設置 1996/ 4/25 パネル設置要請取り下げにより終了	米国の繊維製品に関するセーフガード措置が、繊維協定第2、6、8条に違反するとして米国が申立て。	繊維
33. 米国の毛織シャツ・ブラウス輸入制限	インド 【カナダ、EU、ノルウェー、パキスタン、トルコ】	1994/ 12/30 協議要請 1996/ 3/14 パネル設置要請 6/24 パネル設置 1997/ 1/ 6 パネル報告書配布 2/24 上級委申立て 4/25 上級委報告書配布 5/23 パネル・上級委報告書採択	米国の繊維製品に関する経過的繊維SG措置が、ATCの第2.4、6条に違反するとの申立てに対して、パネルは米国の措置重大な損害の立証において繊維協定第2.4、6条に違反すると認定（ATCに関するパネル判断については上級委申立てされず）。上級委は手続的論点として、挙証責任が申立国にあるとのパネル判断を支持。パネル報告書配布前の1996年11月22日に米国は措置を撤廃したと宣言。	繊維 DSU
34. トルコの繊維・衣服輸入制限	インド 【EU、香港、中国、日本、フィリピン、タイ、米国】	1996/ 3/21 協議要請 1998/ 2/ 2 パネル設置要請 3/13 パネル設置 1999/ 5/31 パネル報告書配布 7/26 トルコ上級委申立て 10/21 上級委報告書配布 11/19 パネル・上級委報告書採択	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第11、13条、繊維協定第2条に違反するとの申立てに対し、パネルはGATT第11条、13条、繊維協定第2条4項違反は、GATT第24条によって正当化されるとするトルコの主張を棄却した。上級委員会は、パネルの判断を支持したが、GATT第24条違反の法解釈理由を修正した。	GATT 繊維
35. ハンガリーの農産品輸出補助金	アルゼンチン、豪州、カナダ、ニュージーランド、タイ、米国 【カナダ、日本、タイ、ウルグアイ】	1996/ 3/27 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/30 合意により解決としながらもウエーバーの採用につき未解決	ハンガリーは、約束表のコミットメントのレベルを越えて輸出補助金を交付しており、農業協定第3.3条及び第5部に違反するとして米国、カナダほか各国が申立て。	農業
36. パキスタンの医薬品農業用化学品特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 7/ 4 パネル設置要請 1997/ 3/ 7 二国間合意により妥結	パキスタンの医薬品農業用化学品に関する特許保護制度が、TRIPs協定第27、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
37. ボルトガルの工業所有権法下の特許保護	米国	1996/ 4/30 協議要請 10/ 3 二国間合意により妥結	ボルトガルの工業所有権法下の特許保護が、TRIPs協定第33、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
38. 米国のキューバ自由民主化法	EU 【カナダ、日本、マレーシア、メキシコ、タイ】	1996/ 5/ 3 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 4/21 EUによるパネル停止 1998/ 4/22 パネル設置の根拠を失う	米国のキューバ自由民主化法に基づく貿易制限、ビザ発給拒否、米国からの外国人追放が、GATT第1、3、5、11、13条、及びGATS第1、3、6、16、17条に違反するとしてEUが申立て。	GATT GATS
39. 米国の対EU輸入品関税引上げ	EU	1996/ 4/17 協議要請 6/19 パネル設置要請 1996/ 7/15 パネル設置要請取り下げ	米国の対EU輸入品関税の一方的引き上げが、GATT第1、2、23条及び紛争解決了解第3、22、23条に違反するとしてEUが申立て。	GATT DSU
40. 韓国の通信機器調達関連法令・実態	EU	1996/ 5/ 9 協議要請 1997/ 10/29 二国間合意により妥結	通信機器に関する韓国の政府調達慣行と米韓二国間条約に基づく米国企業への優遇が、GATT、第3、17条に違反するとしてEUが申立て。	GATT
41. 韓国の農産品検査関連措置	米国	1996/ 5/24 協議要請	韓国の農産品検査関連措置が輸入を制限しており、GATT第3、11条、SPS協定第2、5、8条、TBT協定第2、5、6条、農業協定第4条に違反するとして米国が申立て。	GATT SPS TBT 農業
42. 日本の著作権隣接権	EU	1996/ 5/24 協議要請 ※28の協議と一本化したため、日米間合意に伴い終了	日本の著作権隣接権保護制度が、TRIPs協定第14.6、70.2条に違反するとしてEUが申立て。	TRIPs
43. トルコの外国映画放映収入税	米国	1996/ 6/12 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 7/14 二国間合意通報	トルコの外国映画放映収入税がGATT第3条に違反するとして米国が申立て。	GATT
44. 日本の消費者フィルム印画紙関連措置	米国 【EU、メキシコ】	1996/ 6/13 協議要請 9/20 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 3/31 パネル報告書配布 4/22 パネル報告書採択	日本の消費者フィルム印画紙関連措置が輸入品を差別しており、GATT第3、10条に違反する。また利益を無効化・侵害しているとの申立てに対して、パネルは、当該措置により、輸入品が国内産品と比較して不利な待遇を付与されたこと、実質的に輸入品に与えられた利益に影響を及ぼしたことを立証出来ていないとして、GATT第3、10条に違反しないと判断した。	GATT
45. 日本の流通サービス関連措置	米国	1996/ 6/13 協議要請 9/20 追加的協議要請	日本の流通サービス関連措置が、GATS第3、6、16、17条に違反する。また、利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
46. ブラジルの航空機輸出 ファイナンスプログラム	カナダ 【豪州、EU、韓国、 米国】	1996/ 6/19 協議要請 9/16 パネル設置要請 10/ 3 パネル再要請 (カナダより撤回) 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 ブラジルによる上訴 8/ 2 上級委員会報告書配布 8/20 パネル・上級委報告書採択 11/23 パネル設置要請 (履行確認) 12/ 9 パネル設置 (履行確認) 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布 (履行確認) 5/10 対抗措置承認申請 5/22 ブラジルによる上訴 (履行確認) 7/21 上級委員会報告書配布 (履行確認) 8/ 4 パネル・上級委員会報告書採択 (履行 確認) 8/28 対抗措置の規模に係る仲裁裁定の配布 12/12 対抗措置の規模に係る仲裁裁定の採択 2001/ 1/22 パネルⅡ設置要請 (履行確認) 2/16 パネルⅡ設置 (履行確認) 7/26 パネルⅡ報告書配布 (履行確認) 8/23 パネルⅡ報告書採択 (履行確認)	ブラジルの航空機輸出ファイナンス・プログ ラム (PROEX) は、補助金協定第3、27.4、27.5 条に違反するとの申立てに対し、パネルはブ ラジルの措置は補助金協定第3.1(a)、27.4条 に違反し、輸出信用に関する規定の補助金協 定附属書Ⅰ(k)によっても正当化されず、輸出 補助金であると認定した。上級委は一部パネ ルの判断と異なる解釈を示しつつもパネルの 結論を支持した。その後のDSU第21.5条パネ ル及び上級委においても改訂されたブラジル のプログラム (PROEX) 等が補助金協定違反 であると認定した。その一方、カナダは対抗 措置の承認要請を申立て、繊維協定の下での 譲許停止が承認された。その後カナダは、再 度改訂されたブラジルのプログラム (PROEX Ⅲ) についてDSU第21.5条パネルを要請、パ ネルはPROEXⅢそれ自体は補助金協定第 3.1(a)違反ではなくかつOEUD輸出信用アレ ンジメントの遵守グラフについて規定する附 属書Ⅰ(k)パラ2で正当化されるとした。	補助金
47. トルコの繊維・衣服輸 入制限	タイ	1996/ 6/20 協議要請	トルコの繊維・衣服輸入制限が、GATT第1、2、 11、13条及び繊維協定第2条に違反するとして タイが申立て。	GATT
48. EUのホルモン家畜・牛 肉制限する措置	カナダ	(DS26と合併)		
49. 米国の生鮮・冷凍トマ ト輸入AD措置	メキシコ	1996/ 7/ 1 協議要請	生鮮・冷凍トマト輸入に対する米国のAD調査 が、GATT第6、10条、及びAD協定第2、3、5、 6、7.1条に違反するとしてメキシコが申立て。	GATT AD
50. インドの医薬品農業用 化学品特許保護	米国 【EU】	1996/ 7/ 2 協議要請 11/ 7 パネル設置要請 11/20 パネル設置 1997/ 9/ 5 パネル報告書配布 10/15 インド上級委申立て 12/19 上級委報告書配布 1998/ 1/16 パネル・上級委報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制 度がTRIPs協定第27、63、65、70.8、70.9条等 に違反するとの申立てに対し、パネルは、イ ンドは医薬品・農業用化学品の物質特許申請 の新規性・優先性を保護する適切な措置及び 期間排他的販売権を付与する措置を確立して いないとして、TRIPs協定第63.1条、63.2条、 70.8(a)条、70.9条違反を認めた。これに対し 上級委員会は、70.8(a)条及び70.9条について はパネルの判断を支持したものの、63条につ いては、パネルの付託事項ではないとして、 パネルの判断を覆した。	TRIPs
51. ブラジルの自動車関連 投資措置	日本	1996/ 7/30 協議要請	ブラジルの自動車関連投資措置が、GATT第1、 3、11条、TRIM協定GATS第2条、補助金協定第 3、27.2、27.4条に違反する。また、利益を無 効化・侵害しているとして日本が申立て。	GATT TRIM 補助金
52. ブラジルの自動車貿易 投資関連措置	米国	1996/ 8/ 9 協議要請	ブラジルの自動車貿易投資関連措置が、GATT 第1、3条、TRIM協定第2条、補助金協定第3、 27.4条に違反する。また利益を無効化・侵害 しているとして米国が申立て。	GATT TRIM 補助金
53. メキシコの関税評価制 度	EU	1996/ 8/27 協議要請	NAFTA加盟国からの輸入品とそれ以外の国か らの輸入品とで、関税評価基準が異なるメキ シコの関税は、GATT第24条5項(b)に違反する としてEUが申立て。	GATT
54. (55)、(59)、(64). イ ンドネシアの自動車関連措 置	EU(54) 日本(55) 米国(59) 日本(64) 【インド、韓国、米国 (54)】	1996/ 10/ 3 協議要請 (「DS55」10/4、「DS59」10/8、 「DS64」11/29※DS64はDS55以外の論 点について提起) 1997/ 5/12 パネル設置要請 (「DS55」4/17、「DS59」 6/12、「DS64」4/17) 6/30 パネル設置 (「DS55」、「DS59」、「DS64」 と合併) 1998/ 7/ 2 パネル報告書配布 7/23 パネル報告書採択	「国民車」計画の自動車及び関連部品に関す る措置が、GATT第1、3条、TRIM協定第2条及 び補助金協定第3、6、28条、TRIPs協定第3、 65.5条に違反するとの申立てに対して、パネ ルは、GATT第1、2条、TRIM協定第2条、補助 金協定第5条に違反すると判断したが、補助金 協定第28.2条の違反は認めない、またTRIPs協 定第3条及び65.5条違反の問題は原告の論証 が不十分と判断した。パネル報告を受け、イ ンドネシア政府は、1999年6月に新自動車政策 を導入し、履行を果たした。	GATT TRIM 補助金 TRIPs
55. インドネシアの自動車 関連措置	日本	(DS54と合併)		

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
56. アルゼンチンの靴繊維 衣服関連措置	米国 【EU、インドネシア】	1996/ 10/ 4 協議要請 1997/ 1/ 9 パネル設置要請 2/25 パネル設置 11/25 パネル報告書配布 1998/ 1/21 アルゼンチン上級委申立て 3/27 上級委員会報告書配布 4/22 パネル・上級委員会報告書採択	アルゼンチンの靴・繊維・衣服に関連する特 定関税などの措置が、GATT第2、7、8、10条、 TBT協定第2条、関税評価協定第1、8条、繊維 協定第7条に違反する。パネルはGATT第2、8 条違反とした。一方、上級委員会は、譲許表 に規定された形式と異なる形式での関税の適 用は、譲許表に規定した関税を超える徴収を もたらす限りにおいてGATT第2条違反とし、 パネルの認定を変更した。上級委員報告を受け、 アルゼンチンは、1999年1月1日までに統計税 を0.5%に削減し、1998年10月19日までに特別 関税の上限を35%（譲許税率）とする事で、勧 告の履行を行った。	GATT TBT 関税評価 繊維
57. 豪州の繊維衣服靴輸入 信用制度	米国	1996/10/ 7 協議要請	豪州の革製品に対する補助金交付が、補助金 協定第3条に違反すると米国が申立て。	補助金
58. 米国のエビ保護海ガメ 法	インド マレーシア パキスタン タイ 【豪州、コロンビア、 コスタリカ、EU、グ アテマラ、香港、日本、 メキシコ、ナイジェリ ア、パキスタン、フィ リピン、セネガル、シ ンガポール、スリラン カ、ベネズエラ】	1996/ 10/ 8 協議要請 1997/ 1/ 9 マレーシア・タイ、パネル設置要請 (1997/1/30パキスタン、パネル設置要 請) 2/25 パネル設置、インドがパネル設置要請 インド単独パネル設置（前者に併合） 1998/ 5/15 パネル報告書配布 7/ 3 米国上級委員会申立て 10/12 上級委員会報告書配布 11/ 6 パネル・上級委員会報告書採択 2000/ 10/23 パネル設置（履行確認） 2001/ 6/22 パネル報告書配布（履行確認） 10/22 上級委員会報告書配布（履行確認） 11/21 パネル・上級委員会報告書採択（履行 確認）	海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエ ビ製品の輸入制限が、GATT第1、11、13条に 違反する。また利益を無効化・侵害している との申立てに対して、パネルは、GATT第20条 では正当化されずGATT第11条1項違反と判断 したのに対し、上級委員会は、20条(g)に対す るパネルの判断のアプローチを拒絶し、はじ めに極めて抽象的な審査のみで20条(g)の要 件が満たされると判断し、次に柱書基準が満 たされているかどうかより具体的に判断する というアプローチを採用し、最終的には20条 での正当化は認められず、GATT違反と判断し た。	GATT
59. インドネシアの自動車 関連措置	米国	(DS54と合併)		
60. グアテマラのポータル ンドセメント輸入AD調査	メキシコ 【カナダ、エルサルバ ドル、ホンジュラス、 米国】	1996/ 10/15 協議要請 1997/ 2/ 4 パネル設置要請 3/20 パネル設置 1998/ 6/19 パネル報告書配布 8/ 4 グアテマラによる上訴 11/ 2 上級委員会報告書配布 11/25 パネル・上級委員報告書採択	メキシコからのセメント輸入に対するAD調査 が、AD協定第2、3、5、7.1条に違反するとの 申立てに対し、パネルはグアテマラが調査開 始を正当化するためのダンピング、損害及び 因果関係に関する十分な証拠がないにもかか わらず調査を開始したとして、AD協定第5.3 条違反を認めた。一方、上級委は、メキシコ はパネル設置要請の際に申立て措置の特定を 行わなかったためDSU第6.2条違反があると して、適切にパネル設置要請を行ったとのパ ネルの判断を覆した。このため、パネルが行 った実質的な論点については何ら判断しなかつ た。	AD
61. 米国のエビ保護海ガメ 法	フィリピン	1996/ 10/25 協議要請	海ガメの保護を意図した、米国のエビ及びエ ビ製品の輸入制限がGATT第1、2、3、8、11、 13条、TBT協定第2条に違反する。また利益を 無効化・侵害しているとしてフィリピンが申 立て。	GATT TBT
62. (67)、(68). EUのコン ピューター機器関税分類	米国 【日本、韓国、インド、 シンガポール】	1996/ 11/ 8 協議要請（「対英国 DS67」及び「対 アイルランドDS68」1997/2/14） 1997/ 2/11 パネル設置要請（「DS67」「DS68」3/7） 2/25 パネル設置（3/20「DS67」「DS68」と 併合） 1998/ 2/ 5 パネル報告書配布 3/24 EU上級委申立て 6/ 5 上級委員報告書配布 6/22 パネル・上級委員報告書採択	コンピューター機器に関する関税分類の変更 が、GATT第2条に違反するとの申立てに対 して、パネルはGATT第2条1項違反と判断した。 上級委員会もパネルと同様にGATT第2条1項 違反としたが、輸出国の「正当な期待」の観 点からの譲許の解釈、輸出国の「正当な期待」 の観点からの解釈がウィーン条約法条約第31 条に規定された誠実な解釈の規則に合致する とのパネルの判断を棄却した。	GATT
63. 米国の旧東独固形尿素 輸入へのAD措置	EU	1996/ 11/28 協議要請	旧東独からの固形尿素輸入に対し米国が行っ たAD措置は、AD協定第9条及び11条に違反し ているとしてEUが申立て。	AD
64. インドネシアの自動車 関連措置	日本	(DS54と合併)		
65. ブラジルの自動車貿易 投資関連措置	米国	1997/ 1/10 協議要請	DS52に基づく協議後、ブラジルが新たにと った自動車関連措置が、GATT第1、3条、TRIM 協定第2条、補助金協定第3、27.4条に違反し、 また利益を無効化・侵害しているとして米国 が申立て。	GATT TRIM 補助金
66. 日本の豚肉輸入に係る 措置	EU	1997/ 1/15 協議要請	豚肉及び豚肉製品に係る日本の措置が、GATT 第1、10.3、13条に違反する。また利益を無効 化・侵害して9条及び11条に違反しているとし てEUが申立て。	GATT
67. 英国のコンピューター 機器関税分類	米国	(DS62と合併)		
68. アイルランドのコンピ ューター機器関税分類	米国	(DS62と合併)		

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
69. EUの鶏肉製品輸入に 関する措置	ブラジル 【タイ、米国】	1997/ 2/24 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/30 パネル設置 1998/ 3/12 パネル報告書 4/29 ブラジル上級委申立て 7/13 上級委員報告書配布 7/23 パネル・上級委員報告書採択	鶏肉製品に関するEUの輸入レジーム及び関税 割当が1994年GATT第10、27条、輸入許可手続 協定第1、3条に違反する。また利益を無効化・ 侵害している。関税率割当の枠外にある鶏肉 の輸入に対し課される特別セーフガードの実 行において、農業に関する協定第4、5条に違 反するとの申立てに対して、パネルは農業に 関する協定第5条違反を認定した。これに対 し上級委員会は、パネルの5条1項bの解釈を修正 するとともに、5条5項違反を認定した。	GATT ライセンス 農業協定
70. カナダの民間航空機輸 出に係る措置	ブラジル 【EU、米国】	1997/ 3/10 協議要請 1998/ 7/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 4/14 パネル報告書配布 5/ 3 加上級委申立て 8/ 2 上級委員報告書配布 9/ 6 協議要請（履行確認） 11/23 パネル設置要請（履行確認） 12/ 9 パネル設置（履行確認） 2000/ 5/ 9 パネル報告書配布（履行確認） 5/22 ブラジルによる上級委申立て（履行確 認） 7/21 上級委員報告書配布（履行確認） 2000/ 8/ 4 パネル・上級委員報告書採択	ブラジルへの民間機輸出に対する加政府・州 の補助金交付は、補助金協定第3条に違反す るとの申立てに対して、パネル及び上級委は、 カナダの補助金の一部（CA制度に基づく融資 と技術提携制度（TPC））についての輸出 補助金であると認定し、これらの廃止を勧告 した。なお、補助金協定第1.1(b)の利益の判 定に受益者利益説と商業的ベンチマークが採 用された。DSU第21.5条パネルはTPCにつ いては完全に履行されていないと判断した。 DSU第21.5条上級委は、TPCについてはブラジ ルが立証に失敗したと判断した。	補助金
71. カナダの民間航空機輸 出に係る措置	ブラジル	1997/ 3/10 協議要請	カナダのDS70と同様の措置は、補助金協定第5 条の悪影響があり、相殺関税の対象となる（補 助金協定第7条）としてブラジルが申立て。	補助金
72. EUの乳製品に係る措置	ニュージーランド 【米国】	1997/ 3/24 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 11/11 二国間合意通報	EU及び英国税務局のNZ産バターに対する措 置がGATT第2、10、11条及びTBT協定第2条、 輸入許可手続協定第3条に違反しているとし てニュージーランドが申立て。	GATT TBT ライセンス
73. 日本の人工衛星調達	EU	1997/ 3/26 協議要請 7/31 二国間合意通報	日本の人工衛星調達の入札に係る明細事項は 明示的に米国以外を排除するものであり、政 府調達協定附属書付表1に反し、6(3)、7(2)に 違反するとしてEUが申立て。	政府調達
74. フィリピンの豚肉・鶏 肉に係る措置	米国	1997/ 4/ 1 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	フィリピンの豚肉・鶏肉の関税割当に伴う許 可等の遅延は、1994年GATT第3、10、11条、 農業協定第4条、輸入許可手続協定第1、3条、 TRIM協定第2、5条違反するとともに、利益を 無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATT 農業 ライセンス TRIM
75. 韓国の酒税	EU 【カナダ、メキシコ】	1997/ 4/ 4 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/28 韓国上級委申立て 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委員報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国 税賦課は、1994年GATT第3条2項に違反する との申立てに対して、パネルは1994年GATT第3 条2項違反を認定。これに対し上級委員会もパ ネルの判断を支持した。	GATT
76. 日本の農産物に係る措 置	米国 【ブラジル、EU、ハ ンガリー】	1997/ 4/ 7 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1998/ 10/27 パネル報告書配布 11/24 日本上級委申立て 1999/ 2/22 上級委員報告書配布 3/19 パネル・上級委員報告書採択 2001/ 8/23 二国間合意通報	日本が特定の農産物への検疫措置として品種 ごとの検査を義務付けていることが、SPS協定 の関連規定、GATT第11条、農業協定第4条に 違反し、利益を無効化・侵害しているとする 米国の主張について、パネルは日本の措置は SPS協定第2.2条（科学的根拠に基づく措置実 施）、第5.6条（貿易制限的とならない保護水 準の確保）及び衛生植物検疫上の規制の透明 性確保に係る附属書Bに違反すると判断し、上 級委員会もパネルの判断をおおむね支持し た。日本は1999年12月末までにパネル・上級 委の勧告を履行する旨米国と合意し、同期間 内に問題の措置を廃止。その後も日米は新た な検疫措置について協議を継続し、2001年8月 に本件について完全な合意に至った旨DSBに 通報した。	SPS GATT 農業
77. アルゼンチンの靴繊維 衣服関連措置	EU 【米国】	1997/ 4/17 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 7/29 パネル停止 1999/ 7/29 パネル設置根拠喪失	アルゼンチンの繊維等に対する特定関税など の措置がGATT第2条、繊維協定第7条、及び TBT協定第14.1条に違反しているとしてEUが 提訴。	GATT 繊維 TBT
78. 米国のトウモロコシ輸 入に係るセーフガード措置	コロンビア	1997/ 4/28 協議要請	米国のトウモロコシ輸入に対するSG措置が、 SG協定第2、4、5、9、12条、GATT第2、13、 14条に違反し、また利益を無効化・侵害して いるとしてコロンビアが申立て。	SG GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
79. インドの医薬品農業用 化学品特許保護	EU 【米国】	1997/ 4/28 協議要請 9/ 9 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 8/24 パネル報告書配布 9/22 パネル報告書採択	インドの医薬品・農業用化学品の特許保護制度がTRIPs協定第70.8、70.9条に違反するとの申立てに対し、パネルは、インドは医薬品及び農業用化学品の物質特許申請の新規性・優先性を保護する適切な措置及び期間排他的販売権を付与する措置を確立していないとして、TRIPs協定第70.8(a)条及び70.9条違反を認めた。	TRIPs
80. ベルギーの商業用電話 帳サービス	米国	1997/ 5/ 2 協議要請	ベルギーの電話帳出版業に対する免許付与条件等の措置が、GATS第2、6、8、17条に違反し、EUのコミットメントによる利益を無効化・侵害しているとして米国が申立て。	GATS
81. ブラジルの自動車貿易 投資関連措置	EU	1997/ 5/ 7 協議要請	ブラジル自動車関連措置 (1997年3月に新たに与えられた措置等を含む) が、GATT第1、3条、補助金協定第3、5、27.4条、TRIM協定第2条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	GATT 補助金 TRIM
82. アイルランドの著作隣 接権付与に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 2/13 パネル設置要請取り下げ 2000/ 11/ 6 二国間合意通報	アイルランドの著作隣接権付与の制度が、TRIPs協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
83. デンマークの知的財産 権に係る措置	米国	1997/ 5/14 協議要請 2001/ 6/ 7 二国間合意通報	デンマークの知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPs協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
84. 韓国の酒税	米国 【カナダ、メキシコ】	1997/ 5/23 協議要請 9/10 パネル設置要請 10/16 パネル設置 1998/ 9/17 パネル報告書配布 10/20 韓国上級委申立て (DS75と同一) 1999/ 1/18 上級委員会報告書配布 2/17 パネル・上級委員会報告書採択	韓国の酒税法・教育税法による酒類への内国税賦課は、1994年GATT第3条2項に違反し、同条の利益を侵害しているとの申立てに対し、パネルは1994年GATT第3条2項違反を認定。これに対し上級委員会もパネルの判断を支持した。	GATT
85. 米国の繊維・衣服に係 る措置	EU	1997/ 5/23 協議要請 1998/ 2/11 二国間合意通報	米国の繊維・衣服に関する原産地規則の変更は、繊維協定第2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、GATT第3条及びTBT協定第2条に違反するとしてEUが申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
86. スウェーデンの知的財 産権に係る措置	米国	1997/ 5/28 協議要請 1998/ 12/ 2 二国間合意通報	スウェーデンの知的財産権を含む民事訴訟手続に係る暫定措置を策定しないことは、TRIPs協定第50、63、65条による義務に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
87. (110). チリの酒税	EU (DS87) 【カナダ、メキシコ、 ペルー、米国】 EU (DS110) 【カナダ、ペルー、米 国】	1997/ 6/ 4 協議要請 (「DS110」12/15) 10/ 3 パネル設置要請 (「DS110」1998/3/9) 11/18 パネル設置 (「DS110」1998/3/25。その後DS87と合併) 1999/ 6/15 パネル報告書配布 9/13 チリ上級委申立て 12/13 上級委員会報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委員会報告書採択	EUは、チリが輸入蒸留酒に対し国産蒸留酒 (ぶどう酒を蒸留させた『ビスコ』) よりも高い特別売上税を課しているのは、GATT第3条に違反する旨主張。チリはDS87の提起に伴い暫定的な措置改正を行ったが、EUは当該新措置もGATT違反としてDS110を提起。パネルはチリの新措置についてもGATT第3.2条 (内国税・課徴金に係る内国民待遇) に違反すると判断し、上級委員会もパネルの判断をおおむね支持した。2001年2月のDSBにおいて、チリは輸入蒸留酒と『ビスコ』への課税率を同率にする法改正を完了し、パネル・上級委の勧告を履行した旨通報を行った。	GATT
88. (95). 米国の政府調達 に係る措置	EU 【日本】	1997/ 6/20 協議要請 (「DS95」7/18) 1998/ 9/ 8 パネル設置要請 (「DS95」9/8) 10/21 パネル設置 (DS95と合併) 1999/ 2/10 パネル停止 2000/ 2/11 パネル設置根拠喪失	米国マサチューセッツ州法が州に対しミャンマー政府と取引のあった企業と取引することを禁じているのは、政府調達協定第8 (B)、10、13条に違反し、利益を無効化・侵害しているとしてEUが申立て。	政府調達
89. 米国の韓国製カラーテ レビ輸入に係るAD措置	韓国 【ブラジル】	1997/ 7/10 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 1998/ 1/ 5 パネル設置要請撤回 (再要請の権利留 保) 9/22 韓国が要請を撤回	米国が韓国製カラーテレビに対し、ダンピングの不在及び輸出中断にも拘わらずAD義務を賦課していたことは、GATT第6条及びAD協定第1、2、3、4、5、11条に違反するとして韓国が申立て。	GATT AD
90. インドの農業・繊維・ 工業製品輸入に係る数量制 限	米国	1997/ 7/15 協議要請 10/ 3 パネル設置要請 11/18 パネル設置 1999/ 4/ 6 パネル報告書配布 5/26 インド上級委申立て 8/23 上級委員会報告書配布 9/22 パネル・上級委員会報告書採択	インドが2700品目に及ぶ農業・繊維・工業製品につき輸入数量制限を行っているのは、GATT第11、18条、農業協定第4条2項、輸入ライセンシス協定第3条に違反するとの米国の主張について、パネルはインドの措置が、GATT第11条 (数量制限)、18.11条 (経済開発を目的とする範囲内での輸入制限の維持) に違反するとともに、農産品に対する輸入制限は農業協定第4.2条 (農産品の輸入制限措置の一般的禁止) に違反し、米国の協定上の利益を無効化・侵害していると判断。上級委もパネルの判断を全面的に支持した。2001年4月のDSBにおいて、インドは問題とされたすべての品目について数量制限を撤廃しDSBの勧告を履行した旨通報した。	GATT 農業

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
91. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	豪州	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/23 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
92. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	カナダ	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 3/25 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由と同様)	GATT 農業
93. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	ニュージーランド	1997/ 7/16 協議要請 1998/ 9/14 二国間合意通報	(DS90. の米国による申立て事由に加え) 利益を無効化・侵害している。	GATT 農業
94. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	スイス	1997/ 7/18 協議要請 1998/ 2/23 二国間合意通報	(上記DS90. ～93. の申立て事由と同様。但し農業協定を除く)	GATT
95. 米国の政府調達に係る措置	日本	(DS88 と合併)		
96. インドの農業・織物・工業製品輸入に係る数量制限	EU	1997/ 7/21 協議要請 1998/ 4/ 7 二国間合意通報	(上記DS90. の米国による申立て事由に加え) SPS協定第2、3、5条に違反するとして申立て。	GATT 農業 SPS
97. 米国のチリ産さけ輸入に係る相殺義務調査	チリ	1997/ 8/ 5 協議要請	チリ産さけに対する米商務省の補助金相殺義務調査は補助金協定第11条に違反するとしてチリが申立て。	補助金
98. 韓国の乳製品輸入に係るセーフガード決定	EU 【米国】	1997/ 8/12 協議要請 1998/ 1/ 9 パネル設置要請 6/10 新規のパネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/21 パネル報告書配布 9/15 韓国による上訴 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	韓国が乳製品に輸入割当の形でSG発動したのは、SG協定第2、4、5、12条及びGATT第19条に違反するとの申立てに対して、パネルは、重大な損害の認定に関するSG協定第4.2条違反及びSG措置の適用に関するSG協定第5条違反（ただし、上級委は数量制限を適用する場合以外のいかなる場合にも明白な説明が必要とのパネルの判断は破棄）を認定した。上級委は、GATT第19.1条についてのパネルの解釈を破棄し、「予見されなかった発展」は独立の要件であると判断した。	SG GATT
99. 米国の韓国製DRAMに対するAD税賦課	韓国	1997/ 8/14 協議要請 1998/ 1/16 パネル設置 1999/ 1/29 パネル報告書配布 2000/ 3/19 パネル設置要請（履行確認） 4/25 パネル設置（履行確認） 9/21 パネル停止（履行確認） 10/20 二国間合意通報	韓国製DRAMに対する米商務省のAD決定は、AD協定第6、11条に反するとして韓国が申立て。	AD
100. 米国の鶏肉製品輸入に係る措置	EU	1997/ 8/18 協議要請	米国によるEU産鶏肉製品の輸入禁止がGATT第1、3、10、11条及びSPS協定、TBT協定に反するとしてEUが申立て。	GATT SPS TBT
101. メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対するAD調査	米国	1997/ 9/ 4 協議要請	メキシコの米コーンシロップに対するAD決定及び措置の発動が、AD協定第5、6条に反するとして米国が申立て。	AD
102. フィリピン豚肉・鶏肉に係る措置	米国	1997/ 10/ 7 協議要請 1998/ 3/12 二国間合意通報	(DS74. の対象となった措置を改善するとの1997年政令8号も申立てに含む)	GATT 農業 ライセンス TRIM
103、(113). カナダの乳製品に係る措置	米国(103) ニュージーランド(113) 【アルゼンチン、豪州、EU、日本、メキシコ、米国(113)】	1997/ 10/ 8 協議要請(「DS113」1997/12/29) 1998/ 2/ 2 パネル設置要請(「DS113」1998/3/12) 3/25 パネル設置 5/17 パネル報告書配布 7/15 カナダ上級委申立て 1999/ 10/13 上級委報告書配布 10/27 パネル・上級委報告書採択 2001/ 2/16 パネル設置要請（履行確認） 3/ 1 パネル設置(履行確認) 7/11 パネル報告書配布(履行確認) 9/ 4 カナダ上級委申立て(履行確認) 12/ 3 上級委報告書配布(履行確認) 12/ 6 パネルⅡ設置要請(履行確認) 12/18 パネル・上級委報告書採択、パネルⅡ設置(履行確認) 2002/ 7/26 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 9/23 カナダ上級委Ⅱ申立て(履行確認) 12/20 上級委Ⅱ報告書配布(履行確認) 2003/ 1/17 上級委Ⅱ報告書採択(履行確認) 5/15 二国間合意通報	カナダの乳製品に係る輸出補助金及び関税制当は、GATT第2条、農業協定第3条、9条、補助金協定第3条、輸入ライセンス協定第1、3条に違反するとの申立てに対し、パネル及び上級委は農業協定第9条の輸出補助金に該当する措置であり、農業協定第10条違反であると認定した。DSU第21.5条パネル及び上級委は、カナダの履行が不十分であると判断した。	補助金 GATT 農業
104. EUのプロセスチーズ輸出に係る措置	米国	1997/ 10/ 8 協議要請	EUのプロセスチーズ輸出に係る補助金が、農業協定第8、9、10、11条、補助金協定第3条に反するとして米国が申立て。	農業 補助金
105. EUのパナナ輸入制限	パナマ	1997/ 10/24 協議要請	パナナの輸入、販売、流通に関するEUの制度に関する申立て（関連するWTO協定を特定せず）。	

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
106. 豪州の自動車用皮革 生産者・輸入者への補助金	米国	1997/ 11/10 協議要請 1998/ 1/22 パネル設置 6/11 パネル設置要求を撤回	豪州が自動車用皮革製品の生産者・輸出者に対する補助金は、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
107. パキスタンの獣皮輸 出制限	EU	1997/11/ 7 協議要請	パキスタンの獣皮輸出制限措置はEU産業の未加工、半加工原料調達を制限しているとしてEUが申立て（関連するWTO協定を特定せず）。	
108. 米国の外国小売業者 への課税制度	EU 【豪州、バルバドス、 ブラジル、カナダ、中 国、インド、ジャマイ カ、日本】	1997/ 11/18 協議要請 1998/ 7/ 1 パネル設置要請 9/22 パネル設置 1999/ 10/ 8 パネル報告書配布 11/26 米上級委申立て 2000/ 2/24 上級委報告書配布 3/20 パネル・上級委報告書採択 11/17 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請 11/27 米国のDSU第22.6条仲裁の要請 12/ 7 EUによるパネル設置要請(履行確認) 12/20 パネル設置(履行確認) 2001/ 8/20 パネル報告書配布(履行確認) 10/15 米国による上級委申立て(履行確認) 2002/ 1/14 上級委報告書配布(履行確認) 1/29 パネル・上級委報告書採択(履行確認) 2005/ 1/13 EUによるパネルⅡ設置要請(履行確認) 2/17 パネルⅡ設置(履行確認) 9/30 パネルⅡ報告書配布(履行確認) 11/24 米国による上級委Ⅱ申立て(履行確認) 2006/ 2/13 パネル・上級委Ⅱ報告書配布(履行確 認)	米国の外国小売業者（FSC）に対する特別課税制度は、補助金協定第3.1条、GATT第3.4、16条に違反するとの申立てに対して、パネルは補助金協定第3.1条の輸出補助金に該当するとして廃止を勧告、上級委もこれを支持し採択された。これを受けて米国は履行措置としてFSC廃止並びに改正法ETIを制定したが、第1回DSU第21.5条パネル及びDSU第21.5条上級委は依然として輸出補助金であり協定違反であると認定をし、DSU第21.5条上級委は補助金協定第4.7条の完全な実施を要請した。これにより米国は、ETI廃止法案である米国雇用創出法を制定したが、第2回DSU第21.5条パネルはこの実施措置についても完全な勧告を実施していないと認定した。また、DSU第21.5条パネルは新たな勧告が必要であるとの米国の主張には同意しないとした。	補助金 GATT
109. チリの酒税	米国	1997/ 12/11 協議要請	チリが輸入スピリッツに対し国産品よりも高い特別売上税を課しているのはGATT第3条2項に違反するとして米国が申立て。	GATT
110. チリの酒税	EU	(DS87と合併)		
111. 米国のグランドナッ ツに係る関税割当	アルゼンチン	1997/ 12/19 協議要請	米国の関税割当に係わる措置はGATT第2、10、12条、農業協定第1、4、15条、原産地規則協定第2条、輸入ライセンス協定第1条に違反し、又無効化・侵害を生じているとしてアルゼンチンが申立て。	GATT 農業 原産地 ライセンス
112. ペルーのブラジル製 バス輸入に係るCVD調査	ブラジル	1997/ 12/23 協議要請	ブラジル製バス輸入に係わるペルーのCVD調査手続は、補助金協定第11、13.1条に違反するとしてブラジルが申立て。	補助金
113. カナダの乳製品に係 る措置	ニュージーランド	(DS103と合併)		
114. カナダの医薬品特許 保護	EU 【日本、豪州、ブラジ ル、コロンビア、キュ ーバ、インド、イスラ エル、ポーランド、ス イス、タイ、米国】	1997/ 12/19 協議要請 1998/ 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/17 パネル報告書配布 4/ 7 パネル報告書採択	カナダの特許法等の現行法は、医薬品分野の発明の保護が不十分であり、TRIPs協定第7、8、27.1、28、30、33条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、カナダ特許法第55.2(2)条は、TRIPs協定第28条に基づき特許権者に付与された排他的権利を制限しており、TRIPs協定第30条に認められた限定的例外にも該当しないとして、TRIPs協定第28.1条違反を認めた。	TRIPs
115. EUの著作隣接権付与 に係る措置	米国	1998/ 1/ 6 協議要請 1/ 9 パネル設置要請 2000/11/ 6 二国間合意通報	EUの著作隣接権付与の制度が、TRIPs協定第9-14、63、65、70条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
116. ブラジルの支払期間 に係る措置	EU	1998/ 1/ 9 協議要請	ブラジルの輸入の支払期間に係る措置は、輸入ライセンス協定第3、5条に違反するとしてEUが申立て。	ライセンス
117. カナダのフィルム流 通サービスに係る措置	EU	1998/ 1/20 協議要請	カナダのフィルム流通サービスに係る措置は、GATS2、3条に違反するとしてEUが申立て。	GATS
118. 米国の港湾維持税	EU	1998/ 2/ 6 協議要請	米国の港湾維持税は、GATT第1、2、3、8、10条及び1994年GATT第2条1項(b)についての解釈了解に違反するとしてEUが申立て。	GATT
119. 豪州のコート紙輸入 に対するAD措置について	スイス	1998/ 2/20 協議要請 5/13 二国間合意通報	豪州のスイス産コート紙の輸入に対するAD措置は、AD協定第3、5条に違反するとしてスイスが申立て。	AD
120. インドの特定商品の 輸入に係る措置	EU	1998/ 3/16 協議要請 2000/ 10/12 パネル設置要請	インドのEXIM政策において、獣皮革が輸入品のネガティブ・リストに掲載され、実質的に輸入許可が拒否されているのは、GATT第11条に違反するとしてEUが申立て。	GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
121. アルゼンチンの履き 物輸入に係るセーフガード 措置	EU 【ブラジル、インドネ シア、パラグアイ、ウ ルグアイ、米国】	1998/ 4/ 3 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/23 パネル設置 1999/ 6/25 パネル報告書配布 9/15 アルゼンチンによる上訴 12/14 上級委報告書配布 2000/ 1/12 パネル・上級委報告書採択	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、12条及びGATT第19条に違反するとの申立てに対して、上級委は、アルゼンチンの調査、輸入の増加、重大な損害、因果関係の認定はSG協定第2.4条に違反するとのパネルの判断を支持した。また、SG措置はGATT第19条とSG協定双方が適用されるという解釈を示した。なお、SG協定第2.1条脚注とGATT第24条に関するパネルの認定を破棄した上で、アルゼンチンがメルコスール諸国を含むすべての輸入を考慮して重大な損害の認定をしたのに、SG措置をメルコスール以外の輸入にのみ発動したことは正当化できないとした。	SG GATT
122. タイのポーランド製 鉄鋼に対するAD措置	ポーランド 【日本、EU、米国】	1998/ 4/ 6 協議要請 1999/ 10/13 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 9/28 パネル報告書配布 10/23 タイによる上訴 2001/ 3/12 上級委員会報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	タイのポーランド製鉄鋼に対するAD税賦課、及び情報開示の拒否はAD協定第2、3、5、6条に違反するとの申立てに対し、パネルは(a)「実証的証拠」の「客観的審査」に基づき、ダンピング輸入の価格への影響を考慮しなかったとしてAD協定第3.2条第2文、3.1条違反、(b) AD協定第3.4条に列挙された要因をすべて考慮せず、また「公平かつ客観的な評価」若しくは「実質的証拠」の「客観的審査」に基づきいかに損害が肯定されたかに関し、的確な説明を怠ったとしてAD協定第3.4、3.1条違反、(c) (a)及び(b)に基づき、ダンピング輸入と損害との因果関係を認定したとしてAD協定第3.5、3.1条違反を認めた。一方、上級委はAD協定第3.1条の一部、及びAD協定第17.6(i)条についてのパネル決定を破棄したが、タイの上級委申立てがなかったAD協定第3.2、3.4、3.5条違反に関するパネル決定については審査しなかった。	AD
123. アルゼンチンの履き 物輸入に係るセーフガード 措置	インドネシア	1998/ 4/23 協議要請 1999/ 4/15 パネル設置要請 5/10 パネル設置要請取り下げにより終了	アルゼンチンが輸入履き物に対してとったセーフガード措置は、セーフガード協定第2、4、5、6、7、12条、及びGATT第19条に違反するとしてインドネシアが申立て。	SG GATT
124. EUの動画・テレビ番 組に係る知的財産権の執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPs協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
125. ギリシャの動画・テレ ビ番組に係る知的財産権の 執行	米国	1998/ 4/30 協議要請 2001/ 3/20 二国間合意通報	ギリシャにおいて著作権者の許可なく動画及びテレビ番組が放映され、権利保護の措置がとられていないのはTRIPs協定第41、61条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
126. 豪州の自動車用皮革 生産者・輸出者への補助金	米国 【EU、メキシコ】	1998/ 5/ 4 協議要請 6/11 パネル設置要請 6/22 パネル設置 1999/ 5/25 パネル報告書配布 10/ 4 米国によるパネル設置要請(履行確認) 10/14 パネル設置(履行確認) 2000/ 1/21 パネル報告書配布(履行確認) 2000/ 2/11 パネル報告書採択(履行確認) 2000/ 7/24 二国間合意通報	豪州が自動車用皮革の生産者・輸出者に対して与えた財政的援助は、補助金協定第3条に違反するとの申立てに対し、パネルは事実上の輸出条件を認定して補助基金協定第3条違反の輸出補助金であると判断し、90日以内に廃止することを勧告した。DSU第21.5条パネルは豪州は禁止補助金を廃止していないと認定した。また、一度きりの過去の補助金の実効的な救済のためには補助金全額の返済を求めるという考え方も示した。	補助金
127. ベルギーの補助金の 性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ベルギーが「輸出経営者」をリクルートした者に対し税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
128. オランダの補助金の 性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	オランダの所得税法において輸出による収入に「輸出留保」を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
129. ギリシャの補助金の 性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	ギリシャの所得税法において輸出者に年間の輸出収入の割合に応じて税控除を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
130. アイルランドの補助 金の性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	アイルランドの所得税法において国内製造品の輸出による収入に特別の税率を適用する資格を設けているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金
131. フランスの補助金の 性質を有する所得税	米国	1998/ 5/ 5 協議要請	フランスの所得税法において、企業の海外取引の初期費用を暫定的に税控除し、企業に特別な準備金を認めているのは、補助金協定第3条に違反するとして米国が申立て。	補助金

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
132. メキシコの米国産高 糖度コーンシロップに対す るAD調査	米国 【ジャマイカ、モーリ シャス】	1998/ 5/ 8 協議要請 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 1/28 パネル報告書配布 2/24 パネル報告書採択 10/12 米国によるパネル設置要請 (履行確認) 10/23 パネル設置 (履行確認) 2001/ 6/22 パネル報告書配布 (履行確認) 7/24 メキシコによる上級委申立て (履行確 認) 10/22 上級委報告書配布 (履行確認) 11/21 パネル・上級委報告書採択 (履行確認)	メキシコの米国産高糖度コーンシロップに対 するAD調査及び損害のおそれの決定は、AD 協定第2～7、9、10、12条に違反するとの申立 てに対し、パネルはAD協定第3.1、3.2、3.4、 3.7(i)条 (損害認定)、7.4条 (暫定措置)、 10.2条 (暫定措置適用期間への適反的賦課)、 10.4条 (暫定措置適用期間中の供託金返還)、 12.2、12.2.2条 (AD税の適反的賦課に関する 説明) それぞれの違反を認めた。また、DSU 第21.5条パネルはメキシコの再認定はAD協 定第3.1、3.4、3.7、3.7条(i)に違反しており、 したがってメキシコは当初パネルの勧告を実 施していないと結論し、DSU第21.5条上級委 もこれらをすべて支持した。	AD
133. スロバキアの乳製品 輸入及び家畜輸送に係る措 置	スイス	1998/ 5/11 協議要請	スロバキアの乳製品輸入及び家畜輸送に係る 措置は、スイスのチーズ及び家畜の輸出に悪 影響を与えており、GATT第1、3、5、10、11 条、SPS協定第5条、輸入ライセンス協定第5 条に違反するとしてスイスが申立て。	GATT SPS ライセンス
134. EUのコメの輸入税	インド	1998/ 5/28 協議要請	1997年7月から施行されたEUのコメの輸入税 を決定するCRS(cumulative recovery system) はインドからのコメの輸入を制限し、GATT 第1、2、3、7、11条、関税評価協定第1-7、1 条、輸入ライセンス協定第1、3条、TBT第2条、 SPS協定第2条、農業協定第4条に違反するとし てインドが申立て。	GATT 関税評価 ライセンス TBT SPS 農業
135. EUのアスベスト及び その製品に係る輸入禁止措 置	カナダ	1998/ 6/28 協議要請 1998/ 10/21 パネル設置要請 11/25 パネル設置 2000/ 9/18 パネル報告書配布 10/23 カナダが上級委申立て 2001/ 3/12 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	フランスのアスベスト及びその製品の輸入禁 止措置は、SPS協定第2、3、5条、TBT協定第2 条、農業協定第4条に違反する、とのカナダの 主張について、パネルは、①輸入の一般的禁 止にはGATTが適用されるべきであり、TBT上 の問題ではなく、例外的な輸入許可について はTBTが規定する「強制規格」と見なしう るものの、カナダを例外規定について争ってい ない、とした上で、②フランスが輸入を禁止 した温石綿とそれに代替しうる繊維、又は温 石綿を含む製品と温石綿に代替しうる繊維を 含む製品とは、GATT第3.4条 (同種の製品に 対する内国民待遇) における「同種の製品」 であるため、フランスの輸入禁止命令は3.4条 に違反しているものの、③GATT第20条(b) (健 康保護措置の一般的例外) により正当化され る旨判断した。これに対して上級委員会は、 ①と②についてパネルの判断を覆す一方で、 ③についてはこれを支持し、申立て国は本件 措置に関するEUの協定違反を立証しなかつ たとして措置の是正に係る勧告を行わなかつ た。	SPS TBT 農業
136. 米国の1916年AD法	EU 【日本、インド、メキ シコ】	1998/ 6/ 9 協議要請 11/11 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 2000/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2004/ 2/24 対抗措置規模に係る仲裁裁定配布	米国1916年AD法は1930年関税法と並行して 存在しており、GATT第3、6条、WTO設立協 定第16条(4)、AD協定第1～5条に違反する との申立てに対し、パネルは、1916年米国AD法 は、(a) 損害認定を要件としていないとして GATT第6.1条違反、(b) AD税以外の救済措 置を規定しているとしてGATT第6.2条違反、(c) (a)及び(b)よりWTO設立協定第16.4条違反、 (d) 十分な手続的要件を規定していないとし てAD協定第1、4、5.5条違反を認め、上級委 もこれらをすべて支持した。	AD GATT WTO設立
137. EUの松柏類木材の輸 入に係る措置	カナダ	1998/ 6/17 協議要請	カナダからの松柏類木材の輸入に係るEU理 事会指令及び関連措置は、GATT第1、3、11 条、SPS協定第2、3、4、5、6条、TBT協定第2 条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT SPS TBT
138. 米国のイギリス製鉄 鋼製品に対する相殺関税賦 課	EU 【ブラジル、メキシ コ】	1998/ 6/30 協議要請 1999/ 1/14 パネル設置要請 2/17 パネル設置 12/23 パネル報告書配布 2000/ 1/27 米国が上級委申立て 5/10 上級委報告書配布 6/ 7 パネル・上級委報告書採択	米国の英国製鉄鋼製品に対する米国の相殺関 税の賦課は、補助金協定の1.1、10、14、19.4 条に違反しているとしてEUが申立て。	補助金

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
139. (142). カナダの自動車政策に係る措置	日本 (139) EU (142) 【インド、韓国、米国】	1998/ 7/ 3 協議要請 (「DS142」8/17) 11/12 パネル設置要請 1999/ 2/ 1 パネル設置 (「DS142」と合併) 2000/ 2/11 パネル報告書配布 3/ 2 カナダが上級委申立て 5/31 上級委報告書配布 6/19 パネル・上級委報告書採択	米加FTA(自由貿易協定)に基づくオートバ クト協定によって、カナダは一部の自動車会 社にローカルコンテンツ要求、製造販売要求 を条件に自動車の無関税輸入を許しており、 こうした措置は、GATT第1. 1、3. 4、24条、TRIM 第2条、補助金協定第3条、GATS2、6、17条違 反する、との日本・EUの主張に対して、パネ ルは、同措置は①GATT第1. 1条(最恵国待遇) に違反し、24条(自由貿易地域への一般例外) で正当化されない、②ローカルコンテンツ要 求はGATT第3条(内国民待遇) 違反、③輸入 税の免除は補助金協定第3. 1条(禁止補授与 金) 違反、④自動車販売サービスへの免税及 びローカルコンテンツ要求はサービス協定第 2条及び17条違反、との判断を行った。これに 対し上級委員会は、④についてサービス協定 第2条違反としたパネルの判断を棄却したも の、それ以外の論点については、これらをお おむね支持した。カナダは2001年2月に問題 となった優遇措置を廃止する行政命令を施行 した。	GATT TRIM 補助金 GATS
140. EUのインド産無漂白 綿布に関するAD調査	インド	1998/ 8/ 3 協議要請	インド産無漂白綿布に対するEUのAD決定プ ロセスは、客観性を欠き、インドの開発途上 国としての立場を無視しており、AD協定第2、 3、5、6、12、15条及びGATT第1、6条に違反 するとしてインドが申立て。	AD GATT
141. EUのインドからのベ ットリネン輸入に対する AD措置	インド 【日本、エジプト、韓 国、米国】	1998/ 8/ 3 協議要請 1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 パネル設置 2000/ 10/30 パネル報告書配布 12/ 1 EUによる上訴 2001/ 3/ 1 上級委員会報告書配布 3/12 パネル・上級委報告書採択 2002/ 3/ 8 協議要請(履行確認) 5/ 7 パネル設置要請(履行確認) 5/22 パネル設置(履行確認) 11/29 パネル報告書配布(履行確認) 2003/ 1/ 8 インドによる上訴(履行確認) 4/ 8 上級委員会報告書配布(履行確認) 4/24 パネル・上級委報告書採択(履行確認)	インド産のベッドリネンに対するEUのAD措 置決定プロセスは、不公正で客観性を欠き、 AD協定第2、3、5、6、12、15条及びGATT第1、 6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、 EUが(a) ダンピング・マージンを決定する際 に、ゼロイングを行ったとしてAD協定第 2. 4. 2条違反、(b) 国内産業の状態を考慮す る際に、AD協定第3. 4条に列挙された要因のす べてを考慮しなかった等として3. 4条違反、 (c) AD税賦課前に、建設的な救済の可能性を 検討しなかったとしてAD協定第15条違反を 認めた。一方、上級委はAD協定第2. 4. 2条違 反に係るパネル認定を支持しつつ、更に、EU のSG&A及び利潤額の計算についてのパネル 認定を一部破棄し、2. 2. 2(ii) 条違反を認めた。 また、DSU第21. 5条パネルは、EUのAD措置は AD協定及びDSUに違反していないと結論した が、DSU第21. 5条上級委は一部DSU第21. 5条パ ネル認定を破棄し、ダンピング輸入量の決定 についてAD協定第3. 1、3. 2条違反を認めた。	AD GATT
142. カナダの自動車政策 に係る措置	EU	(DS139と合併)		
143. スロバキアのハンガ リー小麦に対する輸入税	ハンガリー	1998/ 9/19 協議要請	1998年9月に発効した、スロバキアのハンガ リーからの小麦に対する輸入税賦課の規則は、 GATT第1、2条、農業協定第4条に違反する としてハンガリーが申立て。	GATT 農業
144. 米国の牛・豚・穀物輸 入に係る措置	カナダ	1998/ 9/25 協議要請	米国サウス・ダコタ州等で、牛・豚・穀物を積 載したカナダのトラックの州内への立入り・ 通過を禁じているのは、SPS第2～6、13条、附 属書B、C、TBT第2、3、5、7条、農業協定第4 条、GATT第1、3、5、11、24. 12条に違反し、 利益を無効化・侵害している。カナダはDSU 第4. 8の緊急規定を援用。	SPS TBT 農業 GATT
145. アルゼンチンのEU産 小麦グルテン輸入に係る相 殺関税	EU	1998/ 9/23 協議要請	アルゼンチンのEU産小麦グルテンに対する 相殺関税は、補助金協定第11. 11に定める18か 月の調査期間を超過しており、補助金協定第 10条に違反。	補助金
146. (175). インドの自動 車セクターに係る措置	EU (146) 【日本、韓国】 米国 (175) 【日本、韓国、EU】	1998/ 10/ 6 協議要請 (「DS175」 1999/ 5/ 1) 2000/ 10/12 パネル設置要請 (「DS175」 2000/5/15) 11/17 パネル設置 (「DS175」と合併) 2001/ 12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 インド、上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に課している一定レベル のローカルコンテンツの達成や部品の輸出義 務達成度に応じた輸入量規制による輸出入均 衡制度等は、GATT第3、11条及びTRIM協定第 2条に違反するとのEU・米国の主張について、 パネルはインドの措置について、ローカルコ ンテンツ要求はGATT第3. 4条(内国民待遇) に違反、②輸出入均衡要求はGATT第11条(数 量制限の一般的禁止) に違反するとともに GATT第3. 4条にも違反、との判断を行った。 これに対し、インドは上級委員会に申立てを 行ったが、審理開始後に同申立てを取り下げ た。2002年8月、インドは問題の措置を完全に 廃止した。	GATT TRIM

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
147. 日本の皮革に係る関 税割当及び補助金	EU	1998/ 10/ 8 協議要請	日本の皮革の関税割当の運用及び補助金は、 日本の皮革産業と同地域に利益を与えてお り、輸入許可手続協定第1.6、3.5(g) (h) (i) (j) 及び補助金協定第6条に違反するとしてEUが 申立て。	ライセンス 補助金
148. チェコのハンガリー 小麦の輸入税に係る措置	ハンガリー	1998/ 10/12 協議要請	1998年10月に発効した、チェコの規制（ハン ガリー小麦に対する輸入税を増額）は、譲許 表のバインド率を上回り、ハンガリーのみに 適用しており、GATT第1、2条、農業協定第4 条に違反するとしてハンガリーが申立て。な お、ハンガリーはDSU第4.8の緊急規定を援 用。	GATT 農業
149. インドの輸入制限	EU	1998/ 10/29 協議要請	インドの輸出入政策による輸入制限は、GATT 第3、10、11、13、17条、農業協定第4.2条、 輸入ライセンス協定第1、2、3条に違反し、 GATT第20、21条によって正当化されないとし てEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス
150. インドの関税引き上 げ措置	EU	1998/ 10/30 協議要請	インドの1975年関税法譲許表1、特別関税、特 別付加関税に関する措置は、全体として譲許 税率を上回る関税を課すものであり、GATT 第2.1(b)、3.2条に違反するとしてEUが申立 て。	GATT
151. 米国の繊維・衣服に係 る措置	EU	1998/ 11/19 協議要請 2000/ 7/30 二国間合意通報	米国の繊維・衣服に関する原産地規則の変更 について、米国は(前述85.の)二国間合意の 内容を実施しておらず、依然として繊維協定第 2.4、4.2、4.4条、原産地規則協定第4.2条、 GATT第3条、TBT第2条に違反するとしてEU が申立て。	繊維 原産地 GATT TBT
152. 米国の1974年通商法 第301条～310条	EU 【ブラジル、カナダ、 コロンビア、コスタリ カ、キューバ、ドミニ カ、ドミニカ共和国、 エクアドル、香港、イ ンド、イスラエル、ジ ヤマイカ、日本、韓国、 セントルシア、タイ、 中国】	1998/ 11/25 協議要請 1999/ 1/26 パネル設置要請 3/ 2 パネル設置 1999/ 12/22 パネル報告書配布 2000/ 1/27 パネル報告書採択	EUは、パナナ問題のEUの勧告不履行に関する 米国の一方的決定に関連して、米国の1974年 通商法タイトルⅢ第1章(301条～310条、特に 305、306条)が、DSBでの承認を経ることなく 貿易紛争に係る米国の対抗措置の発動を一方 的に決定する制度となっていることは、DSU 第23条（一方的措置の禁止）等に違反し、利 益を無効化・侵害しているとの主張を行った。 これについてパネルは、米国が、 SAA(Statement of Administrative Act)の中で、 「WTO協定違反若しくは米国の協定上の権利 侵害に関する通商法第301条決定は、いかなる 場合もDSBによって採択されたパネル・上級 委員会の決定に基づくものとする」旨規定し ていること、またその遵守をパネル審理にお いて繰り返し約束したことをふまえ、問題の 措置はDSUに反しないと判断した。しかしそ の一方で、仮にこの約束が撤回されることが あれば、上記パネルの結論もその根拠を失う こととなる旨指摘した。	DSU
153. EUの医薬品・農業の 特許保護	カナダ	1998/ 12/ 2 協議要請	EU規則は医薬品と農業に限って特許期間の 延長制度をとっており、TRIPs協定第27条1項 に違反するとしてカナダが申立て。	TRIPs
154. EUのコーヒーに係る 特惠措置	ブラジル	1998/ 12/ 7 協議要請	EUの一般特惠に基づくコーヒーの輸入は、ブ ラジル産コーヒーの輸入に悪影響を与えてお り、授権条項、GATT第1条に違反し、ブラジ ルの利益を無効化・侵害しているとしてブラ ジルが申立て。	GATT
155. アルゼンチンの牛革 輸出及び加工済み皮革の輸 入に係る措置	EU 【米国】	1998/ 12/23 協議要請 1999/ 5/31 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 12/19 パネル報告書配布 2001/ 2/16 パネル報告書採択	アルゼンチンの牛革の事実上の輸出禁止は GATT第11.1条、10.3条(a)に違反し、また、 付加価値税及び事前取引高税はGATT第3.2条 に違反するとのEUの主張について、パネル は、事実上の輸出禁止措置について、GATT 第11条（数量制限の一般的廃止）違反は否定 したものの、同措置はGATT第10.3条(a)（貿 易規制の公平かつ合理的な方法での実施）に 違反すると判断した。また、付加価値税及び 事前取引高税については、ともにGATT第3.2 条（内国民待遇）違反するとし、これらの違 反はGATT第20条(d)（法令遵守確保のため に必要な措置の一般的例外）によって正当化さ れないと判断した。	GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
156. グアテマラのメキシ コ製灰色ポートランドセ メントへの確定AD税	メキシコ 【EU、エクアドル、 エルサルバドル、ホン ジュラス、米国】	1999/ 1/ 5 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 10/24 パネル報告書配布 12/12 パネル報告書採択	グアテマラのメキシコ製ポートランドセメントに対する確定AD税は、AD協定第1～3、5～7、12、18条、附属書Ⅰ、Ⅱ及びGATT第6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、AD協定第5.3、5.8条（調査開始の十分な証拠）、5.5条（メキシコ政府への通知）、12.1.1条（調査開始の公告）、6.1.3条（申請書全文の提供）、6.1.2、6.4条（調査ファイルへのアクセス拒否等）、6.2条（輸出者の反論の機会）、附属書I(2)（調査団に民間の専門家が含まれていることの通知）、6.5、6.5.1条（秘密情報）、6.9条（重要事実の開示）、6.8条（ファクツ・アベイラブル）、3.1、3.2、3.4、3.5条（損害及び因果関係の認定）それぞれの違反を認めた。	AD GATT
157. アルゼンチンのイタ リア製ドリル刃に対する AD課税	EU	1999/ 1/14 協議要請	アルゼンチンのイタリア製ドリル刃に対するAD税賦課に際し、調査期間が18か月を超えており、AD協定第1条、5.10条に違反するとしてEUが申立て。	AD
158. EUのパナナ輸入・販 売・流通制度	グアテマラ、ホンジュ ラス、メキシコ、パナ マ、米国	1999/ 1/20 協議要請	EUが勧告の実施として行ったパナナ輸入制度の改善は、依然としてWTO輸入ライセンス協定第6条に違反するとして米国及び中南米諸国が申立て。（関連協定を特定せず）	ライセンス
159. ハンガリーのチェコ 製鉄鋼製品輸入に係るセ ーフガード措置	チェコ	1999/ 1/21 協議要請	ハンガリーが広範囲の鉄鋼製品の輸入割当をチェコに対してのみ行っているのは、GATT第119条、セーフガード協定に違反するとしてチェコが申立て。	GATT SG
160. 米国の著作権法第110 条(5)	EU 【日本、豪州、ブラジ ル、カナダ、スイス】	1999/ 1/26 協議要請 4/15 パネル設置要請 5/26 パネル設置 2000/ 6/15 パネル報告書配布 7/27 パネル報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2002/ 2/26 仲裁手続中断 2003/ 6/23 二国間暫定合意	米国の著作権法第110条(5)は公共の場でラジオ・テレビによる音楽を著作権料を払うことなく放送することを認めるものであり、ベルヌ条約1条～21条の遵守を規定するTRIPs協定第9.1条に違反するとの申立てに対し、パネルは、米国著作権法第110条(5)(B)の規定は、TRIPs協定第13条で認められている著作権保護の例外の要件を満たしていないとして、TRIPs協定第9.1条に基づき、ベルヌ条約11条の2(1)(ii)及び同11条(1)(iii)条違反を認めた。	TRIPs
161、(169) 韓国の生鮮・ チルド・冷凍牛肉の輸入に 係る措置	米国 (161) 【豪州、カナダ、ニュ ージーランド】 豪州 (169) 【カナダ、ニュージー ランド、米国】	1999/ 2/ 1 協議要請（「DS169」4/13） 4/15 パネル設置要請（「DS169」7/12） 5/26 パネル設置（「DS169」7/26。その後DS161と合併） 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/11 韓国が上級委申立て 12/11 上級委員会報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委員会報告書採択	韓国が輸入牛肉に対する措置（取扱店の限定、売上へのマークアップ税賦課、輸入牛肉への詳細なラベリングの義務づけ、国内畜産業者への補助金等）はGATT第2、3、11、17条、農業協定第3、4、6、7条、輸入ライセンス協定第1、3条に違反する、との米国の主張について、パネルは、マークアップ税賦課等一部の制度は韓国の譲許表に規定された経過期間内に廃止すべきとした上で、各種の流通制限及び国産牛肉より厳しいラベリング要件等についてはGATT第3.4条（内国民待遇）違反、国内畜産業者への補助金は農業協定第7.2条（国内助成に関する一般的規律）違反とするなど、米国の主張をほぼ全面的に認める判断を行った。上級委員会は農業協定に関するパネルの判断を一部破棄したもの、GATTに関するパネルの判断についてはおおむねこれを支持した。	GATT ライセンス 農業
162. 米国の1916年AD法	日本 【EU、インド】	1999/ 2/10 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 5/29 パネル報告書配布 5/29 米国による上訴 8/28 上級委員会報告書配布 9/26 パネル・上級委員会報告書採択 2002/ 1/ 7 対抗措置承認申請 2/27 仲裁手続中断	1916年米国AD法が特定の場合に商品を米国内に輸入・販売する行為に対して刑事罰や損害賠償請求権を認めていること、及びAD協定に定める手続的セーフガードなしに法的決定を行うのは、GATT第3、6、11条及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは1916年米国AD法が(a) 損害認定を要件としていないとしてGATT第6.1条違反、(b) AD税以外の救済措置を規定しているとしてGATT第6.2条、AD協定第18.1条違反、(c) 調査開始要件及び申請の証拠要件に関する規定がないとしてAD協定第4.1、5.1、5.2、5.4条違反、(d) (a)～(c)よりAD協定第18.4条、WTO設立協定第16.4条違反を認め、上級委もこれらをすべて支持した。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
163. 韓国の政府調達に係 る措置	米国 【EU、日本】	1999/ 2/16 協議要請 5/11 パネル設置要請 6/16 パネル設置 2000/ 5/ 1 パネル報告書配布 6/19 パネル報告書採択	韓国の空港建設機関(KOACA)は政府調達協定の規律の対象であり、その入札方法、国内のパートナー化、不服申立て手続の欠如は、政府調達協定第1条(1)に違反するとの米国の主張に対して、パネルは、①KOACAは韓国が協定附属書において約束した協定の適用対象機関に含まれない、②協定加盟時の適用範囲に関する交渉で、米国に対する韓国の説明が十分ではなかったことは事実だが、米国はその際に更なる確認を行うべきだった、③韓国の措置が協定上の利益を無効化・侵害していることについて米国は十分な説明を行わなかった旨判断した。	政府調達
164. アルゼンチンの履き 物輸入に係る措置	米国 【インドネシア】	1999/ 3/ 1 協議要請 7/15 パネル設置要請 7/26 パネル設置	アルゼンチンの決議1506は、非メルコスール諸国からの履き物輸入にセーフガード義務を課し、更に関税割当数量措置を設けている点で、セーフガード協定第5条(1)、7条(4)、12条に違反するとして米国が申立て。	SG
165. 米国のEUからの特定 品目に係る輸入措置	EU 【ドミニカ、エクアドル、インド、ジャマイカ、日本、セントルシア】	1999/ 3/ 4 協議要請 1999/ 5/11 パネル設置要請 1999/ 6/16 パネル設置 2000/ 7/17 パネル報告書配布 9/12 EUが上級委申立て 12/11 上級委員報告書配布 2001/ 1/10 パネル・上級委員報告書採択	米国が仲裁の結果（このケースではDS27（EU バナナⅢ案件）に係る対抗措置の規模に関する仲裁）を待たずに制裁措置を賦課することは、DSU第3、21、22、23条及びGATT第1、2、8、11条に違反する、とのEUの主張について、パネルは、米国によるDSBの承認を経ない制裁措置の発動決定はDSU第3.7条（DSBの承認を条件とした対抗措置の発動）、23条（一方的措置の禁止）、22.6条（対抗措置の規模に係る仲裁等）に違反し、措置の発動による輸入手続費用の増カナダはGATT第1条（最恵国待遇）、2条（譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判断した。上級委員会はGATT違反に関するパネルの判断を破棄するとともに、DSU第23条違反については、米国の制裁決定は23.2条(a)（DSB承認に基づく制裁決定）には違反するとしてパネルの判断を破棄したが、23.2(c)（対抗措置の規模に関するDSBの承認）、3.7条及び22.6条違反については、これを支持した。	DSU GATT
166. 米国の小麦グルテン 輸入に係るセーフガード措 置	EU 【豪州、カナダ、ニュージーランド】	1999/ 3/17 協議要請 6/ 3 パネル設置要請 7/26 パネル設置 2000/ 7/31 パネル報告書配布 9/26 米による上訴 12/22 上級委員報告書配布 2001/ 1/19 パネル・上級委員報告書採択	1998年6月1日から実施された小麦グルテン輸入に係る数量制限措置は、セーフガード協定第2、4、5、8条、農業協定第4条(2)、GATT第1、19条に違反するとの申立てに対し、上級委は、米国の因果関係の認定はSG協定第4.2(a)、4.2(b)条に違反するとしてパネルの結論を支持した。一方で、上級委は、パネルの解釈を破棄し、調査当局は、SG協定第4.2(a)条に列挙されていない要因でも調査当局が関係を有すると認識した要因も検討する必要があるとし、また、SG協定第4.2(b)条は輸入の増加単独ではなくその他の要因とあわせて重大な損害が発生しているか否かを決定しなければならないとの解釈を示した。また、カナダをSG措置の対象から除外したことについてのSG協定第2.1、4.2違反をとしてパネルの判断を支持し、米国の通報について12.1(a)、12.1(b)違反としたパネルの判断を支持したが12.1(c)違反のパネルの判断は破棄し違反していないとした。	SG 農業 GATT
167. 米国の加からの牛肉 輸入に関する相殺関税調査	カナダ	1999/ 3/19 協議要請	1998年12月22日から実施されたカナダからの輸入牛肉に関する対抗関税調査は、補助金協定第1、2、10、11、12条及び農業協定第13条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金 農業
168. 南アフリカのインド からの特定の薬品に対する AD関税	インド	1999/ 4/ 1 協議要請	1997年3月26日に決定されたインドからの特定薬品に対するAD関税は、AD協定第2、3、6条及びGATT第1、6条に違反するとしてインドが申立て。	AD GATT
169. 韓国の冷凍牛肉に関 する措置	豪州	(DS161と合併)		
170. カナダの特許保護に 関する期間	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 7/15 パネル設置要請 9/22 パネル設置 2000/ 5/ 5 パネル報告書配布 6/19 カナダ上級委申立て 9/18 上級委員報告書配布 10/12 パネル・上級委員報告書採択	カナダ特許法が規定する1989年10月1日以前に申請された特許の保護期間が17年であるのは、TRIPS協定第33、62、65、70条等に違反するとの申立てに対し、パネルは、TRIPS協定第70.2条に従い、カナダはTRIPS協定適用の日の特許で保護されていた発明についても、TRIPS協定上の義務の履行が求められるのであり、特許の最低保護期間を20年とするTRIPS協定第33条違反を認めた。上級委もパネルの判断を支持した。	TRIPS

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
171. アルゼンチンの薬品 に対する特許保護期間及び 農薬化学品に対する試験数 値の保護	米国	1999/ 5/ 6 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンにおける、薬品に対する特許保 護の欠如と排他的商業特権を付与する効率的 な体制の欠如、及び経過期間における協定と の整合性を減ずるような法律等の変更は、 TRIPs協定第65条5項に違反するとして米国が 申立て。	TRIPs
172. EUのフライト管理シ ステムの開発に係る措置	米国	1999/ 5/21 協議	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、 エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管 理システムの開発に対する1億4千万フランの 優遇された条件での融資は、GATT及び補助金 協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
173. フランスのフライト 管理システムの開発に係る 措置	米国	1999/ 5/21 協議要請	フランス政府が供与に同意しEUが承認した、 エアバス社の飛行機に搭載されるフライト管 理システムの開発に対する1億4千万フランの 優遇された条件での融資は、GATT及び補助金 協定に違反するとして米国が申立て。	GATT 補助金
174. (290). EUの農産物と 食糧に関する商標と地域的 表示の保護	米国 (174) 豪州 (290) 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、カナダ、 中国、台湾、コロンビ ア、グアテマラ、イン ド、メキシコ、ニュー ジーランド、トルコ】	1999/ 6/ 1 協議要請 (「DS290」2003/4/17) 2003/ 8/18 パネル設置要請 (「DS290」合併) 10/ 2 パネル設置 2005/ 3/15 パネル報告書配布 4/20 パネル報告書採択	EUの地理的表示 (GI) 保護制度は内国民待遇 を確保しておらず、又GIと類似または同一の 先の商標に対する効果的な保護を怠っており、 TRIPs協定及びGATTに違反するとの米国 等の主張について、パネルは、EUの制度が外 国GIの保護要件として、当該外国におけるEU のGIへの同等の保護 (「同等性及び相互主義 要件」) を求めていること等は、TRIPs協定第 3.1条及びGATT第3条 (内国民待遇) に反する とした一方、既に登録されている商標と同一 又は類似のGIの限定的な登録については、 TRIPs協定第16.1条に反するが、17条 (商標権 に係る限定的な例外) によって正当化される とした。	TRIPs GATT
175. インドの自動車部門 における貿易と投資に係る 措置	米国 【EU、日本、韓国】	1999/ 6/ 2 協議要請 2000/ 5/15 パネル設置要請 7/27 パネル設置 (DS146と同一パネル) 2001/ 12/21 パネル報告書配布 2002/ 1/31 インドが上級委申立て 3/14 上級委申立て取り下げ 3/19 上級委報告書配布 4/ 5 パネル・上級委報告書採択	インドが自動車会社に要求している①ローカ ルコンテントの達成②完成車・部品の輸出額 と他製品の輸入額との均衡要求による為替制 限、及び③前年の輸出額をベースとした輸出入 均衡は、GATT第3、11条及びTRIM協定第2 条に違反するとの米国の主張について、パネ ルはインドによるローカルコンテント要求は GATT第3.4条 (内国民待遇) に反し、輸出入 均衡要求はGATT第11条 (数量制限) に違反す ると判断した。インドはパネル判断について 上級委へ申立てを行ったが、後に新自動車政 策の導入を理由に同申立てを取り下げた。	GATT TRIM
176. 米国のオムニバス法 第211条	EU 【日本、カナダ、ニカ ラグア】	1999/ 6/ 8 協議要請 2000/ 6/30 パネル設置要請 9/26 パネル設置 2001/ 8/ 6 パネル報告書配布 10/ 4 EU上級委申立て 2002/ 1/ 2 上級委報告書配布 2/ 1 パネル・上級委報告書採択	米国のオムニバス法第211条は、キューバ法に より資産等を没収された商標権者が以前に放 棄した商標等について、米国内での登録・更 新を認めておらず、TRIPs協定第2 (パリ条約2 条等) 、3、4、15、16、21、41、42、62条等 に違反するとの申立てに対し、パネルは、オ ムニバス法第211条 (a) (2) が商標権者の民事 手続の権利を制限しておりTRIPs協定第42条 に違反するとした。これに対し上級委員会は、 オムニバス法第211条はTRIPs協定第42条には 違反しないとしてパネルの判断を覆したが、 商標・商号について最恵国待遇、内国民待遇 を遵守していないとして、TRIPs協定第2.1 (パ リ条約8条) 、3、4条違反を認めた。	TRIPs
177. (178). 米国の生鮮、 チルド、冷凍ラム肉輸入に 係るセーフガード措置	ニュージーランド (177) 豪州 (178) 【豪州、ニュージーラ ンド、カナダ、EU、 アイスランド、日本】	1999/ 7/16 協議要請 (「DS178」 7/30) 10/14 パネル設置要請 (「DS178」同日) 11/19 パネル設置 (「DS178」と合併) 2000/ 12/21 パネル報告書配布 2001/ 1/31 米国による上訴 5/ 1 上級委報告書配布 5/16 パネル・上級委報告書採択	米国は、輸入生鮮、チルド、冷凍ラム肉に関 税割当の様式でセーフガード措置を課した。 これに対して豪州及びニュージーランドはSG 協定第2、3、4、5、11条及びGATT協定第1、2、 19条に違反すると申立て。パネル及び上級委 は、米国は「事情の予見されなかった発見」 について立証しておらずGATT第19.1 (a) 条に 違反するとした。また、米国が上流の産物の 生産者も含めて国内産業とみなしたことはSG 協定第4.1 (c) 条違反とした。また重大な損害 のおそれについて上級委は、米国ITCの調査は 使用したデータについてSG協定第4.1 (c) 条の 要求を満たしていない為、SG協定第4.2 (a) 条 に違反するとした。因果関係の認定について は、上級委は調査当局には「真正かつ相当な 関係」の立証が求められるとして、米国ITCは 因果関係の立証責任を果たしていないとの判 断を下した。	SG GATT
178. 米国のラム肉輸入に 係るセーフガード措置	豪州	(DS177と合併)		

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
179. 米国の韓国産ステン レス鋼板（厚板及び薄板） に対するAD措置	韓国 【日本、EU】	1999/ 7/30 協議要請 10/14 パネル設置要請 11/19 パネル設置 2000/ 12/22 パネル報告書配布 2001/ 2/ 1 パネル報告書採択	米国商務省の仮決定及び最終決定は、ダンピング・マージンの賦課、計算等に欠陥があり、GATT及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、(a) 不必要な通貨の換算を行っているとしてAD協定第2.4.1条違反、(b) 未払い販売について、非関連企業への直接販売に関する価格の比較可能性を確保しない調整を行っていること、及び関連輸入業者経由での販売について、輸出価格の構成のためのものとしては許容されない調整を行っているとして、AD協定第2.4条柱書違反、(c) 複数の期間の平均値を用いて正常価額と輸出価格との比較を行っているとして2.4.2条第1文違反を認めた。	GATT AD
180. 米国のシュガーシロ ップの再分類	カナダ	1999/ 9/ 6 協議要請	米国税関によって提案されているある種類のシュガーシロップの再分類はGATT協定第2条及び農業協定第4条に違反するとしてカナダが申立て。	GATT 農業
181. コロンビアのタイ製 ポリエステル単繊維輸入に 係るセーフガード措置	タイ	1999/ 9/ 7 パネル設置要請 10/27 タイがパネル設置要求取り下げ	コロンビアは1998年10月よりタイ製ポリエステル単繊維の輸入を一時的に抑制するセーフガード措置をとっており、繊維及び繊維製品に関する協定第2条及び6条に違反するとしてタイが申立て。	繊維
182. エクアドルのメキシ コ産灰色ポルトランドセメ ント輸入に係る暫定的AD 措置	メキシコ	1999/ 10/ 5 協議要請	エクアドルの暫定的AD措置及びそれに先行する行為はAD協定及びGATT協定に違反するとしてメキシコが申立て。	AD GATT
183. ブラジルの輸入ライ センスと最低輸入価格	EU	1999/ 10/14 協議要請	ブラジルの織物製品等の輸入品に対するライセンス制度と最低価格の設定は、GATT協定、農業協定、ライセンス協定他に違反するとしてEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス
184. 米国の日本製熱延鋼 板に対するAD措置	日本 【ブラジル、カナダ、 チリ、EU、韓国】	1999/ 11/18 協議要請 2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 2001/ 2/28 パネル報告書配布 4/25 米国による上訴 7/24 上級委報告書配布 8/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 7/20 二国間合意通報	本件AD措置は、損害の認定に際し米国産業への影響及びダンピング・マージンが過大評価されている、調査手続が不公正である、などの点でGATT及びAD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、①個別ケースに係る入手可能な事実の利用についてAD協定第6.8条違反、②独立当事者間の価格を基準とした正常価額の計算における本国での関連企業への販売の除外決定方式について同2.1条違反、③入手可能な事実完全にに基づいているダンピング・マージンのみを調査対象企業以外のダンピング・マージン計算から除外することを義務づけた米国法令について同9.4、18.4条及びWTO設立協定第16.4条違反を認めた。一方、上級委はパネル判断を概ね支持し、また、損害認定における次工程向け産品市場の扱いに関する米国1930年法の本措置への適用について、AD協定第3.1、3.4条違反を認めた。	AD GATT
185. トリニダードトバゴ のコスタリカからのパスタ 輸入に関する措置	コスタリカ	1999/ 11/18 協議要請	トリニダードトバゴのAD調査とそれに先立つ予審、同国の1996年ダンピング防止税及び相殺関税規制はAD協定に違反するとしてコスタリカが申立て。	AD
186. 米国の1930年関税法 第337条とその改正	EU	2000/ 1/12 協議要請	米国関税法第337条は1994年にウルグアイ・ラウンド実施法により改正されているが、未だその改正は不十分であり、内国民待遇及びTRIPs協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT TRIPs
187. トリニダードトバゴ のコスタリカからのパスタ 類輸入におけるAD措置	コスタリカ	2000/ 1/17 協議要請	トリニダードトバゴのコスタリカからの当該輸入品に対するAD措置は、GATT協定に違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT
188. ニカラグアのホンジュ ラスとコロンビアからの 輸入に対する措置	コロンビア 【カナダ、コスタリ カ、EU、ホンジュラ ス、米国】	2000/ 1/17 協議要請 3/27 パネル設置要請 5/18 パネル設置	ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラス及びコロンビアからの物品及びサービスについての税制は、最惠国待遇他に違反するとしてコロンビアが申立て。	GATT GATS
189. アルゼンチンのイタ リアからのセラミック製床 タイル輸入に対するAD措 置	EU 【日本、トルコ、米国】	2000/ 1/26 協議要請 9/14 パネル設置要請 11/17 パネル設置 2001/ 9/28 パネル報告書配布 11/ 5 パネル報告書採択 2002/ 12/20 二国間合意通報	本件AD調査及び措置は不適正であり、AD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、アルゼンチンが、①ダンピング計算のために輸出者から提示された情報の多くを、理由に関する説明もなく無視したことはAD協定第6.8条及び附属書Ⅱに、②サンプルとされた輸出者の個別ダンピング・マージンを算出しなかったことはAD協定第6.10条に、③価格の比較可能性に影響を与える物理的な特性における差異に対して妥当な考慮を払わなかったことはAD協定第2.4条に、④確定的措置を発動するか否かの基礎として考慮した重要な事実を輸出者に公開しなかったことはAD協定第6.9条に違反すると判断した。	AD

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
190. アルゼンチンのブラ ジル産綿及び綿混合繊維物輸 入に対する経過的セーフガ ード措置	ブラジル 【パキスタン、パラグ アイ、米国】	2000/ 2/11 パネル設置要請 3/20 パネル設置 6/30 二国間合意通報	アルゼンチンのブラジル産綿及び綿混合繊維物 輸入に対する経過的セーフガード措置は、織 維協定第2、6、8条他に違反するとしてブラジ ルが申立て。	繊維
191. エクアドルのメキシ コ産セメントに対するアン チ・ダンピング措置	メキシコ	2000/ 3/15 協議要請	エクアドルのメキシコ産セメントに対する最 終的なAD措置は、AD協定第1～9、12、18条他 に違反する。	AD
192. 米国のパキスタン産 綿製紡績糸に係る経過的セ ーフガード措置	パキスタン 【EU、インド】	2000/ 4/ 3 協議要請、パネル設置要請 6/19 パネル設置 2001/ 5/31 パネル報告書配布 7/ 9 米が上級委申立て 10/ 8 上級委報告書配布 11/ 5 パネル・上級委報告書採択	米国のパキスタン産綿製紡績糸に係る経過的 セーフガード措置は、同措置発動の要件（織 維協定第6条2、3、4及び7項）を満たしていな いので、上記各条項に違反するとの申立てに対 して、パネル及び上級委は、米国の垂直統 合された生産者が自己消費する場合を国内産 業から除外したことは繊維協定第6.2条違反 であると認定した。また、重大な損害の帰責 分析については、米国がメキシコからの輸入 の効果を個別に検討しなかったことは繊維協 定第6.4条に違反すると認定した。なお、上級 委は、国内当局の措置決定時に存在しなかつ た証拠をパネルが考慮したことはDSU第11条 に違反しているとの判断を示した。	繊維
193. チリのメカジギの輸 送及び輸出に対する措置	EU	2000/ 4/19 協議要請 11/ 6 パネル設置要請 12/12 パネル設置 2003/ 11/12 二国間合意通報 2007/ 12/13 パネル設置停止を継続	チリ漁業法第165項を基礎として設立された、 チリの漁港におけるメカジギ陸揚げの禁止 は、GATT第5条及び11条に違反するとしてEU が申立て。	GATT
194. 米国の輸出制限を補 助金として扱う措置	カナダ 【豪州、EU、インド】	2000/ 5/19 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 9/11 パネル設置 2001/ 6/29 パネル報告書配布 8/23 パネル報告書採択	米国のSAA (Statement of ADministrative Action) 他 は、他国の輸出制限措置を資金面での貢献と 扱うものであり、これらは補助金協定第1.1、 10、11、17、19、32.1、32.5条及びマラケシ 協定第16.4条に違反するとの申立てに対 し、パネルはこの紛争で定義された輸出制限 は補助金協定第1.1(a)の資金面での貢献にな り得ず、また、米国の1930年関税法第 771(5)(B)(iii)条は補助金協定第1.1条に違反 しないと判断した。	補助金
195. フィリピンの自動車 開発計画 (MVDP)	米国 【インド、日本】	2000/ 5/23 協議要請 10/12 パネル設置要請 11/17 パネル設置	フィリピンの自動車開発計画は、貿易関連投 資措置協定第8条、補助金協定第4条及び30条 に違反するとして米国が申立て。	補助金
196. アルゼンチンの特許 及び試験データ保護	米国	2000/ 5/30 協議要請 2002/ 5/31 二国間合意通報	アルゼンチンは、医薬品等の秘密試験やデー タに対する保護を怠っている等、TRIPs協定第 27、28、31、34、39、50、62、65及び70条に 違反するとして米国が申立て。	TRIPs
197. ブラジルの最低輸入 価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請	ブラジルの最低輸入価格措置は、関税評価協 定第1～7条及び12条、輸入許可手続に関する 協定第1～3条、繊維協定第2～7条及び農業協 定第4条2項に違反するとして米国が申立て。	関税評価 ライセンス 繊維 農業
198. ルーマニアの最低輸 入価格措置	米国	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 9/26 二国間合意通報	ルーマニアの農産品、衣服類、蒸留酒等に対 する最低又は最高輸入価格の設定は、関税評 価1～7条及び12条、農業協定第4条2項及び織 維協定第2条及び7条に違反するとして米国が 申立て。	関税評価 繊維 農業
199. ブラジルの特許保護	米国 【ドミニカ共和国、ホン ジュラス、インド、 日本】	2000/ 5/30 協議要請 2001/ 1/ 9 パネル設置要請 2/ 1 パネル設置 7/19 二国間合意通報	ブラジルの1996年工業所有権法は、TRIPs協定 第27条、28条に違反するとして米国が申立て。	TRIPs
200. 米国の1974年通商法 第306条改正	EU	2000/ 6/ 5 協議要請	米国の1974年通商法第306条はアフリカCBI法 第407条により改正され、譲許停止品目を定期 的に変えることを一方的に義務づけている。 これは、DSU第3条2項、21条5項、22条及び23 条に違反するとしてEUが申立て。	DSU
201. ニカラグアのホンジ ュラスとコロンビアからの 輸入に対する措置	ホンジュラス	2000/ 6/ 6 協議要請	ニカラグアが1999年に設置した、ホンジュラ ス及びコロンビアからの物品及びサービスに ついての税制は、GATT第1、2条及びサービス 協定第2、16条に違反するとしてホンジュラス が申立て。	GATT GATS

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
202. 米国のラインパイプ 輸入に係るセーフガード措 置	韓国 【豪州、カナダ、EU、 日本、メキシコ】	2000/ 6/15 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2001/ 10/29 パネル報告書配布 11/19 米国による上訴 2002/ 2/15 上級委報告書配布 3/ 8 パネル・上級委報告書採択 2003/ 3/18 米国、SG措置を終了	米国のラインパイプ輸入についてSG措置発動 に至る手続と決定及び同措置自体がSG協定第 2、3、4、5、7、8、9、12条及びGATT第1、13、 19条に違反するとの申立てに対して、パネル はGATT第13:2条、19条及びSG協定第3.1、 4.2(b)、4.2(c)、8.1、9.1及び12.3条に違反 すると認定した。これに対して上級委は、損 害認定について重大な損害若しくはそのおそ れのいずれかについて個別に認定をしなければ ならないと判断したパネル判断を覆し、「重大 な損害又はそのおそれがある」と認定した 米国ITCの認定はSG協定と整合的であるとし た。SG調査対象国とSG措置の適用国との適応 関係（パラレリズム）については、上級委は、 NAFTA国からの輸入を調査対象として損害認 定をしていながら、SG措置の発動ではNAFTA 国を対象から外したことはSG協定第2、4条に 違反するとした。	GATT SG
203. メキシコの米国産輸 入豚に対するアンチ・ダン ピング措置	米国	2000/ 7/10 協議要請	メキシコは1999年10月に米国からの生きた豚 に対してAD調査を行い、その結果、同措置を 実施したが、これはSPS、農業、TBT、ADの各 協定に違反するとして米国が申立て。	SPS 農業 TBT AD
204. メキシコの電気通信 サービスに対する措置	米国 【日本、EU、カナダ、 豪州、ブラジル、キュ ーバ、グアテマラ、ホ ンジュラス、インド、 ニカラグア】	2000/ 8/17 協議要請 11/10 パネル設置要請 2002/ 4/17 パネル設置 2004/ 4/ 2 パネル報告書配布 6/ 1 パネル報告書採択	パネルはメキシコが電気通信サービス分野に おいて反競争的で差別的規制維持したことは 自由化約束違反（参照文書1.1不履行）、また、 越境基本電気通信サービスの供給をコストに 見合う合理的なレートで認めてこなかったこ とも約束違反（参照文書2.2(b)不履行）と判 断。ただし、国内に拠点を持たずかつ回線設 備を保有しない形での外国事業者の墨におけ る専用回線利用の禁止措置は墨の自由化約束 に違反しないとした。	GATS
205. エジプトの大豆油入 りツナ缶の輸入禁止措置	タイ	2000/ 9/22 協議要請	エジプトによるタイからの大豆油入りツナ缶 輸入禁止は、GATT第1、11及び13条、またSPS 協定第2、3、5及び附属書Bに違反するとし てタイが申立て。	GATT SPS
206. 米国のインドからの 鋼板に対するアンチ・ダン ピング措置及び相殺関税措 置	インド 【チリ、EU、日本】	2000/ 10/ 4 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 6/28 パネル報告書配布 7/29 パネル報告書採択	本件AD措置に係る米国商務省（DOC）の課税 決定、国際貿易委員会（ITC）の損害認定、フ ァクツ・アペイラブル（FA）に関するDOC規 則の適用等はGATT、AD協定、補助金協定、 WTO設立協定に違反するとの申立てに対し、 パネルは、DOCが米国販売価格についての情 報を用いず、FAにのみ基づいてダンピング認 定をしたことはAD協定第6.8条及び附属書Ⅱ パラグラフ3に違反すると結論した。他方、FA に関する修正1930年関税法776条(a)、782条 (d)、(e)の規定自体は、AD協定第6.8条、附属 書Ⅱに違反していないとされた。	AD 補助金 GATT WTO設立
207. チリの農産物に対す る価格拘束制度及びセーフ ガード措置	アルゼンチン 【豪州、ブラジル、コ ロンビア、コスタリ カ、EU、エクアドル、 エルサルバドル、グア テマラ、ホンジュラ ス、日本、ニカラグア、 パラグアイ、パネズエ ラ、米国】	2000/ 10/ 5 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 5/ 3 パネル報告書配布 6/24 チリ上級委申立て 9/23 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2005/ 12/29 パネル設置要請（履行確認） 2006/ 1/20 パネル設置（履行確認） 12/ 8 パネル報告書配布（履行確認） 2007/ 2/ 5 チリによる上級委申立て（履行確認） 5/ 7 上級委報告書配布（履行確認） 5/22 パネル・上級委報告書採択（履行確認）	チリによる小麦、小麦粉及び食用植物油の輸 入に関する価格拘束制度及びSG措置につい て、前者はGATT第2条及び農業協定第4条、ま た後者はSG協定及びGATT第19条に違反す るとアルゼンチンが申立て。パネルは、チリ の価格拘束制度は農業協定第4.2条及びGATT第 2条に違反していると認定。他方、上級委は農 業協定違反についてはパネル判断を支持した ものの、GATT第2条違反は認めなかった。 またパネルは、チリのSG措置はGATT第19.1(a) 条とSG協定第2、4、5条に違反すると認定した （SG措置については上級委申立てせず）。DSU 第21.5条パネルは、チリによる価格拘束制度 や各種課徴金制度に類似する国境措置の維持 は、農業協定第4.2条に反しているとし、チリ はDSBによる勧告を履行していない旨判断し た。DSU第21.5条上級委は、農業協定第4条等 の違反を認定した。	農業協定 GATT SG
208. トルコの鉄管継手に 対するアンチ・ダンピング 措置	ブラジル	2000/10/ 9 協議要請	トルコによるブラジルからの鉄管継手対する AD課税は、調査開始、調査方法、ダンピング と被害の関係の評価や決定、及び課税賦課に つき、GATT第6条及びAD協定第2、3、5、6、 15条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT AD
209. EUのインスタントコ ーヒーに影響を与える措置	ブラジル	2000/ 10/12 協議要請	EUのブラジル産インスタントコーヒーに対す るGSP適用の引き下げ、及び1999年1月の適用 廃止はGATTの授権条項に違反するとしてブ ラジルが申立て。	GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
210. ベルギーのコメに対 する関税措置の実施	米国 【インド、日本】	2000/ 10/12 協議要請 2001/ 1/19 パネル設置要請 3/12 パネル設置 7/26 パネル停止 12/18 二国間合意通報	ベルギーが1997年7月に導入した米に関する 関税制度は、関税評価協定、TBT協定及び農 業協定に違反するとして米国が申立て。	関税評価 TBT 農業
211. エジプトのトルコか らの鉄鋼に対するアンチ・ ダンピング措置	トルコ 【チリ、EU、日本、 米国】	2000/ 11/ 6 協議要請 2001/ 5/ 3 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2002/ 8/ 8 パネル報告書配布 10/ 1 パネル報告書採択	エジプトのAD措置は適切な調査に基づいてお らず、GATT及びAD協定に違反するとの申立 てに対し、パネルは、損害認定にあたり、AD 協定第3.4条に列挙されている要因をすべて 考慮しなかったことによる同条違反、トルコ の輸出企業2社に対して説明なくファクツ・ア ペイラブル (FA) を利用したことに関するAD 協定第6.8条及び附属書Ⅱパラグラフ6違反を 認めた。	AD GATT
212. 米国のEUからの輸入 品に対する相殺関税措置	EU 【ブラジル、中国、イ ンド、韓国、メキシコ】	2000/ 11/10 協議要請 2001/ 8/23 パネル設置要請 9/10 パネル設置 2002/ 7/31 パネル報告書配布 9/ 9 米国上級委申立て 12/ 9 上級委報告書配布 2004/ 3/19 協議要請(履行確認) 9/27 パネル設置(履行確認) 2005/ 8/17 パネル報告書配布(履行確認) 2005/ 9/27 パネル報告書採択	米国の相殺関税措置の賦課継続は、補助金協 定第1、10、14、19、21条に違反するとの申立 てに対して、パネル及び上級委は民営化後の 利益継続の認定については10、14、19、21.1、 21.2、21.3条違反であると認定した。ただし、 上級委は、民営化前の補助金による利益の民 営化後の継続については、独立当事者間の公 正な価格での民営化が民営化前の補助金利益 を必ず消滅させるというパネル認定を破棄し て消滅させると推定することができるとし た。DSU第21.5条パネルは、なお一部につい て補助金協定違反であると認定した。	補助金
213. 米国のドイツからの 鉄鋼板に対する相殺関税措 置	EU 【日本、ノルウェー】	2000/ 11/10 協議要請 2001/ 8/10 パネル設置要請 2001/ 9/10 パネル設置 2002/ 7/ 3 パネル報告書配布 8/30 米国上級委申立て 11/28 上級委報告書配布 2002/12/19 パネル・上級委員会報告書採択	米国は、ドイツからの腐食防止鉄鋼製品に対 して1993年より相殺関税措置を開始し、2000 年8月のサンセット・レビューにおいてもその 継続を決定した。本件は、補助金協定第10、 11、21条に違反するとの申立てに対し、パネ ル及び上級委は、米国法令は第21.3条違反に 違反しないとした。また、上級委は、サンセ ット・レビューのデミニマス基準についての パネルの認定を破棄し、デミニマス基準の準 用を否定した。	補助金
214. 米国の鉄鋼製品及び 溶接ラインパイプに対する セーフガード措置	EU 【アルゼンチン、カナ ダ、日本、韓国、メキ シコ】	2000/ 12/ 1 協議要請 2001/ 8/ 8 パネル設置要請 9/10 パネル設置 (結局パネルは編成されず 終了)	米国の1974年通商法第201及び202条は、輸入 増加と損害の因果関係の決定に関する規定に おいてセーフガード協定第4、5条に違反し、 また、NAFTA実施法第311条は同協定の2、4、 5条に違反し、これら両規定は、最恵国待遇違 反でもある、としてEUが申立て。	SG GATT
215. フィリピンの韓国か らの合成樹脂に対するアン チ・ダンピング措置	韓国	2000/ 12/15 協議要請	フィリピンの韓国からの合成樹脂に対するAD 措置は、ダンピング・マージンの分析、収集 及び賦課、また同種の産品、ダンピング、損 害及び因果関係の結論の出し方に問題があ り、AD協定第2、3、5、6、7、9、12及び附属 書Ⅱに違反するとして韓国が申立て。	AD
216. メキシコの電気変圧 器に対するアンチ・ダンピ ング暫定措置	ブラジル	2000/ 12/20 協議要請	メキシコが2000年7月に行ったブラジルから の電気変圧器に対するAD上の暫定措置は、AD 協定第5条2、3、8条、6条8項、7条1項 i、ii 及び附属書Ⅱに違反するとしてブラジルが申 立て。	AD

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
217. (234). 米国1930関税法改正条項（通称：バード条項）	217: 豪州、ブラジル、チリ、EU、インド、インドネシア、日本、韓国、タイ 【アルゼンチン、カナダ、コスタリカ、香港、イスラエル、メキシコ、ノルウェー】 234: カナダ、メキシコ 【アルゼンチン、豪州、ブラジル、コスタリカ、EU、香港、インド、インドネシア、イスラエル、日本、韓国、ノルウェー、タイ】	2000/ 12/21 協議要請（「DS234」 2001/5/21） 2001/ 7/12 パネル設置要請（「DS234」 8/10） 9/10 パネル設置（DS234と合併） 2002/ 9/16 パネル報告書配布 10/18 米国上級委申立て 2003/ 1/16 上級委報告書配布 2004/ 1/15 DSU第22条に基づく対抗措置承認申請（日本、EU、韓国、ブラジル、インド、チリ、墨、カナダ） 1/23 米国のDSU第22.6仲裁の要請 2004/ 8/31 対抗措置申請仲裁判断発出 11/10 7か国・地域が対抗措置の内容を申請（日、EU、韓、加、墨、印、ブラジル） 11/26 対抗措置の内容承認 12/ 6 チリが対抗措置の内容を申請 12/17 チリの対抗措置の内容承認 12/23 豪州、米国と合意 2005/ 1/ 7 タイ、米国と合意 1/11 インドネシア、米国と合意 4/29 EU、カナダが対抗措置の内容を申請 8/18 日本が対抗措置の内容を申請 2006/ 4/28 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 8/22 日本、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 4/19 EU、新たな対抗措置品目リストを申請 2007/ 8/23 日本、対抗措置を2007/9/1より一年間延長を表明 2008/ 8/29 日本、対抗措置を2008/9/1より一年間延長を表明 2009/ 8/14 日本、対抗措置を2009/9/1より一年間延長を表明 2010/ 8/25 日本、対抗措置を2010/9/1より一年間延長を表明 2011/ 8/26 日本、対抗措置を2011/9/1より一年間延長を表明 2012/ 8/23 日本、対抗措置を2012/9/1より一年間延長を表明 2013/ 8/23 日本、対抗措置を2013/9/1より一年間延長を表明	バード修正条項は、関税当局が徴収した相殺関税、AD税に相当する額を、影響を受けた生産者に対して配分することを規定しており、AD協定、補助金協定、GATT及びWTO設立協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、本条項はAD及び補助金協定上許容される措置に該当しないため、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条、GATT第6.2、6.3条及びWTO設立協定第16.4条違反、また、AD調査申請支持のインセンティブとなるとして、AD協定第5.4条、補助金協定第11.4違反を認めた。一方上級委は、同条項がAD調査申請支持のインセンティブとなりAD協定第5.4条、補助金協定第11.4条に違反するとのパネル判断を否定し、AD協定第18.1、18.4条、補助金協定第32.1、32.5条及びWTO設立協定第16.4条違反についてはパネル判断を支持した。	AD 補助金 GATT WTO
218. 米国のブラジルからの鉄鋼製品に対する相殺関税賦課	ブラジル	2000/ 12/21 協議要請	米国は、国内相殺関税法に従い、ブラジルの民営化企業が民営化前に受けた補助金の利益に対して相殺関税を賦課し続けており、この行為は、補助金協定第1、10、11、14、19、21条に違反するとしてブラジルが申立て。	補助金
219. EUのブラジルからの可鍛鉄管継手に対するアンチ・ダンピング措置	ブラジル 【チリ、日本、米国】	2000/ 12/21 協議要請 2001/ 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2003/ 3/ 7 パネル報告書配布 4/23 ブラジルによる上訴 7/22 上級委報告書配布 8/18 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に係る調査及び評価はAD協定第1～7、9、11、12、15条及びGATT第6条に違反するとの申立てに対し、パネルは、「ゼロイング」に関するAD協定第2.4.2条、「損害関連要因の公開」に関するAD協定第12.2条及び12.2.2条違反を認めた。一方上級委は、パネル判断を概ね支持したが、損害認定に関する情報公開についてAD協定第6.2、6.4条に違反していないとしたパネル判断を破棄し、同条違反を認めた。	AD
220. チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガード措置	グアテマラ	2001/ 1/ 5 協議要請	チリの農産品に対する価格拘束制度及びセーフガードに関する国内法、セーフガード調査及び発動、またその対象品目の拡大要求は、GATT条、農業協定第4条、及びセーフガード協定第2、3、4、5、68、12条等に違反するとしてグアテマラが申立て。	GATT 農業 SG
221. 米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法129条(c) (1)	カナダ	2001/ 1/17 協議要請 7/13 パネル設置要請 8/23 パネル設置 2002/ 7/15 パネル報告書配布 8/30 パネル報告書採択	米国のウルグアイ・ラウンド合意実施法(URAA)及びその解釈指針(SAA)の下では、DSBにおいてWTO協定違反とされたAD又は相殺関税措置について、DSBの勧告に整合的な形でこれを課すことを規定しており、これは過去にダンピング認定が行われた未精算の輸入案件についてオリジナル調査とは異なるルールによる行政見直しと、これに基づくAD・CVDの適用を義務づけるものであり、DSU、AD協定、補助金相殺協定及びGATTの諸規定に違反するとのカナダの主張について、パネルは、URAA及びSAAはカナダが問題としている措置（未精算の過去の輸入に対する修正ルールの適用）を義務づけておらず、WTO諸規定には違反しないとして、カナダの主張を全面的に退けた。	DSU

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
222. カナダの地方航空機 産業に対する輸出信用及び 融資保証	ブラジル 【豪州、EU、インド、 米国】	2001/ 1/22 協議要請 3/ 1 パネル設置要請 3/12 パネル設置 2002/ 1/28 パネル報告書配布 5/23 補助金協定第4.10条及びDSU第22.2条 に基づく対抗措置の承認申請 12/23 仲裁人の報告（秘密版）の送付 2003/ 2/17 仲裁人の報告（非秘密版）の配布 2003/ 3/18 ブラジルの対抗措置の内容承認	加政府及び政府関連企業からの加地方航空機 産業に対する輸出信用及び融資保証は、輸出 補助金に該当し補助金協定第3条に違反する との申立てに対し、パネルは、補助金協定附 属書 I (k) で正当化されないと判断したもの も含めて一部の制度につき補助金協定第 3.1(a)条違反を認め、補助金協定第4.7条に基 づき90日以内に廃止することを勧告した。カ ナダはこの勧告履行を拒否したので、ブラジ ルは対抗措置の申請をし、仲裁人はカナダの 履行を促すため2割増しの対抗措置の規模を 認定した。	補助金
223. EUの米国からのコー ングルテン飼料に対する関 税割当	米国	2001/ 1/25 協議要請	EUは小麦グルテンケースのDSB採択をもって 米国産コーングルテン飼料に対する関税割当 が実施可能になったとしているが、本件は必 要な手続を満たしておらず、SG協定第8条、及 びGATT第1条、2条、14条に違反するとして米 国が申立て。	SG GATT
224. 米国の特許法	ブラジル	2001/ 1/31 協議要請	米国特許法（18章他）は、政府の助成を受け た発明に関する特許権につき制限を行っており 、TRIPs協定第27、28条、TRIM協定第2条、内 国民待遇及び数量制限に違反するとしてブラ ジルが申立て。	TRIPs TRIM GATT
225. 米国のイタリアから のシームレスパイプに対す るアンチ・ダンピング措置	EU	2001/ 2/ 5 協議要請	イタリアからのシームレスパイプに関する 2000年11月のDOCによるAD賦課継続とのサ ンセット・レビュー最終決定、及びサンセッ ト・レビュー開始は、AD協定第5.8、11.1、11.3、 18.4及びマラケシュ協定第16.4に違反する としてEUが申立て。	AD WTO設立
226. チリの混合食用油に 対する暫定セーフガード措 置	アルゼンチン	2001/ 2/19 協議要請	チリは本年1月に輸入混合食用油に対し暫定 セーフガード措置を適用したが、本件はSG協 定上の事前の協議を行っておらず、また、同 種の又は直接競合産品の定義や、決定基準が 不明確であること等から、GATT条及びSG協定 第2、4、6、12条に違反するとしてアルゼンチ ンが申立て。	GATT SG
227. ペルーのタバコ税	チリ	2001/ 3/ 1 協議要請 5/ 3 パネル設置要請 6/24 パネル設置 7/12 チリがパネル取り下げ	1999年9月に修正された一般販売税は選択的 な消費税について規定しており、本規定はペ ルーブランドのタバコに比べて、輸入タバコ に対して高い税金を課しており、GATT第3条2 項（内国民待遇）に違反するとしてチリが申 立て。	GATT
228. チリの砂糖に対する セーフガード措置	コロンビア	2001/ 3/15 協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置は、 2000年1月の決定及び同年11月の延長決定に おいて、SG協定第2、3、4、5、7、9、12及び GATT第19条が求めている諸手続に違反して いるとしてコロンビアが申立て。	SG GATT
229. ブラジルのインドか らのジュート製靴に対する アンチ・ダンピング措置	インド	2001/ 4/ 9 協議要請	ブラジルのインド産ジュート靴に対するAD措 置は、存在しないインド企業に関するデータ に基づいたAD措置継続の決定や、その決定に 関する再考の拒否、生産コスト・国内販売価 格・輸出価格等の新たな証拠の無視、等がGATT 第6条及び10条AD協定各条項及びWTO設立協 定第16条に違反するとしてインドが申立て。	GATT AD WTO設立
230. チリの砂糖に対する セーフガード措置と譲許表 の修正	コロンビア	2001/ 4/17 協議要請	チリの砂糖に対するセーフガード措置とその 延長決定、及び当該砂糖の譲許表修正の交渉 においてチリがコロンビアを実質的利害関係 無しとしたことは、SG協定第2、3、4、5、7、 9、12、GATT第2、14、28条等に違反する としてコロンビアが申立て。	SG GATT
231. EUのイワシの表示	ペルー 【カナダ、チリ、コロ ンビア、エクアドル、 ベネズエラ、米国】	2001/ 3/20 協議要請 6/20 パネル設置要請 7/24 パネル設置 2002/ 5/29 パネル報告書配布 6/28 EUによる上級委申立て 9/26 上級委報告書配布 10/23 パネル・上級委報告書採択 2003/ 7/25 二国間合意通報	EU欧州理事会規則はヨーロッパマイワシ （Sardina pilchardus）から製造されたイワシ製 品のみ、保存イワシ（preserved sardines）と 表示することを認め、ペルーから輸出された イワシ（Sardinops sagax）について「イワシ」 の表示を使うことを認めていないことはTBT 協定第2、12条、GATT第1、3、11.1条に違反 するとのペルーの主張について、パネルは、 EU規則はイワシ製品の表示に関する国際規格 （Codex規格）に整合的ではなく、国際規格へ の準拠を規定したTBT協定第2.4条に違反し ており、また、同条の例外的な適用除外につ いてEUは十分な立証を行わなかったと判断し た。上級委員会は、2.4条の例外的な適用除外 についてはペルー側にEUの措置がこれに該当 しないことについての立証義務があるとした が、その他はパネルの判断をおおむね支持し た。	GATT TBT

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
232. メキシコのマッチの 輸入に関する措置	チリ	2001/ 5/21 協議要請 2004/ 2/ 2 協議取り下げ	メキシコはマッチの素材及びその廃棄物につ いて環境の観点も含めたリスト化や、輸送の 規定等を定めているが、これらはチリ製マッ チのマーケットアクセスを阻害しており、 TBT協定第1、2、5条、ライセンズ協定第1、3、 5条及び内国民待遇に違反するとしてチリが 申立て。	TBT ライセンズ GATT
233. アルゼンチンの医薬 品輸入に関する措置	インド	2001/ 5/25 協議要請	アルゼンチンが医薬品の輸入に関し、輸出国 をannexI、IIにリスト化し、それぞれに異なっ た検査や許可等を要求するのは、TBT協定第 2、5、12条、最恵国待遇、内国民待遇及びWTO 設立協定第16. 4に違反するとしてインドが申 立て。	TBT GATT WTO設立
234. 米国1930関税法改正 条項（通称：パード条項）	カナダ、メキシコ	(DS217と合併)		
235. スロバキアの砂糖の 輸入に対するセーフガード 措置	ポーランド	2001/ 7/11 協議要請 2002/ 1/11 二国間合意通報	スロバキアの砂糖の輸入に対するセーフガー ド措置は、セーフガード協定に定められた調 査手続、損害の決定、適用期間及びセーフガ ード委員会への通報等に不備があり、同協定 の3条1、4条2(b)、5条2(a)、7条4、12条1(b)、 1(c)、3にそれぞれ違反するとしてポーランド が申立て。	SG
236. 米国のカナダからの 軟材に対する仮決定	カナダ 【EU、インド、日本】	2001/ 8/21 協議要請 10/25 パネル設置要求 12/ 5 パネル設置 2002/ 9/27 パネル報告書配布 11/ 1 パネル報告書採択 2006/ 10/12 二国間合意通報	2001年8月の米国商務省によるカナダからの 軟材に対する相殺関税仮決定及び危機的な事 態の仮決定は、GATT第6条3及び補助金協定第 1、2、10、14、17、10、21条に違反する。ま た、米国の相殺関税措置に関するレビューに ついてはGATT第3及び補助金協定第10、19、 21、32条にそれぞれ違反しており、本件につ いてはDSU第4条8による緊急な協議を求め るの申立てに対して、パネルは、カナダの立 木伐採権の付与制度は補助金協定第1. 1(a)に 該当するとして、米国の調査は補助金協 定第1. 1(b)、10、14、14(d)、17. 1(b)条違反 であると判断した。	SG GATT
237. トルコの生鮮果物に 関する輸入手続	エクアドル 【コロンビア、EU、 米国】	2001/ 8/31 協議要請 2002/ 6/14 パネル設置要請 7/29 パネル設置 11/22 二国間合意通報	トルコの生鮮果物に関する輸入手続は、トル コ農業省による書類の発行を求めており、本 手続はGATT第2、3、8、10、11条、SPS協定第 2. 3、8、附属書B、C、ライセンシング協定第1 条、農業協定第4条、及びサービス協定第6、 17条にそれぞれ違反するとしてエクアドルが 申立て。	GATT SPS ライセンズ 農業 GATS
238. アルゼンチンの桃缶 の輸入に関するセーフガー ド措置	チリ 【EU、パラグアイ、 米国】	2001/ 9/14 協議要請 12/ 6 パネル設置要求 2002/ 1/18 パネル設置 2003/ 2/14 パネル報告書配布 4/15 パネル報告書採択 2004/ 1/23 アルゼンチン、2003/12/31に問題のセ ーフガード措置を撤廃したことを表明	アルゼンチンの桃缶の輸入に対するSG措置に 関する調査は、「事前の予見されなかった発 展」の要件を満たしておらず、また国内産業 への損害についての証拠がない等不備があ り、SG協定第2、3、4、5、12条及びGATT第19. 1 条に違反するとの申立てに対し、パネルは、 「予見されなかった発展」についてのGATT第 19. 1(a)条違反であると認定。また、アルゼン チン当局による輸入増カナダの認定は不十分 でありGATT第19. 1(a)条、SG協定第2. 1、 4. 2(a)条違反、また重大な損害のおそれにつ いてアルゼンチン当局は、関連するすべての 要因を検討していないことや重大な損害が明 らかに差し迫ったものでないこと等から、 GATT第19. 1(a)条、SG協定第2. 1、4. 1(b)、 4. 2(a)条違反であると認定。	SG GATT
239. 米国のアンチ・ダンピ ングの適用方法に関する措 置	ブラジル	2001/ 9/17 協議要請 11/ 1 9月のリクエストをキャンセル、新規協 議要請	米国商務省は、AD協定に定められる2%（デミ ニマス）ルールをダンピング調査にのみ適用 し、レビューには0. 5%を適用しており、AD 協定第5. 8、11. 1、18. 3条等に違反するとして ブラジルが申立て。	AD
240. ルーマニアの小麦及 び小麦粉の輸入制限	ハンガリー	2001/ 10/18 協議要請 11/27 パネル設置要求 12/20 パネル設置要求取り下げ	ルーマニアは2001年7月より、小麦及び小麦粉 の輸入に対して品質要件を課し、それを満た さないものについては輸入を禁止している。 本件はGATT第11条1項（数量制限の一般的禁 止）違反、かつ国内の同産品には本要件を課 していないことから、GATT第3条（内国民待 遇）違反であるとしてハンガリーが申立て。 （本件についてハンガリーはDSU第4条8によ る緊急な協議を要請）	GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
241. アルゼンチンのブラ ジルからの家禽に対するアン チ・ダンピング措置	ブラジル 【カナダ、チリ、EU、 グアテマラ、パラグア イ、米国】	2001/ 11/ 7 協議要請 2002/ 2/25 パネル設置要請 4/17 パネル設置 2003/ 4/22 パネル報告書送付 5/19 パネル報告書採択	本件AD措置は、調査手続、AD税の賦課及び課 税価格の決定につき、AD協定第1～6、9、12 条、関税評価協定第1、7条及びGATT第6条に 違反するとの申立てに対し、パネルは、本件 AD措置に係る、調査開始に関する決定・申請拒 否・通知、質問への回答期限、知られている輸 出者への申請書提示、輸出者から提示された 価格データの扱い、個別のダンピング・マー ジン算出、正常価額算出における運送費等の相 違に対する妥当な考慮、物理的特性の相違へ の対応、加重平均に基づく正常価額の算出、 損害認定における客観的な検討・経済的要因 や指標の考慮及びダンピングでない輸入の扱 いについて、AD協定第2.4、2.4.2、3.1、3.2、 3.3、3.4、3.5、5.1、5.8、6.1.1、6.1.3、6.8 条及び附属書Ⅱ、12.1条違反を認めた。	AD 関税評価 GATT
242. EUの一般特惠	タイ	2001/12/ 7 協議要請	2001年11月14日付で修正された、2002年1月か ら2004年12月までのEUの一般特惠は、GATT 第1条（最恵国待遇）及び授權条項に違反する としてタイが申立て。	GATT
243. 米国の繊維製品及び 衣類に関する原産地規則	インド 【バングラディシュ、 中国、EU、パキスタ ン、フィリピン】	2002/ 1/11 協議要請 5/ 7 パネル設置要求 6/24 パネル設置 2003/ 6/20 パネル報告書配布 7/21 パネル報告書採択	米国の繊維製品及び衣類に関する非特惠分野 の原産地規則（ウルグアイ・ラウンド実施法 （URAA）第334条等）改正案は、繊維製品の付 加価値又は製品の品質の変化に関係のない基 準に基づき原産地を決定するもので、米国内 産業の保護を目的に利用されており、原産地 規則協定第2条(b)(c)(d)(e)に違反するとの インドの主張について、パネルは、原産地規 則協定第2条(b)（貿易上の目的を追求する手 段としての原産地規則の利用）違反について インドはURAA334条の国内産業保護の効果を 立証できておらず、また、334条は原産地規則 協定第2条(c)が禁止する貿易歪曲効果を持つ 規則とは見なし得ないこと等から、インドの 主張を全面的に退ける判断を行った。	原産地
244. 米国の日本製表面処 理鋼板へのアンチ・ダン ピング措置に対するサンセ ット・レビュー	日本 【ブラジル、カナダ、 チリ、EU、インド、 韓国、ノルウェー】	2002/ 1/30 協議要請 4/ 4 パネル設置要請 5/22 パネル設置 2003/ 8/14 パネル報告書配布 9/15 日本による上訴 12/15 上級委報告書配布 2004/ 1/ 9 パネル・上級委報告書採択	本件AD措置に関する米国商務省（DOC）及び 国際貿易委員会（ITC）の判断について、十分 な証拠のないサンセotto・レビュー手続の自 動開始、不当に高いAD措置撤回基準、不適切 なダンピングマージンによる認定及び不適切な 累積判断がGATT第6、10条、AD協定第2、3、 5、6、11、12、18.4条及び同附属書Ⅱ及びWTO 設立協定第13条に違反するとの申立てに対 し、パネルはこれらを退けた。上級委は、申 立てにおける法的主張を一部認めたものの、 パネルの事実認定が不十分なこと等から、米 国の本判断がWTO協定不整合であるとは判断 できないとした。	AD
245. 輸入リングに係る検 疫措置	米国 【豪州、ブラジル、中 国、台湾、EU、ニュ ージーランド】	2002/ 3/ 1 協議要請 5/22 パネル設置要請 6/ 3 パネル設置 2003/ 7/15 パネル報告書配布 8/28 日本による上訴 11/26 上級委員会報告書配布 12/10 パネル・上級委員会報告書採択 2004/ 7/30 パネル設置（履行確認） 2005/ 6/23 パネル報告書配布（履行確認） 7/30 パネル報告書採択（履行確認） 9/ 2 二国間合意通報	1994年以降日本が課している、火傷病の可能 性のある米国産リング（火傷病が検出された 場所の近隣の果樹園のリングを含む）への検 疫措置（火傷病完全無病園地の指定、輸出園 地周囲への衝地帯の設置、年3回の園地検査の 実施等）は、GATT第6条、SPS協定第2.2、2.3、 5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条、附属書 B、農業協定第14条に違反するとの米国の主張 について、パネルは日本の措置は十分な科学 的根拠に基づいておらずSPS協定第2.2条（科 学的根拠に基づく措置の実施）に違反すると ともに、5.7条（科学的根拠が不十分な場合の 国際的な衛生植物検疫措置の参照）の要件を 満たしておらず、5.1条の規定する危険性評価 にも基づいていない旨判断した。上級委員会 も上記パネルの判断を全面的に支持した。日 米は2004年6月末までのDSB勧告の履行に合意 したが、米国は期限内に履行が行われなかつ たとして履行パネルの設置を要請、パネルは 日本の改正検疫措置は依然としてSPS協定第 2.2、5.1条に違反すると判断した。日本は2005 年8月に問題の措置を改正した。	GATT SPS 農業

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
246. EUの開発途上国に対 する差別的関税	インド 【ボリビア、ブラジ ル、コロンビア、コス タリカ、キューバ、エ クアドル、エルサルバ ドル、グアテマラ、ホ ンジュラス、モーリシ ヤス、ニカラグア、パ キスタン、パナマ、パ ラグアイ、ペルー、ス リランカ、ベネズエ ラ、米国】	2002/ 3/ 5 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/27 パネル設置 12/ 1 パネル報告書配布 2004/ 1/ 8 上級委申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択	EUによる特惠関税制度（麻薬の生産及び取引 の撲滅を目的とした、特定開発途上国からの 輸入品に対する特惠付与）は、GATT第1条の 最恵国待遇等を無効化・侵害しているとのイ ンドの主張について、パネルは、EUの措置が GATT第1.1条に反することをインドが立証し た一方で、EUは同措置がGATT第20条(b)（生 命・健康の保護を目的とする措置の一般的例 外）に該当すること及び開発途上国に対する 特別な待遇を認めた授權条項により正当化で きることを立証できなかったとして、インド の主張を認めた。上級委員会は授權条項に関 するパネルの解釈を一部破棄したものの、そ 他のパネルの判断についてはこれを支持し た。	GATT
247. 米国のカナダからの 軟材に対する暫定的アン チ・ダンピング措置	カナダ	2002/ 3/ 6 協議要請 2006/ 10/12 二国間合意通報	米国のカナダ産軟材に対する暫定的AD措置 は、調査開始の要件であるダンピングの証拠 がない等、AD協定第2.1条、2.2条、5.2条、7.1 条に違反するとしてカナダが申立て。	AD
248、(249)、(251)、(252)、 (253)、(254)、(258)、(259)。 米国の鉄鋼製品に対するセ ーフガード措置	EU (248) 日本 (249) 韓国 (251) 中国 (252) スイス (253) ノルウェー (254) ニュージーランド (258) ブラジル (259) 【カナダ、キューバ、 台湾、メキシコ、タイ、 トルコ、ベネズエラ】	2002/ 3/ 7 協議要請（「DS249」「DS251」3/20、 「DS252」3/26、「DS253」4/3、「DS254」 4/4、「DS258」5/14、「DS259」5/21） 5/ 7 パネル設置要請（「DS249」「DS251」 5/21、「DS252」5/27、「DS253」「DS254」 6/3、「DS258」6/27、「DS259」7/18） 6/ 3 パネル設置（その他案件は以下の日付 でパネル設置と同時にDS248に併合→ 「DS249」「DS251」6/14、「DS252」 「DS253」「DS254」6/24、「DS258」 7/8、「DS259」7/29） 2003/ 7/11 パネル報告書配布 8/11 米による上訴 11/10 上級委報告書配布 12/10 パネル・上級委報告書採択	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置 は、国内産業への重大な損害等のセーフガー ド措置発動条件が欠如している等、セーフガー ド協定第2、3、4、5、7、8、9、12条、GATT 第1、2、10、13、19条等に違反するとの申立 てに対して、パネル及び上級委は米国のSG措 置は、事情の予見されなかった発展について のGATT第19.1(a)条、SG協定第3.1条に違反、 輸入の増加に関する事実認定に関するSG協定 第2.1、4.2条違反、調査対象と措置対象の範 囲が不一致であるとしてSG協定第2.1、2.2、 4.2条違反であると認定。	SG DSU GATT
249. 米国の鉄鋼製品に対 するセーフガード措置	日本	(DS248と合併)		
250. フロリダ州のオレンジ 及びグレープフルーツの 加工品に対する消費税	ブラジル 【チリ、EU、メキシ コ、パラグアイ】	2002/ 3/20 協議要請 8/19 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2004/ 5/28 二国間合意通報	フロリダ州の国内産でない柑橘類（オレンジ 及びグレープフルーツ）の加工品に対する消 費税はGATT第2.1(a)条及び3.1条、3.2条、3.4 条に違反するとしてブラジルが申立て。	GATT
251. 米国の鉄鋼製品に対 するセーフガード措置	韓国	(DS248と合併)		
252. 米国の鉄鋼製品に対 するセーフガード措置	中国	(DS248と合併)		
253. 米国の鉄鋼製品に対 するセーフガード措置	スイス	(DS248と合併)		
254. 米国の鉄鋼製品に対 するセーフガード措置	ノルウェー	(DS248と合併)		
255. ペルーからの特定の 製品に対する課税措置	チリ	2002/ 4/22 協議要請 6/13 パネル設置要請 9/25 パネル設置要請取り下げ	ペルーの国産品以外の製品に対する税制措置 はGATT第3条に違反する。	GATT
256. トルコのハンガリー 産ペットフードの輸入禁止 措置	ハンガリー	2002/ 5/ 3 協議要請	トルコのBSE（牛海綿状脳症）拡大を防止す るためのペットフード輸入禁止措置は、GATT第 11条、SPS協定第2.2条、2.3条、5.1条、5.2条、 5.6条、6.1条、6.2条、7条、附属書B、農業協 定第14条に違反するとしてハンガリーが申立 て。	GATT SPS 農業
257. 米国のカナダからの 軟材に対する相殺関税決定	カナダ 【中国、EU、インド、 日本】	2002/ 5/ 3 協議要請 7/18 パネル設置要請 10/ 1 パネル設置 2003/ 8/29 パネル報告書配布 10/ 2 米国上級委申立て 2004/ 1/19 上級委報告書配布 2/17 パネル・上級委報告書採択 12/30 パネル設置要請（履行確認） 2005/ 1/14 パネル設置（履行確認） 8/ 1 パネル報告書配布（履行確認） 9/ 6 米国による上級委申立て（履行確認） 12/ 5 上級委報告書配布（履行確認） 12/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	米国のカナダからの軟材に対して決定した補 助金の存在、程度及び影響を決定するための 調査の開始及び実施等については、補助金協 定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32.1 条、GATT第6.3、10.3条に違反するとの申立 てに対して、パネル及び上級委は米国は必要 な補助金の利益の「転嫁」分析を一部の取引 において怠ったとし、補助金協定第10条、32.1 条及びGATT第6.3条に違反すると認定した。 DSU第21.5条パネルはなお同協定違反がある と判断した。DSU第21.5条上級委パネルもこ れを支持した。	補助金 GATT
258. 米国の鉄鋼製品に対 するセーフガード措置	ニュージーランド	(DS248と合併)		
259. 米国の鉄鋼製品に対 するセーフガード措置	ブラジル	(DS248と合併)		

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
260. EUの鉄鋼製品に對する暫定セーフガード措置	米国 【エジプト、日本、韓国、トルコ】	2002/ 5/30 協議要請 8/19 パネル設置要請 9/16 パネル設置	EUの鉄鋼製品に對する暫定セーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、SG協定第2.1条、2.2条、3条、4.1条、4.2条、6条、12.1条、GATT第1条、10条、19条に違反するとして米国が申立て。	SG GATT
261. ウルグアイからの特定の製品に對する課税措置	チリ 【EU、メキシコ、米国】	2002/ 6/18 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 1/ 8 二国間合意通報	ペルーの国産品以外の製品に對する税制措置はGATT第1条及び3条に違反するとしてチリが申立て。	GATT
262. 米国のフランス産及びドイツ産鉄鋼製品に對するアンチ・ダンピング措置及び相殺関税賦課へのサンセット・レビュー	EU	2002/ 7/25 協議要請	米国のフランス産及びドイツ産腐食防止鉄鋼製品等へのアンチ・ダンピング措置及び相殺関税賦課のサンセット・レビューによる継続の決定等は、GATT、アンチ・ダンピング協定、補助金協定、WTO設立協定に違反するとしてEUが申立て。	GATT AD 補助金 WTO設立
263. EUの輸入ワインに對する措置	アルゼンチン	2002/ 9/ 4 協議要請	EUのワインの製造方法等に関する規則はTBT協定第2条、12条、GATT第1.1条、3.4条、WTO設立協定第16.4条に違反する。	TBT GATT WTO設立
264. 米国のカナダ産軟材に對するダンピングの最終決定	カナダ 【中国、EU、インド、日本、NZ、タイ】	2002/ 9/13 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2003/ 1/ 8 パネル設置 2004/ 4/13 パネル報告書配布 5/13 米国上級委申立て 8/11 上級委報告書配布 2005/ 5/19 パネル設置要請（履行確認） 6/ 1 パネル設置（履行確認） 2006/ 4/ 3 パネル報告書配布（履行確認） 5/17 上級委申立て（履行確認） 8/15 上級委報告書配布（履行確認） 10/12 二国間合意通報 2007/ 2/23 更なる二国間合意の通報	米国のカナダ産軟材に對するダンピングの最終決定等は、AD協定・GATTに違反するとの申立てに對し、パネル及び上級委は、米国がゼロイング手法を用いてダンピング・マージンを計算したことはAD協定第2.4.2条に違反するとの判断を下した。米国はDSB勧告の履行措置として新たなダンピング・マージンを算定する際、正常価格（国内価格）と輸出価格の比較を個別取引ごとに行う中で（T-T方式：transaction to transaction）引き続きゼロイングを適用した。カナダはこれをAD協定第2.4.2条及び2.4条違反と主張し、DSU第21.5条パネルが設置されたが、パネルはカナダの主張を認めなかった。これに對して同上級委は、T-T方式におけるゼロイングの適用は協定第2.4.2条違反とするとともに、ウルグアイ・ラウンド実施法129条決定におけるT-T方式でゼロイングが適用されたことは、AD協定第2.4条が定める「公正な比較」要件に反するとして、パネルの判断を覆した。	AD GATT
265、(266)、(283). EUの砂糖への輸出補助金	豪州 (265) ブラジル (266) タイ (283) 【豪州、ブラジル、タイはそれぞれのパネルに第三国参加、パルバドス、ベリーズ、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、フィジー、ギアナ、インド、ジャマイカ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、ニュージーランド、パラグアイ、セントキッツアンドネービス、スワジランド、タンザニア、トリニダードトバゴ、米国、コートジボアール】	2002/ 9/27 協議要請（「DS266」同日、「DS283」2003/3/14） 2003/ 7/ 9 パネル設置要請（「DS266」「DS283」同日） 8/29 パネル設置（「DS266」「DS283」と併合） 2004/ 10/15 パネル報告書配布 2005/ 1/13 EU上級委申立て 1/15 豪州・ブラジル・タイ上級委申立て 4/28 上級委報告書配布 5/19 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 豪州、ブラジル、タイがそれぞれEUとDSU第21条及び22条に基づく了解に至ったことを通報	EUの砂糖への輸出補助金は、農業協定（第3.3、8、9.1、10.1、11条）、補助金協定（第3.1、3.2条）、GATT（第3.4、16条）に違反するとの申立てに對して、パネルは、EUが譲許表に明記されている約束の水準を超えて輸出補助金を交付しており農業協定第3.3条及び8条に違反したと認定した。上級委もパネルの認定を支持した。	補助金 農業
266. EUの砂糖への輸出補助金	ブラジル	(DS265と合併)		

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員会の概要	関連協定
267. 米国の高地産綿花に 対する補助金	ブラジル 【アルゼンチン、豪 州、ベナン、カナダ、 チャド、中国、台湾、 EU、インド、ニュー ジーランド、パキスタ ン、パラグアイ、ベネ ズエラ、日本、タイ】	2002/ 9/27 協議要請 2003/ 2/ 6 パネル設置要請 3/18 パネル設置 2004/ 9/ 8 パネル報告書送付 10/18 上級委申立て 2005/ 3/ 3 上級委報告書送付 3/21 パネル・上級委報告書採択 8/18 パネル設置要請（履行確認） 2006/ 9/28 パネル設置（履行確認） 2007/ 12/18 報告書配布（履行確認） 2008/ 2/12 米国による上級委上訴（履行確認） 2/25 ブラジルによる上訴（履行確認） 6/ 2 上級委員会報告書採択（履行確認） 6/20 パネル・上級委員会報告書採択（履行 確認） 8/25 2005/8/18に停止した仲裁の再開を要 請 10/ 1 仲裁人につき合意 2009/ 8/31 仲裁決定書発出 11/ 6 対抗措置承認申請 11/19 対抗措置承認 2010/ 3/ 8 ブラジル、2010/4/7から対抗措置を発 動する旨通知 4/30 ブラジル、対抗措置発動延期 8/25 ブラジル・米国、Framework for a Mutually Agreed Solution to the Cotton Dispute in the World Trade Organization の締結を 通知	米国の高地産綿花に対する国内補助金及び輸 出補助金は、農業協定（第3.3、8、9.1(a)、 10.1条）補助金協定（第3.1(a)、3.1(b)、3.2、 5、6、附属書 I (j) 条）、GATT第3.4条に違反 するとの申立てに対して、パネルは、農業協 定第8条違反や補助金協定第3条違反等を認定 した。上級委もパネルの認定を支持した。 21.5条パネルは、補助金協定第5、6条等の違 反を認定し、米国が履行を行っていないとし たところ、21.5条上級委員会は、米国による 措置はDSBの勧告と裁定の履行を行っておら ず、WTO農業協定及び補助金協定に非整合的 であり、両協定上の義務を果たすようDSBが米 国に要求することを勧告するとした。	農業 補助金 GATT
268. 米国のアルゼンチン 産油井管（OCTG）に対す るアンチ・ダンピング措置 へのサンセット・レビュー	アルゼンチン 【台湾、EU、日本、 韓国、メキシコ】	2002/ 10/ 7 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/19 パネル設置 2004/ 7/16 パネル報告書送付 8/31 米国上級委申立て 11/29 上級委報告書送付 12/17 パネル・上級委報告書採択 2006/ 3/ 6 パネル設置要請（履行確認） 3/20 パネル設置（履行確認） 11/30 パネル報告書配布（履行確認） 2007/ 1/12 米国による上級委申立て（履行確認） 1/24 アルゼンチンによる上級委申立て（履 行確認） 4/12 上級委報告書配布（履行確認） 5/11 上級委報告書採択（履行確認） 5/21 アルゼンチン対抗措置承認申請 6/ 1 米国、仲裁を要求 6/21 仲裁手続を中断	米国のアルゼンチン産OCTGに対するAD措置 のサンセット・レビューによる措置継続の決 定等はAD協定、GATT、WTO設立協定に違反 するとの申立てに対し、パネルは、米国SPB （Sunset Policy Bulletin）をAD協定第11.3条違 反と認めたが、上級委は「パネルは“客観的 評価”を行っていない」とし、その認定を破 棄した。また、本件ではパネル及び上級委が、 waiverについて定めた米国1930年関税法及び 商務省（DOC）規則（輸出企業がサンセット・ レビュー参加権を放棄した場合、商務省はダ ンピングの存続又は再発の可能性を認める決 定をしなければならないとする）をAD協定第 11.3条（一部6.1、6.2条）違反とした。更に、 アルゼンチン申立てによるDSU第21.5パネル は、waiverについて定めた商務省（DOC）規則を 引き続きAD協定第11.3条違反としたほか、 DOCによるダンピング再発可能性の決定につ いても十分な事実関係に基づいておらず、同 じく11.3条に反するとした。また、申立て人 の意見書の守秘に関するDOCの措置は協定第 6.5.1条に反すると判断された。	AD GATT WTO設立
269、(286). EUの冷凍骨な し鶏肉の関税分類	ブラジル(269) 【中国、タイ、米国】 タイ (286) 【ブラジル、中国、米 国】	2002/ 10/11 協議要請（「DS286」2003/3/25） 2003/ 9/19 パネル設置要請（「DS286」 10/27） 11/ 7 パネル設置（「DS286」11/21。この後 パネル合併） 2005/ 5/30 パネル報告書配布 6/13 EU上級委申立て 9/12 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択 2006/ 7/14 タイ・EU、シークエンス合意（DS286） 7/26 ブラジル・EU、シークエンス合意 （DS269）	「加塩肉」として譲許した冷凍骨なし鶏肉（加 塩）の関税分類を「冷凍肉」に変更するEU規 則は、GATT第2条、28条に違反し、GATT第23.1 条の無効化又は侵害を生じさせるとのブラジ ル及びタイの主張について、パネルは文言の 「通常の意味」や「文脈」から解釈して、EU は加塩された冷凍骨なし鶏肉を「加塩肉」と して譲許していると判断した上で、EUの関税 分類の変更により従価税で譲許された「加塩 肉」に従量税が課されていることについて、 直ちに協定違反となるものではないが、従価 換算の結果、実際の税率は譲許税率を上回っ ているとして、EUの措置はGATT第2条(a)(b) （譲許表に基づく関税賦課）に違反すると判 断した。上級委員会はパネルの判断をおおむ ね支持した。	GATT
270. 豪州の輸入果物及び 野菜に対する措置	フィリピン 【チリ、中国、EU、 エクアドル、インド、 タイ、米国】	2002/ 10/18 協議要請 2003/ 7/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置	豪州の輸入果物及び野菜に対する措置は GATT第6条、8条、SPS協定（第2、3、4、5、6、 10条）、輸入ライセンス協定第1条、3条に違 反するとしてフィリピンが申立て。	GATT SPS ライセンス
271. 豪州の輸入パイナッ プルに対する措置	フィリピン 【EU、タイ】	2002/ 10/18 協議要請	豪州の輸入パイナップルに対する措置GATT 第6条、8条、SPS協定（第2、3、4、5、6、10 条）に違反するとしてフィリピンが申立て。	GATT SPS
272. ペルーのアルゼンチ ン産野菜油に対するアン チ・ダンピング暫定措置	アルゼンチン	2002/ 10/21 協議要請	ペルーのアルゼンチン産野菜油に対するAD暫 定措置等は、AD協定（第2.2、2.4、3.1、3.2、 3.4、3.5、4.1、5.2、5.3、5.8、6.8、7、12.2 条）、GATT第6条に違反するとしてアルゼン チンが申立て。	AD GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
273. 韓国の商用船貿易に 関する措置	EU 【中国、台湾、日本、 メキシコ、ノルウェー、 米国】	2002/ 10/21 協議要請 2003/ 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2005/ 3/ 7 パネル報告書配布 2005/ 4/11 パネル報告書採択	韓国の商用船造船に対する補助金は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条等に違反するとの申立てに対して、パネルは、韓国の補助金が3.1条(a)の禁止補助金であることを認め、廃止を勧告した。EUの著しい害の主張は退けた。	補助金
274. 米国の鉄鋼製品に 対するセーフガード措置	台湾 【日本】	2002/ 11/ 1 協議要請	米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置は、国内産業への重大な損害等のセーフガード措置発動条件が欠如している等、セーフガード協定第2.1条、2.2条、3.1条、4.1条、4.2条、5.1条、GATT第1.1条、19.1条に違反するとして台湾が申立て。	SG GATT
275. ベネズエラの農産品 に対する輸入ライセンス措 置	米国 【アルゼンチン、カナ ダ、チリ、EU、ニュ ージーランド】	2002/ 11/ 7 協議要請	ベネズエラの農産品（とうもろこし、乳製品等）に対する輸入ライセンス措置は、農業協定（第4.2条）、GATT（第3、10、11、13条）、TRIM協定（第2.1条）、輸入ライセンス協定（第1.4、3.2、3.5、5.1、5.2、5.3条）に違反するとして米国が申立て。	農業 GATT ライセンス TRIM
276. カナダの小麦の輸出 に関する措置及び輸入穀物 の取扱	米国 【豪州、チリ、中国、 台湾、EU、日本、メ キシコ】	2002/ 12/17 協議要請 2003/ 3/ 6 パネル設置要請 3/31 パネル設置 2004/ 4/ 6 パネル報告書配布 6/ 1 上級委申立て 8/30 上級委報告書配布 9/27 パネル・上級委報告書採択 2005/ 8/31 カナダ、2005/8/1より改正国内法が発効したことを発表	カナダ政府及びカナダ小麦委員会の小麦の輸出に関する措置（小麦委員会への売買、価格設定、支払保証等に係る特権の付与等）はGATT第17条に違反し、輸入穀物の保管・運搬に係る差別的取扱はGATT第3条、TRIM協定第2条に違反するとの米国の主張について、パネルは、カナダの小麦輸出関連制度のGATT第17条（国家貿易企業の協定遵守）違反について米国はこれを立証しなかったとする一方で、カナダの輸入穀物への差別的取り扱いがGATT第3.4条（内国民待遇）に違反すると判断した。上級委員会はパネルの判断を全面的に支持した。	GATT TRIM
277. 米国のカナダ産軟材 に対するITCの調査	カナダ 【中国、EU、日本、 韓国】	2002/ 12/20 協議要請 2003/ 4/ 3 パネル設置要請 5/ 7 パネル設置 2004/ 3/22 パネル報告書配布 4/26 パネル報告書採択 2005/ 2/14 パネル設置要請（履行確認） 2/25 パネル設置（履行確認） 11/15 パネル報告書配布（履行確認） 2006/ 1/13 カナダによる上級委申立て（履行確認） 4/13 上級委報告書配布（履行確認） 5/ 9 パネル・上級委報告書採択（履行確認） 10/12 二国間合意通報	カナダ産軟材に対するITC（国際貿易委員会）の調査（損害認定等）は、GATT、AD協定、補助金協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、損害の因果関係の認定において、ITCが検討した要因からは「輸入が相当程度増加している」とし、それに基づいて損害のおそれを肯定したことはAD協定第3.5、3.7条、補助金協定第15.5、15.7条違反であると認めた。カナダの申立てにより設置されたDSU第21.5条パネルは、米国による履行措置は補助金協定等に整合的であり、米国はDSB勧告を履行したと判断した。しかし、同上級委は、損害のおそれに係るITC決定について、パネルの検討方法は不適切であったとしてパネル判断を破棄したが、米国の履行措置の適法性及び履行の成立・不成立については、パネルによる事実関係の審理が不十分として判断を行わなかった。	AD GATT 補助金
278. チリの輸入果糖に 対するセーフガード措置	アルゼンチン	2002/ 12/20 協議要請	チリの輸入果糖に対するセーフガード措置は、SG協定（2.1、3.1、3.2、4.1、4.2、5.1、7.1、7.5条）、GATT第19.1条に違反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG GATT
279. インドの2002年～ 2007年の輸出入政策の下 での輸入制限	EU 【米国】	2002/ 12/23 協議要請	インドの2002年～2007年の輸出入政策の下での輸入制限は、GATT（第3、10、11条）、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定（第1、2、3条）、SPS協定（第2、3、5、7、8条）、TBT協定第2条に違反し、GATT第20、21条によって正当化されないとしてEUが申立て。	GATT 農業 ライセンス SPS TBT
280. 米国のメキシコ産鉄 鋼製品に対する相殺関税賦 課	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、 EU】	2003/ 1/21 協議要請 8/ 4 パネル設置要請 8/29 パネル設置	米国のメキシコ産鉄鋼製品に対する相殺関税賦課は、補助金協定第10、14、19、21条に違反するとしてメキシコが申立て。	補助金
281. 米国のメキシコ産セ メントに対するアンチ・ダ ンピング措置	メキシコ 【カナダ、中国、台湾、 EU、日本】	2003/ 1/31 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2006/ 1/16 メキシコの要請によりパネル停止 2007/ 1/14 パネル設置根拠喪失 5/16 二国間合意通報	米国のメキシコ産セメントに対するAD措置は、AD協定（第1、2、3、4、6、8、9、10、11、12、18条）、GATT（第3、6、10条）、WTO設立協定第16.4条に違反するとしてメキシコが申立て。 2009年2月1日付けでAD措置を取り消すことを合意。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
282. 米国のメキシコ産油 井管に対するアンチ・ダン ピング措置	メキシコ 【アルゼンチン、カナ ダ、中国、台湾、EU、 日本、ベネズエラ、タ イ】	2003/ 2/18 協議要請 7/29 パネル設置要請 8/29 パネル設置 2005/ 6/20 パネル報告書配布 8/ 4 メキシコ上級委申立て 8/16 米国上級委申立て 11/ 2 上級委報告書配布 11/28 パネル・上級委報告書採択 2006/ 8/21 協議要請(履行確認) 2007/ 4/12 パネル設置要請(履行確認) 4/24 パネル設置(履行確認) 7/ 5 メキシコの要請によりパネル停止 2008/ 7/ 6 パネル設置根拠喪失	米国のメキシコ産油井管に対するAD措置は、 AD協定(第1、2、3、4、6、11、18条)、GATT (第6、10条)、WTO設立協定第16.4条に違反 するとのメキシコの主張について、パネルは サンセットレビュー(AD税の見直し手続)に 係る米国商務省のサンセット・ポリシー・ブ ルテン(SPB: サンセット・レビューに関する 運用規則)がDOCの判断にとって「決定的又 は結論づけるもの」であるとして、当該SPB の内容についてAD協定第11.3条(AD税及び価 格約束に係る起案及び見直し)違反を認定し たが、もう1つの主要論点であった、米国貿易 委員会(ITC)によるサンセット・レビューに おける損害継続・再発の「蓋然性」判断につ いては、AD協定(第3、11条)には違反しないと 判断した。これら判断について両当事国は 上級委への申立てを行ったが、上級委員会は SPBそのものの違法性についてパネルの判断 は客観性を欠いていたとしてこれを破棄する 一方、ITCによる損害継続・再発の「蓋然性」 判断については、協定に違反しないとしたパ ネルの判断を支持した。	AD GATT WTO設立
283. EUの砂糖への輸出補 助金	タイ	(DS265と合併)		
284. メキシコのニカラグ ア産キングサリ(black beans)に対する輸入禁止措 置	ニカラグア	2003/ 3/17 協議要請 2004/ 3/ 8 ニカラグア協議取り下げ	メキシコの輸入禁止措置はGATT(第1.1、 10.1、10.3(a)、11.1、13.1条)、ライセンス 協定(第1.2、1.3、1.4(a)、2.2(a)条)、SPS 協定(第2.1、2.2、2.3、5.1、7条等)に違反 するとしてニカラグアが申立て。	GATT ライセンス SPS
285. 米国の賭博サービ スの越境移動に関する措置	アンティグア・バーブ ーダ【日本、EU、カ ナダ、メキシコ、台湾、 中国】	2003/ 3/13 協議要請 6/12 パネル設置要請 7/21 パネル設置 2004/ 11/10 パネル報告書配布 2005/ 1/ 7 米国、上級委申立て 1/19 アンティグア・バーブーダ上級委申立て 4/ 7 上級委報告書配布 4/20 パネル・上級委報告書採択 2006/ 6/ 8 協議要請(履行確認) 7/ 6 パネル設置要請(履行確認) 7/19 パネル設置(履行確認) 2007/ 3/30 パネル報告書配布(履行確認) 5/22 パネル報告書採択(履行確認) 6/21 アンティグア・バーブーダ対抗措置申請 7/23 米国、仲裁を申請 7/24 仲裁に付託 12/21 仲裁報告書発出 2013/ 1/28 アンティグア・バーブーダ対抗措置申請 対抗措置の承認	米国のインターネット賭博の越境取引を禁 じる措置はGATS(第2、6、8、11、16、17条) に違反するとして提訴。上級委は、米の当該 措置は、米国が自由化を約束した「娯楽サー ビス」の自由化約束違反であるとのパネル判 断を支持。ただし、GATS第14条(一般例外) に該当するか否かについては、米国がアン ティグアと十分な協議をしていないことを理由 に、該当しないと判断していたパネル判断を 覆し、当該措置が内外無差別に運用されるこ とを確保すれば、米国のインターネット賭博禁 止措置はGATS第14条に合致するとした。21.5 条パネルでは、米国が本件履行にあたって行 った新たな立法措置によっても履行がなされ ていないとの判断を行った。	GATS
286. EUの冷凍骨なし鶏肉 の関税分類	タイ	(DS269と合併)		
287. 豪州の輸入品への検 疫制度	EU 【カナダ、チリ、中国、 インド、フィリピン、 タイ、米国】	2003/ 4/ 3 協議要請 8/29 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2007/ 3/19 二国間合意通報	豪州の輸入品への検疫措置はSPS協定(第2.2、 2.3、3.3、4.1、5.1、5.6、5.7、8条等)に違 反するとしてEUが申立て。	SPS
288. 南アフリカのトルコ 産毛布類へのアンチ・ダン ピング措置	トルコ	2003/ 4/ 9 協議要請	南アフリカのトルコ産毛布へのアンチ・ダン ピング措置は、GATT(第3、10条)、アンチ・ ダンピング協定(第5、6、9、12条)に違反す るとしてトルコが申立て。	GATT AD
289. チェコのポーランド 産輸入豚肉への追加関税	ポーランド	2003/ 4/16 協議要請	チェコのポーランド産輸入豚肉への追加関税 は農業協定第4条に違反し、GATT第1条、2条 の下で享受する利益を無効化・侵害している としてポーランドが申立て。	農業 GATT
290. EUの農産品及び食品 の商標及び地理的表示の保 護	豪州	(DS174と合併)		

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
291. EUの遺伝子組み換え 作物の認可及び販売に 関する措置	米国 (291) カナダ (292) アルゼンチン (293) 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、カナダ、 チリ、中国、台湾、コ ロンビア、エルサルバ ドル、ホンジュラス、 メキシコ、ニュージー ランド、ノルウェー、 パラグアイ、ペルー、 タイ、ウルグアイ】	2003/ 5/13 協議要請 (「DS293」 5/14) 8/ 7 パネル設置要請 8/29 パネル設置 (合併) 2006/ 9/29 パネル報告書配布 11/21 パネル報告書採択 2007/ 6/21 履行期限 2007/11/21に 2007/ 11/21 RPTを1/11とすることに合意 2008/ 1/11 RPTを2/11とすることに合意 (DS292) RPTを6/11とすることに合意 (DS293) 1/14 シークエンス合意 (DS291) 1/17 米国、対抗措置申請 (DS291) 2/ 6 EU、仲裁を要請 2/ 8 仲裁に委ねることに合意 (DS291) 2/11 RPTを6/30まで延長することに合意 (DS292) 2/15 米国・EU、仲裁停止を要請 6/11 RPTを8/12まで延長することに合意 (DS293) 6/23 RPTを7/31まで延長することに合意 (DS292) 7/29 RPTを12/31まで延長することに合意 (DS292) 8/12 RPTを12/1まで延長することに合意 (DS293) 12/1 RPTを2009/3/1まで延長することに合 意 (DS293) 12/16 RPTを2009/3/1まで延長することに合 意 (DS292) 2009/ 2/26 RPTを6/30まで延長することに合意 (DS293) 6/30 RPTを12/31まで延長することに合意 (DS293) 7/15 カナダ・EU、二国間で解決合意 2010/ 1/29 RPTを2/26まで延長することに合意 (DS293) 2/26 RPTを3/31まで延長することに合意 (DS293) 3/19 アルゼンチン・EU、二国間で解決合意	EUの遺伝子組み換え作物の認可及び販売に關 する措置はSPS協定 (第2、5、7、8条等)、GATT (第1、3、10、11条)、農業協定第4条、TBT 協定 (第2、5条) に違反するとして米国等が 申立て。パネルは、EUによる検疫関連措置は、 危険性の評価が不十分で科学的根拠を欠いて おり、SPS協定第2.2条、5.1条、5.7条、附属 書C1(a)等に反する旨判断。	SPS GATT TBT
292. EUの遺伝子組み換え 作物の認可及び販売に 関する措置	カナダ	(DS291と合併)		
293. EUの遺伝子組み換え 作物の認可及び販売に 関する措置	アルゼンチン	(DS291と合併)		
294. 米国のダンピング・マ ージンの算出に係る法律、 規則及び計算方法	EU 【アルゼンチン、ブラ ジル、中国、台湾、香 港、インド、日本、韓 国、メキシコ、ノルウ エー、トルコ】	2003/ 6/12 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 2005/ 10/31 パネル報告書配布 2006/ 1/17 EUによる上訴 1/30 米国による上訴 4/18 上級委員会報告書配布 5/ 9 パネル・上級委員会報告書採択 2007/ 7/ 9 協議要請 (履行確認) 9/13 パネル設置要請 (履行確認) 9/25 パネル設置 (履行確認) 11/30 パネル構成 (履行確認) 2008/ 12/17 パネル報告書配布 (履行確認) 2009/ 2/17 EC上訴 (履行確認) 2/25 米国上訴 (履行確認) 5/14 上級委員会報告書送付 (履行確認) 6/11 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 1/29 EU、対抗措置承認申請 2/16 米国、仲裁を要請 2/18 仲裁に付託 9/ 7 仲裁手続停止 2011/ 9/ 7 仲裁手続停止延長 2012/ 1/ 6、1/13、2/6 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 6/22 EUが仲裁手続停止の要請を撤回 2012/ 7/ 2 米EUが共同で文書を提出し、仲裁手続 が終了	米国のダンピング・マージンの算出に係る法 律、規則及び計算方法はAD協定、GATT、WTO 設立協定に違反するとの申立てに対し、パネ ルは初回調査におけるゼロインクの個別ケ ースにおける適用及びゼロインク手法そのも のをAD協定第2.4.2条違反とした。一方、同条の 射程は当初調査に限られるとして行政見直し におけるゼロインクの個別ケースにおける適 用及びゼロインク手法そのものは違反とされ なかった。これに対して上級委は、初回調査 に関するパネルの判断を支持する一方、行政 見直しにおけるゼロインクの個別ケース適用 がAD協定第9.3条に反しないとしたパネルの 判断についてはこれを覆した。 履行確認パネルは、a) 原手続におけるDSB勧 告の採択以後に行われた後継の定期見直しの 決定について履行確認パネルの審理対象とな ると判断したほか、EUの主張の一部を認め、b) 履行期間経過後にゼロインクを用いて行われ た定期見直しの決定、c) 履行期間経過後にゼ ロインクを用いて算定された預託率の適用に ついて協定違反を認定したが、d) 履行期間経 過以前にゼロインクを用いて行われた定期見 直しの決定については協定違反を認定しなかつ た。これに対し、上級委員会報告書では、 履行期間経過以前にゼロインクを用いて行わ れた定期見直しの決定についても協定違反が 認定された。	AD GATT WTO設立

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
295. メキシコの牛肉及び コメに対するアンチ・ダン ピング措置	米国 【中国、EU、トルコ】	2003/ 6/16 協議要請 9/19 パネル設置要請 11/ 7 パネル設置 2005/ 6/ 6 パネル報告書配布 7/20 メキシコ上級委員申立て 11/29 上級委員報告書配布 12/20 パネル・上級委員報告書採択	本件AD措置及びそれに関する法制は、AD協定に違反するとの申立てに対し、パネルは、損害認定に際して「実質的な証拠」に基づく「客観的な検討」を行わなかったこと、ダンピング・マージンが僅少の輸出者の調査を終了しなかったこと、提訴状に記載されていない輸出者に十分な情報提出の機会を付与することなくオールアザーズレートを適用したこと、ファクツ・アベイラブル使用の際に、マージンが最高になる証拠の採用を当然に求める国内法の規定、企業の回答期限を短く設定した国内法の規定等につき、AD協定第3.1、3.2、3.4、3.5、5.8、6.8条違反であることを認めた。また上級委員は、パネルの判断を概ね支持した。	AD
296. 米国の韓国産DRAMS に対する相殺関税調査	韓国 【中国、台湾、EU、 日本】	2003/ 6/30 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 2/21 パネル報告書配布 3/29 米国上級委員申立て 6/27 上級委員報告書配布 7/20 パネル・上級委員報告書採択	米国の韓国産DRAMに対する相殺関税調査は、GATT第6.3条、10.3条、補助金協定第1、2、10、11、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申立てに対して、パネルは、韓国政府による指示委託は政府機関を除き立証されていなく認定し、需要の減退の因果関係に関するノンアトリビューション (15.5条) について補助金協定違反とした。上級委員は、パネルの証拠の認定方法等に誤りがあるとして、米国の指示委託の認定は1.1(a)(1)(iv)条に違反としたパネルの判断を取り消した。ただし、米国の当該措置がWTO協定整合的か否かの判断には立ち入っていない。	補助金
297. クロアチアの野生動物 及び肉製品の輸入に關する 措置	ハンガリー	2003/ 7/ 9 協議要請 2009/ 1/30 2003年に二国間合意に至っていたことを通報	クロアチアの野生動物及び肉製品の輸入に関する措置はGATT (第11、20条)、SPS協定 (第2.2、2.3、3.1、5.1、5.2、5.3、5.6、6.1、6.2、7条等) に違反するとしてハンガリーが申立て。	GATT SPS
298. メキシコの関税評価 等のための価格制度	グアテマラ	2003/ 7/22 協議要請 2005/ 8/29 二国間合意通報	メキシコの関税評価等のための価格制度はGATT第1、2、7、10条、GATT第7条の実施に関する協定 (関税評価協定) 第1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、15、16、22条、農業協定第4条、WTO設立協定第16.4条に違反する。	GATT 関税評価 農業 WTO設立
299. EUの韓国産DRAMチ ップに対する相殺関税措置	韓国 【中国、台湾、日本、 米国】	2003/ 7/25 協議要請 11/19 パネル設置要請 2004/ 1/23 パネル設置 2005/ 6/17 パネル報告書配布 8/ 3 パネル報告書採択	EUの韓国産DRAMに対する相殺関税調査は補助金協定第1、2、10、12、14、15、19、22、32条に違反するとの申立てに対して、パネルは、EUが認定した韓国政府による指示委託の一部 (1.1(a)(1)(iv)条) と利益認定の一部 (1.1(b)条、14条) と損害決定の一部 (15.4、15.5条) について補助金協定違反と判断したものの、EUの相殺関税措置に関する主張を相当程度認め、韓国の主張を退けた。	補助金
300. ドミニカ共和国の紙 巻きタバコの輸入に關する 措置	ホンジュラス	2003/ 8/28 協議要請	ドミニカ共和国の紙巻きタバコの輸入に関する措置はGATT (第1.1、2.1(b)、3.2、3.4、11.1条) に違反するとしてホンジュラスが申立て。	GATT
301. EUの商用船の貿易に 關する措置	韓国 【中国、日本、米国】	2003/ 9/ 3 協議要請 2004/ 2/ 5 パネル設置要請 3/19 パネル設置 4/22 パネル報告書配布 2005/ 6/20 パネル報告書採択	韓国の商用船に関する補助金措置 (DS273) に対抗する形でEUが新設した商用船の貿易に関する補助金措置は、WTOによらない紛争解決手段であり、補助金協定第32.1条、GATT第1.1、3.4条、DSU第23.1、23.2条に違反するとの申立てに対して、パネルは、補助金協定とGATTの違反については認めないとした。一方、EUの措置はWTO紛争解決と同じ種類の是正を求めるものでありDSU第23.1条に違反すると判断した。	補助金 GATT
302. ドミニカの紙巻きタ バコの輸入及び国内販売に 關する措置	ホンジュラス 【チリ、中国、EU、 エルサルバドル、グア テマラ、ニカラグア、 米国】	2003/ 10/ 8 協議要請 12/ 8 パネル設置要請 2004/ 1/ 9 パネル設置 11/26 パネル報告書配布 2005/ 1/24 上級委員申立て 4/25 上級委員報告書配布 5/19 パネル・上級委員報告書採択 2005/ 8/16 二国間合意通報	ドミニカの紙巻きタバコの輸入及び国内販売に関する措置はGATT (第2、3、11、15条) に違反するとのホンジュラスの主張について、パネルは、ドミニカによる外国産タバコへの課徴金賦課がGATT第2条 (譲許表) に、納税印紙貼付義務はGATT第3.4条に、特別消費税の賦課はGATT第3.2条に反するとの判断を行い、上級委員もパネルの判断を支持した。	GATT
303. エクアドルの繊維板 (ファイバーボード) の輸 入に關するセーフガード措 置	チリ	2003/ 11/24 協議要請	エクアドルの繊維板の輸入に關するセーフガード措置はセーフガード協定 (第2、3、4、5、6、7、12条)、GATT第19.1(a)条に違反するとしてチリが申立て。	SG GATT
304. インドのEUからの特 定製品に対するアンチ・ダン ピング措置	EU 【トルコ、台湾】	2003/ 12/ 8 協議要請	インドのEUからの特定製品に対するアンチ・ダンピング措置はGATT第6.1条、AD協定 (第1、3.1、3.2、3.5、6.6、6.8、6.9、12.2条) に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
305. エジプトの繊維製品 及び衣料品の輸入に関する 措置	米国 【EU】	2003/ 12/23 協議要請 2005/ 5/20 二国間合意通報	エジプトの繊維製品及び衣料品の輸入に関する措置はGATT第2条及び繊維協定第7条に違反するとして米国が申立て。	GATT
306. インドのバングラデ ィシュ製電池に対するアン チ・ダンピング措置	バングラディシュ	2004/ 1/28 協議要請 2006/ 2/20 二国間合意通報	インドのバングラディシュ製電池に対するアンチ・ダンピング措置はGATT第1.1、2.1、6.1、6.2、6.6条、アンチ・ダンピング協定第2.1、2.2、3.1、3.2、3.3、3.4、3.5、3.7、5.4、5.8、6.2、6.4、6.5、6.8、6.9、12.2条に違反するとしてバングラディシュが申立て。	AD GATT
307. EUの商用船への援助	韓国	2004/ 2/13 協議要請	EUの商用船への補助金は、補助金協定第1、2、3.1(a)、(b)、5(a)、(b)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)、6.4、6.5条に違反するとして韓国が申立て。	補助金
308. メキシコのソフトド リンク及びその他の飲料に 係る税制措置	米国 【カナダ、中国、EU、 グアテマラ、日本】	2004/ 3/16 協議要請 6/10 パネル設置要請 7/ 6 パネル設置 2005/ 10/ 7 パネル報告書配布 12/ 6 メキシコ上級委申立て 2006/ 3/ 6 上級委報告書配布 3/24 パネル・上級委報告書採択 2007/ 1/23 メキシコが違反措置の撤廃	メキシコにおけるさとうきびによる砂糖を使用した以外の飲料及び関連するサービスへの課税及び同サービスに係る簿記や報告の義務づけはGATT第3.2、3.4条に違反するとの米国の主張について、パネルはGATT第3.2、3.4条（内国民待遇）の違反を認定するとともに、当該税制措置がGATT第20条(d)（法令遵守を目的とした措置の適用除外）により正当化されるとのメキシコの主張を退ける判断を行った。上級委は、GATT第20条(d)はメキシコが主張するような「他の国際協定（この場合はNAFTA）を他国に遵守させるための措置」までも正当化するものではない、としてメキシコの主張を退けるとともに、他の論点についても概ねパネルの判断を支持した。	GATT
309. 中国の半導体回路に 係る増値税	米国 【EU、日本、メキシ コ】	2004/ 3/18 協議要請 2005 10/ 5 二国間合意通報	中国国内で生産・販売された半導体の生産者に対する増値税の還付は半導体輸入品については実施されておらずGATT第1、3.2条及びGATS第17条に違反するとして米国が申立て。	GATT GATS
310. 米国のカナダ産小麦 に対するITCのダンピング 決定	カナダ	2004/ 4/ 8 協議要請 6/10 パネル設置要請	カナダ産小麦に対する米国ITCのダンピング決定はGATT第6.5(a)条、AD協定第1、3.1、3.2、3.4、3.5、18.1条及び補助金協定第10、15.1、15.2、15.4、15.5、19.1、32.1条に違反するとしてカナダが申立て。	AD
311. 米国のカナダ産軟材 に対する相殺関税措置見直 し	カナダ	2004/ 4/14 協議要請 2006/ 10/12 二国間合意通報	カナダ産軟材に対する米国の相殺関税措置見直しは補助金協定第10、19.1、19.3、19.4、21.1、21.2、21.4、32.1条及びGATT第6.3条に違反するとしてカナダが申立て。	補助金 GATT
312. 韓国のインドネシア 製紙に対するアンチ・ダン ピング関税	インドネシア 【カナダ、中国、EU、 日本、米国、台湾】	2004/ 6/ 4 協議要請 8/16 パネル設置要請 9/27 パネル設置 2005/ 10/28 パネル報告書配布 11/28 パネル報告書採択 2006/ 10/26 協議要請（履行確認） 12/22 パネル設置要求（履行確認） 2007/ 1/23 パネル設置（履行確認） 9/28 パネル報告書配布（履行確認） 10/22 パネル報告書採択（履行確認）	インドネシア産の紙に対する韓国のAD調査は、調査開始要件の不備、損害認定、ファクト・アベイラブル（FA）の利用等がAD協定及びGATTに違反するとの申立てに対し、パネルは、FAにおける「二次的情報源からの情報」に基づいて判断を行う場合のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反、損害認定に関する3.4条違反、機密情報の取り扱いに対するAD協定第6.5条違反等を認めた。他方、韓国当局によるcollapsing（複数の輸出者を同一の主体とみなすこと）の適用については、パネルはAD協定に整合的と判断した。21.5条パネルは、履行手続における韓国当局の再決定のAD協定第6.8条及び附属書II.7違反等を認定した。	AD GATT
313. EUのインド製鉄鋼製 品に対するアンチ・ダンピ ング関税	インド	2004/ 7/ 5 協議要請 10/22 二国間合意通報	インド製鉄鋼製品に対するEUのAD税の差別的賦課はAD協定第3.4、3.5、4.1、9.2条に違反としてインドが申立て。	AD
314. メキシコのEU産オリ ーブオイルに対する暫定的 相殺関税措置	EU	2004/ 8/18 協議要請	EU産オリーブオイルに対するメキシコの暫定的相殺関税措置は補助金協定第10、11、15、16、17条及び農業協定の13、21.1条に違反するとしてEUが申立て。	農業 補助金

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告書の概要	関連協定
315. EUの通関措置	米国 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、中国、 台湾、香港、インド、 日本、韓国】	2004/ 9/21 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 6/16 パネル報告書配布 8/14 米国上級委申立て 11/13 上級委報告書配布 12/11 パネル・上級委報告書採択	EUによる商品の関税上の分類又は評価に關する措置及び輸入の要件、制限又は禁止の実施方法がGATT第10.3条(a)の規定する「一律の実施 (uniform administration)」の義務に従っていないとして、米国が申立て。パネルは米国の申立てのうち3件についてはEUによる関税分類及び関税評価がGATT第10.3条(a)に違反するとしたが、5件については違反がなく、また11件については米国がEUの措置の違法性を十分証明していないとした。上級委は、米国はEUの「関税措置全体について」法的な判断を求めることはできない、としたパネルの判断を覆したが、事実関係が十分に審理されていないとして、通関制度そのものに関する実体的判断は行わず、デジタル・ビデオ・インターフェース付きLCDモニターの関税分類に関する共通関税の実施についてのみ、10.3条(a)違反を認め、それ以外のEUの個別措置については、米国の申立てを退ける判断を行った。	GATT
316. EUの大型民間航空機の取引に関連する措置	米国 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/ 10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2010/ 6/30 パネル報告書配布 7/21 EUによる上訴 2011/ 5/18 上級委報告書配布 6/ 1 パネル・上級委報告書採択 12/ 9 対抗措置承認申請 協議要請 (履行確認) 12/22 EU、仲裁を要求 2012/ 1/20 仲裁手続を中断 3/30 パネル設置要請 (履行確認) 4/13 パネル設置 (履行確認)	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、3.2、5(a)、5(c)、6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第16.1条に違反するとして米国が申立て。上級委は、約180億ドルのEU補助金について撤廃か米国への悪影響除去を勧告 (輸出補助金として即時撤廃を求める補助金はなし)。	補助金 GATT
317. 米国の大型民間航空機の取引に関連する措置	EU 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2004/ 10/ 6 協議要請 2005/ 5/31 パネル設置要請 7/20 パネル設置	米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て。	補助金 GATT
318. インドの台湾製製品に係るアンチ・ダンピング措置	台湾	2004/ 10/28 協議要請	台湾製製品に係るインドのAD措置はGATT 6.1、6.2条及びAD協定第1、2、3.1、3.2、3.4、3.3、3.5、3.7、3.8、4、5、6、7.4、12.1、12.2条に違反として台湾が申立て。	AD GATT
319. 米国の1930年関税法776条	EU 【米国】	2004/ 11/ 5 協議要請	米国の1930年関税法776条に基づくダンピング決定はAD協定第1、6、18.4条及びGATT第6.1、6.2に違反するとしてEUが申立て。	AD GATT
320. 米国のホルモン牛肉紛争に係る対抗措置の継続	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、カナダ】	2004/ 11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EUによる上訴 6/10 米国による上訴 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採択	米国によるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 上級委は、米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加がWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米、加、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU GATT
321. カナダのホルモン牛肉紛争に係る義務の継続的な延長	EU 【豪州、ブラジル、中国、台湾、インド、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、米国】	2004/ 11/ 8 協議要請 2005/ 1/13 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2008/ 3/31 パネル報告書配布 5/29 EUによる上訴 6/10 米国による上訴 10/16 上級委員会報告書配布 11/14 パネル・上級委員会報告書採択	カナダによるホルモン・ケースに係るWTO上の義務停止及びEU製品に対する報復関税賦課の継続はGATT第1、2条及びDSU 23.1、23.2(a)、23.2(c)、22.8、21.5に違反するとしてEUが申立て。 上級委は、米国、カナダ及びECに対し、ECがSPS協定違反である旨の判示にしたがい非整合の措置を改めたか、また、米加がWTO上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米、加、EC間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨DSBが当事者に求めるよう勧告。	DSU GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
322. 米国のゼロイング及 びサンセット・レビューに 係る措置	日本 【中国、EU、香港、 ノルウェー、台湾（履 行パネル）】	2004/ 11/24 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 2/28 パネル設置 2006/ 9/20 パネル報告書配布 10/11 日本による上訴 10/23 米国による上訴 2007/ 1/ 9 上級委員会報告書配布 1/23 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 1/10 対抗措置承認申請 1/18 米国、仲裁を要請 1/21 仲裁に付託 4/ 7 パネル設置要請（履行確認） 4/18 パネル設置（履行確認） 6/ 9 日米両国の合意に基づき仲裁手続停止 2009/ 4/24 パネル報告書配布（履行確認） 5/20 米国による上訴 8/18 上級委員会報告書配布（履行確認） 8/31 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 4/23 日本、仲裁手続の再開要請 12/15 日米両国の合意に基づき仲裁手続停止 2011/ 9/12、11/ 7、11/30、2012/ 1/12、2/ 1 仲裁手続停止延長 2012/ 2/ 6 日米間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 8/ 3 日本、仲裁手続取り下げ	米国の行政見直し等におけるゼロイング（ダ ンピング・マージンを集計する際、国内価格 を上回る価格で輸出された製品の価格デー タを無視する手法）はGATT第6.1、6.2条及びAD 協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3、5.8、6.1、6.2、 9、11、18.3、18.4等に違反するとして日本が 申立て。パネルは、米国のアンチ・ダンピン グ手続のうち、(1)初回調査において、国内価 格及び輸出価格の加重平均を用いてダンピン グ率を算出する際にゼロイングを用いること はWTO協定違反である、と判断しつつも、(2) その他の手続（定期見直し等）におけるゼロ イングはWTO協定違反ではない、との判断を 行った。これに対して上級委は、日本の主張 を全面的に受け入れ、個別措置を含めて、ア ンチ・ダンピング手続のほとんどにおいて、 ゼロイングを使用することはWTO協定に違反 すると認定し、この点に関するパネルの結論 を覆した。 履行確認パネルの報告書では、ゼロイング手 法そのもの（as such）、及び、ゼロイングの 個別ケースにおける適用（as applied）につい て、是正がなされておらず、米国はWTO勧告 を履行する義務を果たしていないと認定され た。上級委員会も、パネル報告を全面的に支 持する報告書を発出し、米国がWTO勧告を履 行する義務を果たしていないことが確定し た。	AD GATT WTO設立
323. 日本の海苔の輸入割 当制度	韓国 【中国、EU、ニュー ジーランド、米国】	2004/ 12/ 1 協議要請 2005/ 2/ 4 パネル設置要請 3/21 パネル設置 2006/ 1/23 二国間合意通報 2/ 1 パネル報告書(案件の経緯のみ記載)配 布	日本における韓国産の乾燥・味付け海苔の輸 入割当制度はGATT第11、10.3条及び農業協 定4.2条及びライセンス協定第1.2、1.6条に違反 するとして韓国が申立て（韓国産海苔への輸 入割当を増やすとの合意により妥結）。	GATT ライセンス
324. 米国のタイ産のエビ に対する暫定的アンチ・ダ ンピング措置	タイ 【日本、ブラジル、 EU、中国、インド、 エクアドル】	2004/ 12/ 9 協議要請	ゼロイング等の手法により決定されたタイ産 のエビに対する米国の暫定的AD措置は、AD協 定第1、2.4、2.4.2、6.8、6.13、7.1条及び GATT第6条に違反するとしてタイが申立て。	AD GATT
325. メキシコ製ステンレ ス鋼に対する米国のアン チ・ダンピング決定	メキシコ 【日、EU】	2005/ 1/ 5 協議要請	メキシコ製ステンレス鋼に対する米国のAD決 定はAD協定第1、2、5、9、11、18.4条及びGATT 第6.1、6.2、10.3条(a)に違反するとしてメキ シコが申立て。	AD GATT
326. EUのチリ産サーモン に対するセーフガード措置	チリ	2005/ 2/ 8 協議要請 5/12 チリ協議取り下げ	チリ産のサーモンに対するEUのセーフガード 措置は、セーフガード協定第2、4、5条及び GATT第19条に違反するとしてチリが申立て。	GATT
327. エジプトのパキスタ ン製マッチに対するアン チ・ダンピング課税	パキスタン 【日本、米国、EC、 中国】	2005/ 2/21 協議要請 6/ 9 パネル設置要請 7/20 パネル設置 2006/ 3/27 二国間合意通報	パキスタン製マッチへのエジプトのアンチ・ ダンピング課税に係る手続やダンピング決定 手法は、AD協定及びGATTの関連規定に違反 するとしてパキスタンが申立て。	AD GATT
328. EUのサーモン対する セーフガード措置最終決定	ノルウェー 【チリ】	2005/ 3/ 1 協議要請	EUによる外国産サーモンに係るセーフガード 措置（関税制当や最低価格制度等）の最終決 定は、SG協定第2、3、4、5、7、11条及びGATT 第19条に違反するとしてノルウェーが申立 て。	SG GATT
329. パナマの乳製品に関 する関税分類	メキシコ	2005/ 3/16 協議要請 9/20 二国間合意通報	パナマによるミルクの加工製品に係る関税分 類の変更（従来の「加工ミルク製品」を「粉 ミルク」と「その他」に再分類し、「その他」 について関税率を引上げ）は、GATT第1、2、 28条及び農業協定第4条に違反するとともに、 メキシコの協定上の利益を無効化・侵害して いるとしてメキシコが申立て。	GATT 農業
330. アルゼンチンのオリ ブオイル、小麦グルテン 及び桃缶詰に対する相殺関 税	EU	2005/ 4/29 協議要請	アルゼンチンの輸入オリーブオイル、小麦グ ルテン及び桃缶詰に対する相殺関税は、その 決定にあたって、補助金の存在や国内産業に おける「実質的な損害」の認定等に問題があ り、GATT第6.3条及び補助金協定第1、10、11、 12、14、19、21に違反するとしてEUが申立て。	補助金 GATT
331. メキシコのグアテマ ラ製銅管へのアンチ・ダン ピング税賦課	グアテマラ 【中国、EU、ホンジ ュラス、日本、米国】	2005/ 6/17 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 6/ 8 パネル報告書加盟国配布 7/24 パネル報告書採択 9/25 二国間合意通報	メキシコによるグアテマラ製銅管へのAD税の 調査及び賦課は、GATT第6条及びAD協定第1、 2、3、4、5、6、9、12、18条及び附属書IIIに違 反するとしてグアテマラが申立て。パネルは、 メキシコ当局が不十分な証拠に基づいて調査 開始をしたとして、AD協定第5、6条違反等を 認定した。	AD GATT

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
332. ブラジルの再生タイ ヤの輸入に関する措置	EU 【アルゼンチン、豪 州、中国、キューバ、 グアテマラ、日本、韓 国、メキシコ、パラグ アイ、台湾、タイ、米 国】	2005/ 6/20 協議要請 11/17 パネル設置要請 2006/ 1/20 パネル設置 2007/ 6/12 パネル報告書配布 9/ 3 EUによる上級委申立て 12/ 3 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 6/ 4 EUよりRPT期間について仲裁要請 8/29 仲裁によりRPTを12月17日までと決定 2009 1/ 7 シークエンス合意	ブラジルによる再生タイヤの輸入禁止措置、 輸入禁止に伴う罰則金制度及びメルコスール 諸国に対する同措置の適用除外は、GATT第 1.1、3.4、11.1、13.1条に違反するとしてEU が申立て。パネルはブラジルの措置はGATT第 20条(b)の例外措置への該当性を認めたが、ブ ラジル国内裁判所による仮差し止め命令に基 づく中古タイヤ輸入が著しい量である点は 「偽装された貿易制限」であり同条書きを 満たさないとしてGATT第11条違反を認定。上 級委は、GATT第20条書きの判断については差 別の理由・合理性に基づいて行うべきである として、パネルが採用した数量基準を否定し たが、GATT第11条違反という結論は支持し た。	GATT
333. ドミニカ共和国のコ スタリカからの輸入に係る 外国為替手数料	コスタリカ	2005/ 9/12 協議要請	ドミニカ共和国の外貨取引に係る為替手数料 (13%)は、GATT第2.1条 (b) の規定する課 徴金に該当し、同条項及びその他関連条項に 違反するとしてコスタリカが申立て。	GATT
334. トルコの米の輸入に 係る措置	米国 【アルゼンチン、豪 州、中国、エジプト、 EU、韓国、パキスタ ン、タイ】	2005/ 11/ 2 協議要請 2006/ 2/ 6 パネル設置要請 3/17 パネル設置 2007/ 9/21 パネル報告書配布 10/22 パネル報告書採択 11/20 トルコ、履行の意思通報 2008/ 5/ 7 シークエンス合意	トルコによる米国産米の輸入に係る措置（譲 許税率を超える税率での輸入ライセンスの発 給、関税割当にあたっての輸入者への国産米 購入義務づけ等）はTRIM協定第2条、GATT第3、 11条、農業協定第4条及び輸入ライセンス協定 第1、3、5条に違反するとして米国が申立て。 パネルは、農業協定第4条違反等を認定した。	TRIM GATT 農業 ライセンス
335. 米国のエクアドル産 エビに対するアンチ・ダン ピング措置	エクアドル 【ブラジル、チリ、中 国、EU、インド、日 本、韓国、メキシコ、 タイ】	2005/ 11/17 協議要請 2006/ 6/ 8 パネル設置要請 7/19 パネル設置 2007/ 1/30 パネル報告書配布 2/20 パネル報告書採択	米国が、初回調査において、エクアドル産エ ビのダンピング・マージン計算に「ゼロイン グ」手法を使い、これに基づきAD税の賦課を 行ったことは、GATT第6条及びAD協定第 2.4.2条等に違反するとしてエクアドルが申 立て。パネルは、初回調査におけるダンピン グの最終認定及びアンチ・ダンピング税の最 終決定におけるゼロイングの適用は、AD協定 第2.4.2条に反するとの判断を行った。	AD GATT
336. 日本の韓国製DRAM チップに対する相殺関税措 置	韓国 【EU、米国、台湾（履 行確認パネル）】	2006/ 3/14 協議要請 5/18 パネル設置要請 6/19 パネル設置 2007/ 7/13 パネル報告書加盟国配布 8/30 日本、上級委申立て 11/28 上級委員会報告書配布 12/17 パネル・上級委員会報告書採択 2008/ 2/25 韓国のDSU第21.3 (c) 条に基づく仲裁 要請 5/ 5 仲裁人、RPTを9月1日までと決定 9/ 9 パネル設置要請（履行確認） 9/ 9 シークエンス合意 9/23 パネル設置（履行確認） 2009/ 3/ 5 パネル検討手続停止（履行確認） 2010/ 3/ 5 パネル設置根拠喪失（履行確認）	日本による韓国製DRAM (Dynamic Random Access Memories) に対する相殺関税賦課は、 GATT第6.3、10.3条、補助金協定第1、2、10、 11、12、14、15、15.5、19、19.1、21、22及 び32.1条に反するとして韓国が申立て。パネ ルは補助金協定第1、14、19.4条違反を認定し た。上級委は、1、14条違反の一部の論点につ いてパネルの判断を取り消した。	補助金 GATT
337. EUのノルウェー産サ ーモンへのアンチ・ダンピ ング措置	ノルウェー 【カナダ、中国、香港、 日本、韓国、米国】	2006/ 3/17 協議要請 5/29 パネル設置要請 6/22 パネル設置 11/16 パネル報告書配布 2008/ 1/15 パネル報告書採択 2/ 8 EU、履行の意思表明 5/ 6 RPTについて合意 11/15 RPT終了	EUによるノルウェー産養殖サーモンのダンピ ング最終決定と、暫定的なAD税の賦課は、 GATT第6条、AD協定第1、2、3、5、6、9、 12、18条の関連条項及び附属書 1とIIに反す るとしてノルウェーが申立て。パネルは、AD協 定第2、3、4、5、6、9条の関連条項について EUの違反を認定した。	AD GATT
338. カナダの米国産トウ モロコシへのアンチ・ダン ピング及び相殺関税	米国	2006/ 3/17 協議要請	カナダによる米国産粒トウモロコシへのAD税 及び相殺関税の暫定賦課は、AD協定第1、3、7、 12.2.1条、補助金協定第5、10、17、22.4条及 びGATT第6条に反するとして米国が申立て。	AD 補助金 GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
339、(340)、(342)．中国の 自動車部品の輸入に関連す る措置	EU (339) 米国 (340) カナダ (342) 【アルゼンチン、豪 州、日本、メキシコ、 台湾、ブラジル、タイ】	2006/ 3/30 協議要請（「342」4/13） 9/15 パネル設置要請（統一パネルの設置） 10/26 パネル設置 2008/ 7/18 パネル報告書配布 9/15 中国による上訴 12/15 上級委報告書配布 2009/ 1/12 パネル・上級委報告書採択 2/27 RPTについて合意 9/ 1 RPT終了	中国が「自動車産業発展政策」において、輸 入自動車部品が完成車の特徴を備えていると 認定される場合、自動車部品ではなく完成車 としての特徴を備えていると認定し、完成車 の関税率を適用するとしていることは、GATT 第2.1(a)、2.1(b)、3.1、3.4、3.5条、TRIM2.1、 2.2条、補助金協定第3条及び加盟議定書・作 業部会報告書の関連条項に反するとしてEU、 米国及びカナダが申立て。 パネルが、GATT2条1(b)「通常の関税」の意 味を語釈している、また、その語釈の故に、 GATT3条2の「内国税その他の内国税徴金」に 係る事実認定において誤っているなどとし て、中国より上訴された件について、上級委 報告書が配布され、上級委は、①中国による 当該措置は、GATT3条2項にいう内国税であ り、GATT2条1項(b)における「通常の関税」 には当たらないとするパネル報告書の判断を 支持。②中国による当該措置は、同種の国内 産自動車部品には適用されず輸入品にのみ適 用されるものであり、GATT3条2項に非整合と するパネル報告書の判断を支持。③中国によ る当該措置は、同種の国内産自動車部品より 不利な待遇 (less favorable treatment) を輸入品 に課しており、GATT3条4項に非整合とするパ ネル報告書の判断を支持し、中国に対して、 GATT上の義務を履行するようDSBが要求する よう勧告した。	GATT TRIM 補助金 GATS 加盟議定書
340．中国の自動車部品の 輸入に関連する措置	米国 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、日本、 メキシコ、台湾、タイ】	(DS339と合併)		
341．メキシコのEU産オリ ーブ油への相殺関税最終決 定	EU 【カナダ、中国、日本、 ノルウェー、米国】	2006/ 3/31 協議要請 12/ 7 パネル設置要請 2007/ 1/23 パネル設置 2008/ 9/ 4 パネル報告書配布 10/21 パネル報告書採択	メキシコによるEU産オリーブ油への相殺関税 調査及び相殺関税の賦課は、GATT第6条、補 助金協定第1、10、11、12、13、14、15、16、 19、22、32条及び農業協定第13、21条に反す るとしてEUが申立て。 パネル報告書は、国内産業の定義について、 申請者が申請をした時点で、あるいは、調査 期間中に生産を行っていない場合には国内産 業を構成しないというECの主張に対し、パネ ルは16.1条では申請時点、あるいは、調査期 間中に生産を行っていないなければならないこ とまで求めているのではないとして、ECの主張 を棄却し、メキシコ政府が行ったEC産オリ ーブオイルに関する2000年～2003年の期間の損 害調査は、限定的であり、実証的な証拠に基 づいた損害決定ではないとした。	GATT 補助金 農業
342．中国の自動車部品の 輸入に関連する措置	カナダ 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、日本、 メキシコ、台湾、タイ】	(DS339と合併)		
343．米国のタイ産エビへ の措置	タイ 【ブラジル、チリ、中 国、EU、インド、韓 国、日本、メキシコ、 ベトナム】	2006/ 4/24 協議要請 9/15 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 タイによる上訴 4/29 米国による上訴 7/16 上級委報告書配布 8/ 1 パネル・上級委報告書採択 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	米国によるタイ産エビへのAD仮決定・最終決 定における「ゼロイング」の適用及び算定さ れたダンピング・マージンに基づくAD税の賦 課は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、3.1～3.5、 5.8、9.2、9.3条及びGATT第2、3、6条に反し、 また、米国によるボンド要求それ自体及びタ イ産エビ輸入への適用は、GATT第1、2、3、 11.1、13.1、20(d)に反するとしてタイが申立 て。 上級委は、米国の措置はAD協定18.1条に非整 合であるとしたパネルの決定を支持し、DSB に対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求 めるよう勧告する旨の報告書を配布。	AD GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
344. 米国のメキシコ製ス テンレス鋼へのダンピング 最終決定	メキシコ 【チリ、中国、EU、 日本、タイ】	2006/ 5/26 協議要請 10/12 パネル設置要請 10/26 パネル設置 2007/ 12/20 パネル報告書配布 2008/ 1/31 メキシコによる上訴 4/30 上級委報告書配布 5/20 パネル・上級委報告書採択 8/11 メキシコ、仲裁要請 10/31 仲裁人、RPTを2009/4/30に決定 2009/ 4/30 RPT終了 5/18 シークエンス合意 8/19 メキシコによる協議要請 (履行確認) 2010/ 9/ 7 パネル設置要請 (履行確認) 9/21 パネル設置 (履行確認) 2012/ 4/27、5/14、5/31 メキシコの申請により履 行確認パネル手続を停止 2013/ 4/ 8 二国間合意通報 5/ 6 パネル報告書 (案件の経緯のみ記載)配 布	米国によるメキシコ製ステンレス鋼へのAD最 終決定について、米国1930年関税法の関連規 定、商務省の関連規則及びダンピング・マー ジンの初回調査及び行政見直しに係るゼロイ ングの適用は、GATT第6条、AD協定第1、2、1、 2、4、2、4、2、5、6、10、9、11、18条及びWTO 設立協定第16.4条に反するとしてメキシコが 申立て。パネルは、初回調査W-W比較におけ るゼロイングの違反を認定しつつも、定期見 直しにおける違法性を否定。 上級委員会は、定期見直しにおける違法性を 認定し、パネルの判断を取り消した。	AD GATT WTO設立
345. 米国のAD・相殺関税 に基づくボンド指令	インド 【ブラジル、中国、 EU、日本、タイ】	2006/ 6/ 6 協議要請 10/13 パネル設置要請 11/21 パネル設置 2008/ 2/29 パネル報告書配布 4/17 インドによる上訴 4/29 米国による上訴 7/16 上級委員会報告書配布 8/ 1 パネル・上級委員会報告書採択 10/31 RPTについて合意 2009/ 4/ 1 RPT終了	米国の改正ボンド指令及びインド産エビへの 拡張的なボンド要求は、AD協定第1、7、1、7、2、 7、4、7、5、9、2、9、3、9、3、1、18、1、18、5条、 GATT第1、2、3、6、2、6、3、10、11、13条及 び補助金協定第10、17、4、17、5、19、3、19、4、 32、1、32、5条に反するとしてインドが申立て。 上級委は、米国の措置はAD協定18.1条に非整 合であるとしたパネルの決定を支持し、DSB に対し、米国にWTO協定上の義務の履行を求 めるよう勧告する旨の報告書を配布。	AD GATT 補助金 WTO設立
346. 米国のアルゼンチン 製油井管へのAD行政見直 し	アルゼンチン	2006/ 6/20 協議要請	米国のアルゼンチン製油井管へのAD行政見直 しは、AD協定第2.2、2、4、6、1、6、2、6、6、6、8、 6、9、9、2、9、3、12、2、12、2.2条、附属書Ⅱ及 びGATT第6条に反し、また、ダンピング・マー ジンの算定に関する米国1930年関税法の規 定はAD協定第2.2.2条及びGATT第6条に反す るとしてアルゼンチンが申立て。	AD GATT WTO設立
347. EUの大型民間航空機 の取引に関連する措置 (二 次申立て)	米国 【豪州、ブラジル、カ ナダ、中国、日本、韓 国】	2006/ 1/31 協議要請 4/10 パネル設置要請 5/ 9 パネル設置 10/ 6 米国、パネル手続の一時停止を要請 2007/ 10/ 7 パネル設置根拠喪失	EUによる民間大型航空機企業への補助金供給 は補助金協定第3.1(a)(b)、3.2、5(a)、5(c)、 6.3(a)、6.3(b)、6.3(c)、6.4条及びGATT第 3.4、16.1条に違反するとして米国が申立て (先行していたDS316への付託事項を拡張す るための二次申立て)。	補助金 GATT
348. コロンビアのパナマ からの物品輸入に関する税 関措置	パナマ	2006/ 7/20 協議要請 12/ 1 二国間合意通報	コロンビアによるパナマからの物品輸入に関 する税関措置 (関税額の算定方法、輸入港の 制限、インボイスへの追加的な情報記載要求) は、関税評価協定第1、7、13条及び附属書Ⅰ 総則、GATT第1.1、2.1(a)(b)、5.6、10.1、 10.3(a)、11.1、13.1条に反するとしてパナマ が申立て。	関税評価 GATT
349. EUのニンニクへの関 税割当関連措置	アルゼンチン	2006/ 9/ 6 協議要請	二国間合意に基づくEUの中国産生・冷凍ニン ニクへの関税割当枠拡大は、他国が交渉によ って得た権利を損なうものであり、地域貿易 協定に関するGATT第24.6条、譲許表の修正に 関するGATT第28条及びWTO設立協定第14.4 条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	GATT WTO設立
350. 米国のゼロイング手 法の維持と継続的な適用	EU 【ブラジル、中国、エ ジプト、インド、日本、 韓国、メキシコ、ノル ウェー、台湾、タイ】	2006/ 10/ 2 協議要請 10/ 9 EU、追加協議を要請 2007/ 5/10 EU、パネル設置要請 2007/ 6/ 4 パネル設置 2008/ 10/ 1 パネル報告書配布 11/ 6 EUによる上訴 11/18 米国による上訴 2009/ 2/ 4 上級委報告書配布 2/19 パネル・上級委報告書採択 6/ 2 RPTについて合意 12/19 RPT終了 2010/ 1/ 4 シークエンス合意 2012/ 2/ 6 米EU間で解決に向けた覚書に合意	米国によるダンピング・マージンの行政見直 し最終決定におけるゼロイング適用の維持 は、AD協定第1、2.1、2.4、2.4.2、9.1、9.3、 9.5、11、18.4条、GATT第6条及びWTO設立 協定第14.4条に反するとしてEUが申立て。 米国によるイタリアのボールベアリング等 に対するAD調査にあたってゼロイングが用いら れたことについて争われた本件について、パ ネルは、米国の措置をWTO非整合とし、DSB が米国に対し、それらの措置をWTO協定整合 的に改めるよう求めるよう勧告。	AD GATT WTO設立
351. チリの乳製品への暫 定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/ 10/25 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続停止要請 2007/ 8/ 3 パネル停止 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	チリによる乳製品への暫定セーフガード措置 は、GATT第1、19条及びセーフガード協定第2、 3.1、4、5.1、6、12.4条に反するとしてアル ゼンチンが申立て。	GATT SG

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
352. インドのEU産ワイン・蒸留酒の輸入・販売に関連する措置	EU 【豪州、チリ、日本、米国】	2006/ 11/20 協議要請 2007/ 3/23 パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/13 パネル手続停止要請 7/16 パネル停止 2008/ 7/17 パネル設置根拠喪失	インドによるEU産ワイン・蒸留酒への追加関税、特別追加関税の賦課及びインドのTamil Nadu州による同産品への流通規制の適用が、GATT第2.1(a)(b)、3.2、3.4、11条に反するとしてEUが申立て。パネル会合前にインドがワイン・蒸留酒への追加関税の撤廃の通達を发出したことを受け、EUはパネル進行停止を要請。	GATT
353. 米国の大型民間航空機の取引に関連する措置（二次申立て）	EU 【豪州、ブラジル、カナダ、中国、日本、韓国】	2005/ 6/27 協議要請 2006/ 1/20 パネル設置要請 2/17 パネル設置 2011/ 3/31 パネル報告書配布 2012/ 3/12 上級委報告書配布 2012/ 3/23 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 4/24 シークエンス合意 2012/ 9/23 米国、違反措置を是正（EUは不同意） 2012/ 9/25 EU、協議要請（履行確認） 2012/ 9/27 EU、対抗措置承認申請 2012/ 10/11 EU、パネル設置要請（履行確認） 2012/ 10/22 米国、仲裁を申請 2012/ 10/23 仲裁に付託 2012/ 10/30 パネル設置（履行確認） 2012/ 11/28 仲裁手続の停止	米国による民間大型航空機企業への補助金供給は補助金協定第3.1(a)、(b)、3.2、5(a)、(c)、6.3(a)、(b)、(c)条及びGATT第3.4条に違反するとしてEUが申立て（先行していたDS317への付託事項を拡張するための二次申立て）。	補助金 GATT
354. カナダのワインとビールへの課税免除・減額	EU	2006/ 11/29 協議要請 2008/ 12/17 カナダ、EU、相互合意	カナダによるカナダ産ワインへの課税免除及びカナダ産ビールへの課税額の減額措置は、GATT第3.2、3.4条、補助金協定第3.1(b)、3.2条に反するとしてEUが申立て。	GATT 補助金
355. ブラジルのアルゼンチン産の樹脂に対するAD措置	アルゼンチン 【日本、EU、台湾、米国】	2006/ 12/26 協議要請 2007/ 6/ 7 アルゼンチン、パネル設置要請 7/24 パネル措置 2008/ 2/ 4 パネル手続停止 2009/ 2/ 5 パネル設置根拠喪失	ブラジルによるアルゼンチン産樹脂へのAD調査、決定及びAD税の賦課はAD協定第2.2.1、2.2.1.1、2.2.2、2.4、3.1、3.2、3.4、3.5、6、8、10、12条及びGATT第6条に反し、また、ダンピング決定の見直し手続はAD協定第9、18.4及びGATT第10条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	AD GATT
356. チリの乳製品への確定セーフガード措置	アルゼンチン 【米国】	2006/12/28 協議要請 2007/ 3/ 8 アルゼンチン、パネル設置要請 4/24 パネル設置 7/31 アルゼンチン、パネル手続の停止要請 8/ 3 パネル議長、パネル停止を表明 2008/ 8/ 1 パネル設置根拠喪失	チリによる乳製品への確定セーフガード措置は、GATT第1、19条及びセーフガード協定第2、3.1、4、5.1、7.1、12.2条等に反するとしてアルゼンチンが申立て。	SG GATT
357. 米国のトウモロコシ他農産品への補助金等国内支持	カナダ 【アルゼンチン、豪州、EU、ニカラグア、タイ、チリ、中国、インド、メキシコ、NZ、南ア、台湾、日本】	2007/ 1/ 8 協議要請 2007/ 6/ 7 カナダ、パネル設置要請（11/15 この要請を撤回） 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置（DS365と併合）	米国による米国内のトウモロコシ及びその他農産品の生産者・輸出者への補助金その他国内支持は、補助金協定第3.1(a)、3.2、5(c)、6.3(c)条及び農業協定第3.2、3.3、8、9.1、10.1条に反するとしてカナダが申立て。	補助金 農業
358. 中国の租税その他支払の還付、減額及び免除	米国 【日本、豪州、EU、メキシコ、カナダ】	2007/ 2/ 2 協議要請 4/27 米国、追加協議要請 7/12 米国、パネル設置要請 8/31 パネル設置（DS359と合併） 12/19 中国と米国で本件について合意	中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、補助金協定第3条、GATT第3.4条、TRIM2条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとして米国が申立て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定書
359. 中国の租税その他支払の還付、減額及び免除	メキシコ 【日本、豪州、EU、米国、カナダ】	2007/ 2/26 協議要請 5/ 4 メキシコ、追加協議要請 7/12 メキシコ、パネル設置要請 8/31 パネル設置（DS358と合併） 2008/ 2/ 7 中国とメキシコで本件について合意	中国による輸出型企業を対象とした租税その他支払の還付、減額及び免除措置が、補助金協定第3条、GATT第3.4条、TRIM2条及び中国の加盟議定書・作業部会報告書の関連規定に反するとしてメキシコが申立て。	GATT 補助金 TRIM 加盟議定書
360. インドの米国からの輸入に対する追加関税及び特別追加関税	米国 【日本、豪州、チリ、EU、ベトナム】	2007/ 3/ 6 協議要請 5/24 パネル設置要請 6/20 パネル設置 2008/ 6/ 9 パネル報告書配布 8/ 1 米国による上訴 8/13 インドによる上訴 10/30 上級委報告書配布 11/17 パネル・上級委報告書採択	インドによる米国からの輸入品、とりわけワイン及び蒸留酒の輸入に対してインドが課している追加関税及び特別追加関税は、GATT第2条1(a)、(b)、3条2、4の規定に反するとして米国が申立て。上級委は、パネル報告書パラ8.1における、米国がインドによるアルコール飲料への追加関税がGATT2条に非整合であることの立証を行っていない、また、米国が、インドによる特別追加関税がGATT2条に非整合であることの立証を行っていないとの事実認定を破棄した上で、パネル報告書と同様、上級委も何らの勧告も行わず。	GATT
361. EUのパナナ輸入制度	コロンビア	2007/ 3/21 協議要請 2010/ 6/ 8 EUと関係諸国の間でGeneva Agreement on Trade in Bananasに署名 2012/ 11/ 8 二国間合意通報	EUによるパナナのACP向け関税割当は、GATT第1条、2条1、3条、13条及びDSU第4.8条の規定に反するとしてコロンビアが申立て。	GATT

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
362. 中国の知的財産権問題	米国 【日本、EU、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、豪州、ブラジル、インド、韓国、台湾、トルコ、タイ】	2007/ 4/10 協議要請 2007/ 8/13 米国、パネル設置要請 9/25 パネル設置 12/13 パネル構成 2009/ 1/26 パネル報告書配布 3/20 パネル報告書採択 6/29 RPTを2010/3/20までと合意 2010/ 4/ 8 シークエンス合意	中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続及び刑事罰の欠如、はTRIPS協定第9.1条、14条、41.1条、46条、59条、61条等に整合的でないとして米国が申立て。 パネル報告書は、②について、税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点についてはTRIPS協定第59条に非整合、③について同協定第9.1条、41.1条に非整合として米国の主張を是認する一方、①・④について、米国は刑事罰の閾値が同協定第61条に非整合であることに関して举证責任を果たしていない、また、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点については米国は同協定第59条に非整合であることに関して举证責任を果たしていないと判断した。	TRIPS
363. 中国の著作権物に係る市場アクセス問題	米国 【EU、日本、豪州、韓国、台湾】	2007/ 4/10 協議要請 7/10 米国、追加協議要請 10/10 米国、パネル設置要請 11/27 パネル設置 2008/ 3/27 パネル構成 2009/ 8/12 パネル報告書配布 9/22 中国上訴 10/ 5 米国上訴 12/21 上級委員会報告書配布 2010/ 1/19 パネル・上級委員会報告書採択 2010/ 7/12 RPTを2011年3月19日までとすることに合意 2011/ 4/13 シークエンス合意 2012/ 2/22 中国、違反措置を是正(米国は不同意) 2012/ 2/23 フィルムに関し、二国間で解決に向けた覚書に合意 2012/ 5/ 9 上記覚書の内容をDSBに通知	中国による出版物及び音響映像製品の輸入・流通制限が、中国の加盟議定書5条(貿易権の付与)、GATT第3.4条、GATS第16条、17条等に反するとして米国が申立て。 パネル報告書では、①外資事業者が書籍・映像製品・劇場用フィルム等の輸入事業に従事することを禁止する措置等につき、貿易権を付与していないとして加盟議定書及び加盟作業部会報告書違反、かつ、GATT20条(a)(公徳の保護のために必要な措置)により正当化されないと判断、②出版物、電子的形態の音声記録製品、音響映像娯楽製品の流通に関する措置について、GATS第16、17条違反と判断、③輸入出版物を不利な競争条件におく措置について、GATT第3.4条違反と判断した。 上級委員会報告書では、①・②に係る中国の上訴に対し、パネル報告書の判断を是認した。他方、加盟議定書違反に対するGATT第20条(a)の例外規定の適用可能性の問題について、適用可能との判断を示した(パネル報告書は判断を避けた)。	GATT GATS 加盟議定書
364. EUのバナナ輸入制度	パナマ	2007/ 6/22 協議要請 2010/ 6/ 8 EUと関係諸国の間でGeneva Agreement on Trade in Bananasに署名 2012/11/ 8 二国間合意通報	EUによるバナナのACP向け関税制当は、GATT第1条、2条、8条1、8条2及び18条の規定に反するとしてパナマが申立て。	GATT
365. 米国の農産品に対する国内補助及び輸出信用	ブラジル 【アルゼンチン、豪州、インド、ニカラガ、タイ、EU、カナダ、コスタリカ、グアテマラ、メキシコ】	2007/ 7/11 協議要請 11/ 8 パネル設置要請 12/17 パネル設置(DS357と併合)	米国による農産品に対する国内補助と輸出信用は、農業協定第3.2条、3.3条、8条、9.1条、10.1条及び補助金協定第3.1条(a)、3.2条に反するとしてブラジルが申立て。	農業 補助金
366. コロンビアによる入港規制	パナマ 【グアテマラ、ホンジュラス、台湾、中国、エクアドル、EU、トルコ、米国】	2007/ 7/12 協議要請 9/14 パネル設置要請 10/22 パネル設置 2008/ 2/ 8 パネル構成 2009/ 4/27 パネル報告書配布 5/20 パネル報告書採択 10/ 2 仲裁人、RPTを2010/2/4までと決定 2010/ 2/23 シークエンス合意	コロンビアによる物品販売税の算出方法は、関税評価協定第1-7条及び13条とGATT第2条1(a)、1(b)、3条2、5条1、5条2、5条3(a)、5条6、6条1、7条、8条1に反するとしてパナマが申立て。 パネルは、指示価格設定について関税評価協定非整合、指示価格措置に係る入港に関する措置についてGATT第1条(最恵国待遇)、5条(通過の自由)、11条(数量制限の禁止)に非整合、更に、コロンビアによる入港措置についてGATT20条による正当化主張を却下。コロンビアに対し、当該措置を関税評価協定・GATT上の義務に適合するよう勧告。	関税評価 GATT
367. 豪州によるNZからのリンゴ輸入に関する措置	ニュージーランド 【チリ、EU、日本、パキスタン、台湾、米国】	2007/ 8/31 協議要請 12/ 6 パネル設置要請 2008/ 1/21 パネル設置 3/12 パネル構成 2010/ 8/ 9 パネル報告書配布 2010/ 8/31 豪州上訴 2010/ 9/13 NZ上訴 2010/ 11/29 上級委員会報告書配布 2011/ 12/17 上級委員会報告書採択 2011/ 1/31 RPTを2011/8/17までと決定。 2011/ 9/13 シークエンス合意	豪州によるニュージーランドからの輸入リンゴに対して要求されることとなった検疫措置が、SPS協定第2条、5条、8条及びAnnexCに非整合であるとしてニュージーランドが申立て。	SPS

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
368. 米国の中国産光沢紙 に対するAD及び相殺関税 の暫定措置	中国	2007/ 9/14 協議要請	米国商務省が2007年4月2日と5月29日にそれぞれ決定した、中国産光沢紙（塗工紙の一種）に対するAD及び相殺関税の暫定措置について、GATT第6条（AD税及び相殺関税）、補助金協定及びAD協定に非整合的であるとして中国が申立て。	AD GATT 補助金
369. EUのアザラシ製品の 輸入販売に係る禁止措置	カナダ	2007/ 9/25 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置	ベルギーとオランダで行われているアザラシ製品に対する輸送、製造、市場に於ける売買及び販売に係る措置が、GATT第1.1、3.4、5.2、5.3、5.4、11.1条及びTBT協定第2.1、2.2条に抵触するとしてカナダが申立て。	TBT GATT
370. タイのEUからの輸入 品に係る関税評価	EU 【米国、フィリピン】	2008/ 1/25 協議要請	タイ税関が2006年9月からEUからのアルコール飲料その他の製品について、輸入者の取引価格によらず、タイ税関当局が情報開示のないまま設定した標準利益と支出に基づいて産出した価格により関税を決定し、それによらない場合には保証金を要求しているのは、GATT第1（最恵国待遇）、2（譲許表）、3（内国民待遇）、7（関税評価）、10（貿易規則の公表）、11（数量制限）の各条に非整合であるとしてEUが申立て。	GATT
371. タイのフィリピン産 のタバコに対する税関に於 ける措置	フィリピン 【EU】	2008/ 2/ 7 協議要請 9/29 パネル設置要請 11/17 パネル構成 2010/11/15 パネル報告書配布 2011/ 2/22 タイ上訴 2011/ 6/17 上級委員会報告書配布 2011/ 7/15 上級委員会報告書採択 2011/ 9/23 RPTを2012/10/15までと決定 2012/ 6/ 1 シークエンス合意 2013/ 1/ 28 タイ、違反措置を是正（フィリピンは不同意）	タイ財務省と密接な関係にあるタイにおけるタバコ専売会社TTMによるフィリピンからのタバコ輸入について、関税評価、内国消費税等の課税、付加価値税の課税、小売業のライセンス制について、GATT第2（譲許表）、3（内国民待遇）、7（関税評価）、10（貿易規則の公表及び施行）、関税評価協定第1-7、10、13、16の各条等に非整合であるとしてフィリピンが申立て。	GATT
372. 中国の金融情報に係 る配信規制	EU 【米国】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	中国に於いて、外国の金融情報供給者が新華社の承認（approval）や年間の活動を新華社に対して報告（report）を要求されていることは、GATS16、17、18条、中国加盟議定書パラ309、TRIPS協定39.2条に非整合的であるとしてEUが申立。	GATS TRIPS 加盟議定書
373. 中国の金融情報に係 る配信規制	米国 【EU】	2008/ 3/ 3 協議要請 12/ 4 二国間合意	中国に於いて、外国の金融情報供給者が新華社に指名された主体（entity）を通じて提供することを求められていることは、GATS16、17、18条、中国加盟議定書パラ309に非整合であるとして米国が申立。	GATS TRIPS 加盟議定書
374. 南アフリカの非コー ト紙に対するAD措置	インドネシア	2008/ 5/ 9 協議要請 11/20 インドネシア、協議要請撤回	2005年8月17日に行われたインドネシア産非コート紙に対するAD措置のサンセット・レビューにて、AD措置終了が決定されたにもかかわらずAD税の徴収が継続されたため、AD協定11.3、11.4条に非整合としてインドネシアが申立。 南アは、2008年6月10日、2003年11月27日以降実施されたインドネシアからのA4版非コート紙に対するAD措置の撤回を発表し、2008年6月10日には、これらAD措置に係るサンセット・レビューの廃止と、2003年11月27日以降支払われたAD税の還付を決定したことを受け、11月20日、インドネシアは協議要請を撤回する旨表明。	AD
375. EUによるIT製品の関 税上の取扱い	米国 【豪州、ブラジル、中 国、コスタリカ、香港、 中国、インド、韓国、 フィリピン、シンガポ ール、タイ、トルコ、 ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/ 12/20 RPTを2011/6/30までとすることに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	EUによるITA対象製品に対する課税はGATT2条等に非整合的であるとして米国より申立。	GATT
376. EUによるIT製品の関 税上の取扱い	日本 【豪州、ブラジル、中 国、コスタリカ、香港、 中国、インド、韓国、 フィリピン、シンガポ ール、タイ、トルコ、 ベトナム】	2008/ 5/28 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/ 12/20 RPTを2011/6/30までとすることに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	EUによるITA対象製品に対する課税はGATT2条等に非整合的であるとして日本より申立。	GATT

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
377. EUによるIT製品の関 税上の取扱い	台湾 【豪州、ブラジル、中 国、コスタリカ、香港、 中国、インド、韓国、 フィリピン、シンガポ ール、タイ、トルコ、 ベトナム】	2008/ 6/12 協議要請 8/29 パネル設置要請 9/23 パネル設置 2009/ 1/22 パネル構成 2010/ 8/16 パネル報告書配布 2010/ 9/21 パネル報告書採択 2010/ 12/20 RPTを2011/6/30までとすることに合意 2011/ 7/ 6 シークエンス合意	ECによるITA対象製品に対する課税はGATT2 条等に非整合的であるとして台湾が申立。	GATT
378. 中国の金融情報に係 る配信規制	カナダ	2008/ 6/20 協議要請 12/ 4 カナダと中国、相互合意	中国において、外国の金融情報供給者が新華 社に指名された主体(entity)を通じて提供す ることを求められていることは、GATS16、17、 18条及び中国加盟議定書パラ309に非整合で あるとしてカナダが申立。	GATS 加盟議定書
379. 米国による中国製品 に対するAD・相殺関税最終 措置	中国 【アルゼンチン、豪 州、バーレーン、ブラ ジル、カナダ、EU、 インド、日本、クウェ ート、メキシコ、ノル ウェー、サウジアラビ ア、台湾、トルコ】	2008/ 9/19 協議要請 12/ 9 パネル設置要請 2009/ 1/20 パネル設置 3/ 4 パネル構成 2010/10/22 パネル報告書配布 12/ 1 中国上訴 2011/ 3/11 上級委報告書配布 2011/ 7/ 5 RPTを2012/2/25までとすることに合意 2012/ 1/17 RPTを2012/4/25まで延長することに合 意 2012/ 5/11 シークエンス合意 2012/ 8/31 米国、違反措置を是正 (中国は不同意)	米国による中国製鉄製パイプ、オフロードタ イヤ、織物製袋に対するAD及び相殺関税賦課 は、GATT1 (最恵国待遇)、6条 (AD及び相 殺関税)、補助金協定1、2、10、12、13、14、 19条 (特定性、補助金額の算定、相殺関税の 賦課、徴収、等)、AD協定1、2、6、9、18条 (ダンピングの決定、証拠、AD税の賦課及び 徴収、等)等に非整合であるとして中国が申 立。	AD 補助金 GATT
380. インドの輸入ワイン 及びスピリッツに対する税 その他の措置	EU	2008/ 9/22 協議要請 12/17 追加協議要請 2009/ 5/ 4 追加協議要請 11/16 追加協議要請	インドのMaharashtra州が輸入ワイン等に課し ているspecial fee、及び自州企業に免除してい るにもかかわらず外国製ワイン及びスピリッ ツに課しているexcise feeがGATT3条 (内国民 待遇) 及び補助金協定3条 (禁止補助金) に非 整合、Goa州が輸入ワイン及びスピリッツに課 しているimport fee及びlabel recording feeが GATT3条 (内国民待遇) に非整合、Tamil Nadu 州が同州の許可を有していない限り、同州へ の輸入、同州内の輸送及び販売を禁じてい ること及び、special feeを課していることが GATT3条 (内国民待遇) に非整合であるとし て、EUが申立。	GATT
381. 米国のマクロ、マクロ 製品の輸入、売買及び販売 に関する措置	メキシコ 【アルゼンチン、豪 州、ブラジル、カナダ、 中国、エクアドル、 EU、グアテマラ、日 本、韓国、ニュージ ーランド、台湾、タイ、 ベネズエラ】	2008/10/24 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 4/20 パネル設置 12/14 パネル構成 2011/ 9/15 パネル報告書配布 2012/ 1/20 米国、上訴 2012/ 5/16 上級委報告書配布 2012/ 6/13 上級委報告書採択 2012/ 9/17 RPTを2013/7/13とすることに合意 2013/ 8/ 2 シークエンス合意 2013/ 11/14 メキシコ、パネル設置要請 (履行確認) 2014/ 1/22 パネル設置 (履行確認)	米国によるマクロ及びマクロ製品の輸入に係 る3つの措置について、TBT協定2(強制規格の 立案、制定及び適用)、5 (適合性評価手続)、 6 (適合性評価の承認)、8 (適合性評価手続) 条、GATT1 (最恵国待遇)、3 (内国民待遇) 条に非整合としてメキシコが申立。	TBT GATT
382. 米国のブラジルから のオレンジジュース輸入に 係るAD見直しその他の措 置	ブラジル 【アルゼンチン、EU、 日本、韓国、台湾、タ イ】	2008/11/27 協議要請 2009/ 8/20 パネル設置要請 9/25 パネル設置 2011/ 3/25 パネル報告書配布 2011/ 6/17 パネル報告書採択 2011/ 6/17 RPTを2012/3/17までとすることに合意 2012/ 4/ 3 シークエンス合意 2013/ 2/14 二国間合意通報	ブラジルからのオレンジジュースの輸入に係 る2005年8月24日～2007年2月28日までのAD調 査見直しと、現在または将来行われるAD見直 しにおいて、米国の措置は、GATT2 (譲許表)、 6条 (AD)、AD協定1 (原則)、2 (ダンピン グの決定)、9 (AD税の賦課及び徴収)、11 (AD税及び価格約束の期間及び見直し)、18 条 (最終規定)・WTO設立協定16条 (WTO協 定の遵守) に非整合としてブラジルが申立。	AD GATT WTO設立
383. 米国のタイからのポリ エチレン製買物袋に対す るAD措置	タイ 【アルゼンチン、EU、 日本、韓国、台湾】	2008/11/26 協議要請 2009/ 3/ 9 パネル設置要請 3/20 パネル設置 8/20 パネル構成 2010/ 1/22 パネル報告書配布 2/18 パネル報告書採択 2010/ 3/31 RPTを2010/8/18までとすることに合意 2010/ 8/31 米国、違反措置を是正	米国は、2004年6月18日に商務省より発表され たAD調査結果と2004年7月15日に同省より発 表された最終決定 (いわゆる初回調査) によ り、タイからのポリエチレン製買物袋に対 して、ゼロリング手法を用いてAD税賦課を2004 年8月9日より開始したところ、タイは、特に 修正された最終決定におけるゼロリング手法 の適用は、GATT6条及びAD協定2. 4. 2条 (公 正な比較) に非整合として申立。 米国は、タイの請求を実質的に争わず、パネ ル報告書は、タイの請求を全面的に認めた。	AD GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
384. 米国の特定国からの 輸入に係るラベリング要求	カナダ 【メキシコ、アルゼン チン、豪州、コロンビ ア、EU、インド、日 本、韓国、ニュージー ランド、中国、ペルー】	2008/ 12/ 1 協議要請 2009/ 10/ 7 パネル設置要請 11/19 パネル設置 (DS386と統合) 2010/ 5/10 パネル構成 2011/ 11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国、上訴 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダ、仲裁を申請 2012/ 10/23 仲裁に付託 2012/ 12/ 4 仲裁決定配布 2013/ 5/24 米国、違反措置を是正 (カナダ不同意) 2013/ 6/10 シークエンス合意 2013/ 8/19 カナダ、パネル設置要請 (履行確認) 2013/ 9/25 パネル設置 (履行確認)	米国の2008年農業法修正に基づく義務的な原産国ラベリング制度 (COOL: the mandatory country of origin labeling) は、小売レベルで消費者に対し牛肉と豚肉を含む商品について原産国表示を義務づけ、誕生、生育及び屠殺を米国国内で行った動物のみを排他的に米国産とすることとしており、牛肉又は豚肉について米国での飼育若しくは直ちに屠殺するために輸出された家畜との区別を行うための措置であり、GATT3条4項 (内国民待遇)、9条4項 (原産地表示)、10条3項 (貿易規則の公表及び施行)、TBT協定2条 (強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用) あるいはSPS協定2条 (基本的な権利及び義務)、5条 (危険性の評価)、7条 (透明性の確保) ・原産地協定2条 (経過期間における規律) に非整合としてカナダが協議要請。	TBT SPS GATT
385. EUのインドからのポ リエチレンテレフタレート (PET) 輸入に課されるAD 措置失効見直し及び相殺関 税	インド	2008/ 12/ 4 協議要請	2008年12月4日付けで、インドは、ECがインドからのポリエチレンテレフタレート (PET) 輸入に際して賦課しているAD税及び相殺関税に係る措置について、ECの措置 (regulation) はAD税及び相殺関税の終期設定を求めておらず、AD税及び相殺関税の賦課の日から5年以内に撤廃するとしているAD協定11. 3条及びSCM協定21. 3条に非整合、ECのAD税及び相殺関税賦課決定は明確な事実と事実に基づく客観的な調査に基づいておらず、AD協定3. 1条 (損害の決定) 及びSCM協定15. 2条 (損害の決定) に非整合、秘密情報の取り扱いについて、ECはAD協定6. 5条 (証拠) 及びSCM協定12. 4条 (証拠) に非整合等として協議を要請。	AD SCM
386. 米国の特定国からの 輸入に係るラベリング要求	メキシコ 【カナダ、アルゼンチ ン、豪州、コロンビア、 EU、インド、日本、 韓国、ニュージール ド、中国、ペルー】	2008/ 12/17 協議要請 2009/ 10/ 9 パネル設置要請 11/19 パネル設置 (DS384と統合) 2010/ 5/10 パネル構成 2011/ 11/18 パネル報告書配布 2012/ 3/23 米国、上訴 2012/ 6/29 上級委報告書配布 2012/ 7/23 上級委報告書採択 2012/ 9/13 カナダ、仲裁を申請 2012/ 10/23 仲裁に付託 2012/ 12/ 4 仲裁決定配布 2013/ 5/24 米国、違反措置を是正 (カナダ不同意) 2013/ 6/10 シークエンス合意 2013/ 8/19 カナダ、パネル設置要請 (履行確認) 2013/ 9/25 パネル設置 (履行確認)	2008年12月17日付けで、メキシコは、米国における2008年農業法により修正された1946年農業マーケティング法に基づく義務的な原産国ラベリング制度 (COOL: the mandatory country of origin labeling) は、GATT3条 (内国民待遇)、9条 (原産地表示)、10条 (貿易規則の公表及び施行)、TBT協定2条 (強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適用)、あるいはSPS協定2条 (基本的な権利及び義務)、5条 (危険性の評価)、7条 (透明性の確保)、原産地協定2条 (経過期間における規律) に非整合であるとして、協議を要請。なお、全く同様の協定非整合を指摘して、カナダが2008年12月1日付けで協議要請を行っており (DS384)、メキシコは2008年12月12日付けで第三国参加を要請し、2008年12月18日付けで、米国より、メキシコの第三国参加を受け入れが通知されている。	TBT SPS 原産地協定 GATT
387. 中国一贈与、貸付け及 びその他の奨励措置	米国 【豪州、カナダ、コロ ンビア、エクアドル、 EU、グアテマラ、メ キシコ、NZ、トルコ】	2008/ 12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、メキシコ、トルコが協議参加を要請 1/16 豪州、コロンビアが協議参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、NZが協議要請を参加 2/ 3 中国が各国の第三国参加を受け入れ	2008年12月19日、米国は、中国によるⅠ. 中国世界トップブランドプログラム (the China World Top Brand Program) Ⅱ. 中国有名輸出ブランドプログラム (the Chinese Famous Export Brand Program) に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して拠出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、補助金協定3条 (禁止)、農業協定3 (譲許)、9 (輸出補助金に関する約束)、10 (輸出補助金に関する約束の回避の防止) 条、中国加盟議定書1. 2、12. 1条、GATT3条4項 (内国民待遇) に非整合であるとして協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT
388. 中国一贈与、貸付け及 びその他の奨励措置	メキシコ 【豪州、カナダ、コロ ンビア、エクアドル、 EU、グアテマラ、NZ、 トルコ、米国】	2008/ 12/19 協議要請 2009/ 1/15 カナダ、EU、トルコが協議参加を要請 1/16 豪州、コロンビア、米国が協議参加を要請 1/19 エクアドル、グアテマラ、NZが協議要請を参加 2/ 9 中国が各国の第三国参加を受け入れ	2008年12月19日、メキシコは、中国によるⅠ. 中国世界トップブランドプログラム (the China World Top Brand Program) Ⅱ. 中国有名輸出ブランドプログラム (the Chinese Famous Export Brand Program) に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して拠出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、補助金協定3条 (禁止)、農業協定3 (譲許)、9 (輸出補助金に関する約束)、10 (輸出補助金に関する約束の回避の防止) 条、中国加盟議定書1. 2 (全般的規定)、12. 1 (農業) 条及び中国加盟に関する作業部会報告書パラ234 (農産品に関する輸出補助金)、GATT3条4項 (内国民待遇) に非整合であるとして協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
389. EC－米国からの鶏肉 等及び鶏肉等の製品の輸入 に関する措置	米国 【豪州、中国、韓国、 ノルウェー、グアテマ ラ、ニュージーラン ド、台湾】	2009/ 1/16 協議要請 1/30 豪州、協議参加を要請 2/10 EU、豪州の第三国参加を受け入れ 10/ 9 米国パネル設置要求 11/19 パネル設置	2009年1月16日付で、米国は、ECが、物質の承認に係る公表及び手続を行わないまま、肉に含まれる微生物を減少させるよう科学的処理を行った鶏肉等の輸入を禁止したことに伴い、全ての米国からの鶏肉等の輸入を禁止し、2002年に米国がECの病原体削減処理に用いる4物質の使用の承認を求めたものの、6年以上にわたり、いくつかのECの機関が、これら4物質の使用は、人体の健康へのリスクを増すことないと報告しているにもかかわらず、これら4物質の使用について承認も否認も行わなかったこと、2008年5月には、EU委員会がECフードチェーンと動物衛生に関する常設委員会及びEC農業漁業理事会に、これら4物質の使用した鶏肉等の輸入を認めるよう提案したのに対し、これら委員会/理事会が否認したことは、①SPS協定2. 2（基本的な権利義務）、5（危険性評価及び適切な保護水準）、8（管理、検査及び承認手続）条、②GATT10, 11条（貿易規則の公表及び施行）農業協定4. 2条（市場アクセス）、③TBT協定2条（強制規格の中央政府による立案、制定及び適用に非整合として、協議を要請。	SPS TBT GATT
390. 中国－贈与、貸付け及 びその他の奨励措置	グアテマラ	2009/ 1/19 協議要請	2009年1月19日、グアテマラは、中国によるⅠ. 中国世界トップブランドプログラム（theChina World Top Brand Program）Ⅱ. 中国有名輸出ブランドプログラム（theChinese Famous Export Brand Program）に関して繊維や家電製品、農産品等の幅広い分野において、輸出実績に合致した中国企業に対して提出される贈与、貸付け及びその他の奨励措置は、①補助金協定3条（禁止）、②農業協定3（譲許）、8, 9（輸出補助金に関する約束）、10（輸出補助金に関する約束の回避の防止）条、③中国加盟議定書1. 2（全般的規定）、12. 1（農業）条、④中国加盟に関する作業部会報告書パラ234（農産品に関する輸出補助金）⑤GATT3条4項（内国民待遇）に非整合であるとして協議を要請。米国、メキシコによる同様の協議要請（DS387、388）において指摘している措置と全く同一の措置について協議を要請。	農業 補助金 加盟議定書 GATT
391. 韓国－牛肉及び牛肉 製品に関する措置	カナダ 【アルゼンチン、ブラ ジル、中国、台湾、EC、 インド】	2009/ 4/ 9 協議要請 2009/ 7/ 9 パネル設置要請 2009/ 7/20 パネル設置 2011/ 6/28 カナダ、パネル手続中断の要請 2012/ 6/19 二国間合意通報	韓国は2003年5月からカナダ産の牛肉及び牛肉製品の輸入を禁止。韓国は当該措置の目的をBSEのリスクを防ぐためとしていた。本措置について、カナダは、SPS協定第2. 2、2. 3（基本的な権利及び義務）、3. 1、3. 3（措置の調和）、5. 1、5. 5、5. 6、5. 7（危険性の評価及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定）、6. 1（有害動植物又は病気の無発生地域及び低発生地域その他の地域的な状況に対応した調整）、8（管理、検査及び承認の手続）条及び別表C（管理、検査及び承認の手続）並びにGATT第1条1項（一般的最恵国待遇）、第3条4項（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）、第11条1項（数量制限の一般的廃止）に非整合であるとして、2009年4月9日に協議を要請。	SPS GATT
392. 米国－中国からの家 禽類の輸入に関する措置	中国 【ブラジル、台湾、 EC、グアテマラ、韓 国、トルコ、】	2009/ 4/17 協議要請 2009/ 6/23 パネル設置要請 2009/ 7/31 パネル設置 2009/ 9/23 パネル構成 2010/ 9/29 パネル報告書配布 2010/ 10/25 パネル報告書採択	2009年4月17日付けで、中国は、米国のオムニパス法727条は、米国農務省が中国からの輸入に必要な規則の制定や規則の実施を行うための支出を行うことを禁じていること等は、GATT1. 1条（最恵国待遇）、11. 1条（一般的数量制限の禁止）及び農業協定4. 2条（市場アクセス）及びSPS協定に非整合であるとして協議を要請。	SPS GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
393. チリーアルゼンチン からの小麦粉輸入に対する アンチ・ダンピング措置	チリ	2009/ 5/14 協議要請	アルゼンチンはチリによるアルゼンチン産小麦粉に対するアンチ・ダンピング措置は、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定第1条（原則）、2.1、2.2、2.2.1、2.2.2、2.4条（ダンピングの決定）、3.1、3.2、3.4、3.5、3.7、3.8条（損害の決定）、5.2、5.3、5.4、5.8条（調査の開始及び実施）、6.1、6.1.3、6.2、6.6、6.8、6.10条（証拠）、7.1、7.5条（暫定措置）、9.2、9.3条（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、12.1、12.1.1、12.2、12.2.1条（公告及び決定の説明）、13条（司法上の審査）、18.1、18.3条（最終規定）、附属書II（6.8に規定する入手可能な最善の情報）、GATT第6条、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定16.4条に非整合として協議を要請。	AD GATT WTO設立
394. 中国－鉱物資源の輸出 規制措置	米国 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、日本、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ】	2009/ 6/23 協議要請 2009/ 11/ 4 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置 2011/ 7/ 5 パネル報告書配布 2011/ 8/31 中国、上訴 2012/ 1/30 上級委員会報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書・上級委員会報告書採択 2012/ 5/24 RPTを2012/12/31までとすることに合意 2012/ 12/31 中国、違反措置を是正	2009年6月23日付けで、米国は、中国によるボーサイト、コークス等の輸出数量規制措置は、GATT第8条（輸入及び輸出に関する手数料及び手続）、10条（貿易規則の公表及び施行）、11条（数量制限の一般的廃止）、中国加盟議定書バラグラフ1.2（全般的規定）、5.1、5.2（貿易権）、8.2（輸出入許可）、11.3（輸出入品に課される税及び課徴金）に非整合として協議を要請。	GATT 加盟議定書
395. 中国－原材料の輸出規 制措置	EC 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、日本、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ】	DS394に統合		
396. フィリピン－蒸留酒に 対する課税措置	EC 【オーストラリア、中国、メキシコ、タイ、台湾】	2009/ 7/29 協議要請 2009/ 12/10 パネル設置要請 2009/ 12/21 パネル設置 2010/ 7/15 パネル構成 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピン、上訴 2011/ 12/25 上級委員会報告書配布 2012/ 1/20 パネル報告書・上級委員会報告書採択 2012/ 4/20 RPTを2013/3/8までとすることに合意 2013/ 1/28 フィリピン、違反措置を是正	2009年7月29日付け、EUは、フィリピンが輸入された蒸留酒に対して高い関税を課していることは、GATT第3条2項（内国の課税及び規則に関する内国民待遇）に非整合として協議を要請。	GATT
397. EC－中国産ファスナ ーに対するAD措置	中国 【ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、インド、日本、ノルウェー、台湾、タイ、トルコ、米国】	2009/ 7/31 協議要請 2009/ 10/12 パネル設置要請 2009/ 10/23 パネル設置 2009/ 12/ 9 パネル構成 2010/ 7/15 パネル報告書配布 2011/ 3/25 EC、上訴 2011/ 7/15 上級委員会報告書配布 2011/ 7/28 パネル報告書・上級委員会報告書採択 2012/ 1/19 RPTを2012/10/12までとすることに合意 2012/ 10/23 EU、違反措置を是正（中国は不同意） 2012/ 10/25 シークエンス合意 2013/ 10/30 中国、協議要請（履行確認） 2013/ 12/ 5 中国、パネル設置要請（履行確認） 2013/ 12/18 パネル設置（履行確認）	2009年7月31日付け、中国は、EUが中国からのファスナーの輸入について、EU規則No. 384/96に基づいてAD税を賦課していることは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第16条4項（雑則）、GATT第1条1項（一般的最恵国待遇）、第6条1項（ダンピング防止税及び相殺関税）、第10条3項（a）（貿易規則の公表及び施行）、AD協定第6.10（証拠）、9.2、9.3、9.4（ダンピング防止税の賦課及び徴収）、12.2.2（公告及び決定の説明）、18.4（最終規定）に非整合等として協議を要請。	GATT WTO設立 AD
398. 中国－原材料の輸出規 制措置	メキシコ 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、日本、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ】	DS394に統合		
399. 米国－中国産タイヤの 輸入に関する措置	中国 【アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、インド、日本、韓国、ノルウェー、台湾、トルコ】	2009/ 9/14 協議要請 2009/ 12/ 9 パネル設置要請 2010/ 1/19 パネル設置 2010/ 3/12 パネル構成 2010/ 12/13 パネル報告書配布 2011/ 5/24 中国、上訴 2011/ 9/ 5 上級委員会報告書配布 2011/ 10/ 5 上級委員会報告書採択	2009年9月14日付け、中国は、米国が中国からのタイヤの輸入について高関税を課すことは、GATT第1条1項（一般的最恵国待遇）に非整合であり、GATT19条（特定の産品の輸入に対する緊急措置）及びセーフガード協定によっても正当化されない等として協議を要請。	GATT SG 加盟議定書

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
400. EC－アザラシ製品の 販売禁止措置	カナダ 【アルゼンチン、中 国、コロンビア、エク アドル、アイスラン ド、日本、メキシコ、 ノルウェー、ロシア、 米国】	2009/ 11/ 2 協議要請 2011/ 2/14 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2012/ 10/ 4 パネル構成 2013/ 11/15 パネル報告書配布 2014/ 1/25 カナダが上訴 2014/ 1/29 EUが上訴	2009年11月2日付け、カナダは、ECがアザラシ 製品のEC域内での流通を禁じる措置は、TBT 協定第2.1、2.2（強制規格の中央政府機関に よる立案、制定及び適用）、GATT第1条1項（一 般的最恵国待遇）、第3条4項（内国の課税及 び規則に関する内国民待遇）、第11条1項（数 量制限の一般的廃止）、農業協定第4.2に非整 合として協議を要請	GATT TBT 農業協定
401. EC－アザラシ製品の 販売禁止措置	ノルウェー 【アルゼンチン、中 国、コロンビア、エク アドル、アイスラン ド、日本、メキシコ、 ナミビア、ロシア、米 国】	2009/ 11/ 5 協議要請 2011/ 3/14 パネル設置要請 2011/ 4/21 パネル設置 2012/ 10/ 4 パネル構成 2013/ 11/15 パネル報告書配布 2014/ 1/25 ノルウェーが上訴 2014/ 1/29 EUが上訴	2009年11月5日付けで、ノルウェーはECに対 し、ECがアザラシ製品のEC域内での流通を禁 じる措置は、TBT協定第2.1条、第2.2条、第5 条、GATT第1.1条、第3条4項、第11条1項、農 業協定第4.2条に非整合として協議を要請。	GATT TBT 農業協定
402. 米国－ゼロインギンに よるダンピング・マージン の計算	韓国 【中国、EU、インド、 日本、メキシコ、タイ、 ベトナム】	2009/ 11/24 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2010/ 7/ 8 パネル構成 2011/ 1/18 パネル報告書配布 2011/ 2/24 パネル報告書採択 2011/ 6/17 RPTを2011/11/24（ステンレス鋼板）、 2011/10/24（ダイヤモンド鋸刃）とす ることに合意 2011/ 12/19 米国がRPT内での履行を報告	2009年11月24日付けで、韓国は米国に対し、 米国が韓国からのステンレス鋼の輸入に対す るAD措置に際して「ゼロインギン」によりダン ピング・マージンを算出することは、GATT第 6条（ダンピング防止税及び相殺関税）、AD 協定第1条（原則）、第2.1条、第2.4条、第2.4.2 条（ダンピングの決定）、第5.8条（調査の開 始及び実施）に非整合として協議を要請。	GATT AD協定
403. フィリピン－蒸留酒 に対する課税措置	米国 【豪州、中国、コロン ビア、EU、インド、 メキシコ、タイ、台湾】	2010/ 1/14 協議要請 2010/ 3/26 パネル設置要請 2010/ 4/20 パネル設置 2010/ 7/ 5 パネル構成 2011/ 8/15 パネル報告書配布 2011/ 9/23 フィリピン上訴 2011/ 9/28 EU上訴 2011/ 1/20 上級委報告書採択 2012/ 4/20 RPTを2013/3/8までとすることに合意	2010年1月14日付けで、米国はフィリピンに対 し、フィリピンが輸入蒸留酒に対して高い関 税を課していることは、GATT第3.2項（内国 の課税及び規則に関する内国民待遇）に非整 合として協議を要請。	GATT
404. 米国－ベトナムからの エビの輸入に対するAD措 置	ベトナム 【中国、EU、インド、 日本、韓国、メキシコ、 タイ】	2010/ 2/ 1 協議要請 2010/ 4/ 7 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2010/ 7/26 パネル構成 2011/ 7/11 パネル報告書配布 2011/ 9/ 2 パネル報告書採択 2011/ 10/31 RPTを2012/7/2までとすることに合意	2010年2月1日付けで、ベトナムは米国に対し、 米国がベトナムからのエビの輸入についてAD 措置を行っていること及び「ゼロインギン」手 法を使ったダンピング・マージンの計算は、 GATT第1条（一般的最恵国待遇）、第2条（譲 許表）、第6.1条及び第6.2条（ダンピング防 止税及び相殺関税）、AD協定、WTO設立協定 第16.4条（雑則）等に非整合として協議を要 請。	GATT AD協定 WTO設立
405. EU－中国からの革靴 の輸入に対するAD措置	中国 【豪州、ブラジル、コ ロンビア、日本、トル コ、米国、ベトナム】	2010/ 2/ 4 協議要請 2010/ 4/ 8 パネル設置要請 2010/ 5/18 パネル設置 2010/ 7/ 5 パネル構成 2011/ 10/28 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 5/23 RPTを2012/10/15までとすることに合 意 2012/ 10/25 シークエンス合意 2012/ 12/17 EU、違反措置を是正(中国は不同意)	2010年2月4日付けで、中国はEUに対し、EUが 中国からの革靴の輸入について、AD措置を行 っていること及びダンピング・マージンの計 算方法等は、WTO設置協定第16.4条（雑則）、 中国加盟議定書第1.1条（総則）、第6.1条（国 家貿易）、第10条（補助金）、GATT、AD協 定に非整合として協議を要請。	WTO設立 GATT AD協定 中国加盟

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
406. 米国－クローブ入り タバコの流通・生産に關する措置	インドネシア 【ブラジル、コロンビ ア、ドミニカ、EU、 グアテマラ、メキシ コ、ノルウェー、トル コ】	2010/ 4/ 7 協議要請 2010/ 6/ 9 パネル設置要請 2010/ 6/22 パネル設置 2010/ 7/20 パネル構成 2011/ 9/ 2 パネル報告書配布 2012/ 1/ 5 米国上訴 2012/ 4/ 4 上級委報告書配布 2012/ 4/24 パネル報告書・上級委報告書採択 2012/ 6/14 RPTを2013/7/24までとすることに合意 2013/ 8/22 米国が仲裁を要請 2013/ 8/23 仲裁に付託	2010年4月7日付けで、インドネシアは米国に 対し、米国が導入したクローブ等の香料等が 付加されたタバコの生産・販売を禁止した措 置は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)第2条(基本的な権利及び義務)、 第3条(措置の調和)、第5条(危険性の評価 及び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決 定)、第7条(透明性の確保)、関税及び貿易 に関する一般協定(GATT)第3条(内国民待 遇)及び貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)第2条(強制規格の中央政府機関による 立案、制定及び適用)、第12条(開発途上加 盟国に対する特別のかつ異なる待遇)等に非 整合であるとして協議を要請。	TBT SPS GATT
407. 中国－EUからの鉄製 ファスナーに対するAD税 の賦課	EU	2010/ 5/ 7 協議要請	2010年5月7日付けで、EUは中国に対し、中国 によるEUからの鋼鉄製ファスナーに対する AD税の賦課は、AD協定第2.2条、第2.2.2条、 第2.4条(ダンピングの決定)、第3.1条、第 3.4条、第3.5条(損害の決定)、第6.1.3条、 第6.2条、第6.6条、第6.8条、第6.10条(証拠) 等及びGATT第6条に非整合であるとして協議 を要請。	AD GATT
408. EU及び加盟国－ジェ ネリック医薬品の接收措置	インド カナダ、エクアドル、 中国、日本、トルコ】	2010/ 5/11 協議要請	2010年5月11日付けで、インドはオランダに対 し、オランダによるインド製のジェネリック 医薬品の接收は、知的所有権の貿易関連の側 面に関する協定第2条(知的所有権に関する条 約)、第7条(目的)、第8条(原則)、第28 条(与えられる権利)、第31条(特許権者の 許諾を得ていない他の使用)、第41条(一般 的義務)、第42条(公正かつ公平な手続)、 GATT第5条(通貨の自由)、第10条(貿易規 則の公表及び施行)に非整合として協議を要 請。	TRIPS GATT
409. EU及び加盟国－ジェ ネリック医薬品の接收措置	ブラジル 【カナダ、エクアド ル、中国、日本、トル コ】	2010/ 5/12 協議要請	2010年5月12日付けで、ブラジルはオランダに 対し、オランダによるブラジル製のジェネリ ック医薬品の接收は知的所有権の貿易関連の 側面に関する協定第2条(知的所有権に関する 条約)、第7条(目的)、第8条(原則)、第 28条(与えられる権利)、第31条(特許権者 の許諾を得ていない他の使用)、第41条(一 般的義務)、第42条(公正かつ公平な手続)、 第49条(行政上の手続)、第50条(暫定措置)、 第51条(税関当局による物品の解放の停止)、 第52条(申立て)、第53条(担保又は同等の 保証)、第54条(物品の解放の停止の通知)、 第55条(物品の解放停止の期間)、第58条(職 権による行為)、第59条(救済措置)、WTO 設立協定第16.4条(雑則)、GATT第5条(通 貨の自由)、第10条(貿易規則の公表及び施 行)に非整合として協議を要請。	GATT 加盟議定書
410. アルゼンチン－ペル ーからのファスナー及びチ ェーンに対するAD税の賦 課	ペルー	2010/ 5/12 協議要請	2010年5月12日付けで、ペルーはアルゼンチン に対し、アルゼンチンによるペルーからのフ ァスナー及びチェーンに対するAD税の賦課 は、AD協定)第1条(原則)、第2.1条、第2.2 条、第2.4条、第2.6条(ダンピングの決定)、 第3.1条、第3.2条、第3.3条、第3.4条、第3.5 条、第3.7条、第3.8条(損害の決定)、第4.1 条(国内産業の定義)第5.2条、第5.3条、第 5.8条(調査の開始及び実施)第6.6条、第6.7 条、第6.8条、第6.9条、第6.13条(証拠)、 第9.1条、第9.2条、第9.3条(ダンピング防止 税の賦課及び徴収)、第10.2条、第10.4条(濫 及)、第12.1条、第12.2条(公告及び決定の 説明)第18.1条、(最終規定)及びGATT第6条 に非整合であるとして協議を要請。	AD GATT

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
411. アルメニアタバコ 及びアルコール飲料の輸入 販売に関する措置	ウクライナ	2010/ 7/20 協議要請 2010/ 9/ 8 パネル設置要請 2010/10/25 パネル設置を延期	2010年7月20日付けで、ウクライナはアルメニアに対し、アルメニアによる輸入された煙草及びアルコール飲料に対して差別的な内国税を賦課する措置は、GATT第3条（内国民待遇）に非整合であり、さらに、輸入された煙草に対して協定税率以上の関税を賦課していることはGATT第2条（譲許表）に非整合であるとして協議を要請。	GATT
412. カナダ－オンタリオ州 による再生可能エネルギー による発電に関する措置	日本 【米国、EU、オース トラリア、中国、台湾、 インド、サウジアラビ ア、ブラジル、韓国、 メキシコ、ノルウェ ー、トルコ、エルサル バドル】	2010/ 9/13 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置 2011/ 10/ 6 パネル構成 2012/ 12/19 パネル報告書配布 2013 2/ 5 カナダが上訴 2013/ 2/11 日本が上訴 2013/ 5 6 上級委員会報告書配布 2013 5/24 報告書採択 2013/ 7/29 RPTを2014/3/24までとすることに合意	2009年9月13日付けで、日本はカナダに対し、カナダ・オンタリオ州が再生可能エネルギー由来の電力の固定価格買取制度への参入条件として課した州内産品優遇措置は、GATT第3条（内国民待遇）及び補助金及び相殺措置に関する協定第3条（禁止補助金）に非整合であるとして協議を要請。	GATT 補助金
413. 中国－電子支払いサー ビスに関する措置	米国	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2011/ 7/ 4 パネル構成 2012/ 6/16 パネル報告書配布 2012/ 8/31 パネル報告書採択 2012/ 11/22 RPTを2013/7/31までとすることに合意	2010年9月15日付けで、米国は中国に対し、中国による電子支払いサービスの提供を中国国内企業にのみに許可をしている等の措置は、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第16条（市場アクセス）、第17条（内国民待遇）に非整合として協議を要請。	サービス協定
414. 中国－米国産冷間圧 延珪素鋼に対する相殺関税 及びAD措置	米国 【EU、ホンジュラス、 インド、日本、韓国、 ベトナム、アルゼンチ ン、サウジアラビア】	2010/ 9/15 協議要請 2011/ 2/11 パネル設置要請 2011/ 3/25 パネル設置 2011/ 5/10 パネル構成 2012/ 7/15 パネル報告書配布 2012/ 7/20 中国、上訴 2012/ 10/18 上級委報告書配布 2012/ 11/16 パネル報告書・上級委報告書採択 2013/ 2/ 8 米国が仲裁を要請 2013/ 3/ 4 仲裁に付託 2013/ 5/ 3 仲裁報告書配布 2014/ 1/13 米国が履行確認協議を要請 2014/ 2/13 米国が履行確認パネルの設置を要請	2010年9月15日付けで、米国は中国に対し、中国が米国からの冷間圧延珪素鋼の輸入について実施した、相殺関税措置及びAD措置は、補助金及び相殺措置に関する協定第10条、第11.2条、第11.3条（調査の開始及び実施）、第12.3条、第12.4.1条、第12.7条、第12.8条、第15.1条、第15.2条、第15.5条（損害の決定）、第19条、第22.2(iii)条、第22.3条、第22.5条（公告及び決定の説明）、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（AD協定）第1条（原則）、第3.1条、第3.2条、第3.5条（損害の決定）、第6.9条（証拠）、第12.2条（公告及び決定の説明）及びGATT第6条に非整合であるとして協議を要請。	AD 補助金 GATT
415. ドミニカーポリプロ ピレン製のバッグ等に対す るセーフガード措置	コスタリカ 【中国、コロンビア、 エルサルバドル、EU、 グアテマラ、ホンジュ ラス、ニカラグア、パ ナマ、トルコ、米国】	2010/ 10/15 協議要請 2011/ 1/25 パネル設置要請 2011/ 2/ 7 パネル設置 2012/ 1/31 パネル報告書配布 2012/ 2/22 パネル報告書採択 2012/ 4/21 ドミニカが違反措置を是正	2010年10月15日付けで、コスタリカはドミニカに対し、ドミニカによるポリプロピレン製のビニールバッグ等についてのセーフガード措置は、セーフガードに関する協定第2.1条、第2.2条（条件）、第3.1条、第3.2条（調査）、第4.1条、第4.1条(a)、第4.1条(b)、第4.1条(c)、第4.2条、第4.2条(a)、第4.2条(b)、第4.2条(c)（重大な損害又はそのおそれの決定）、第5.1条（セーフガード措置の適用）、第6条（暫定的なセーフガード措置）、第8.1条（譲許その他の義務の水準）、第9.1条（開発途上加盟国）、第11.1条(a)（特定の措置の禁止及び撤廃）、第12.3条（通報及び協議）及びGATT第2条（譲許表）、第19条（特定の産品に対する緊急措置）等に非整合であるとして協議を要請。	SG GATT
416. ドミニカーポリプロ ピレン製のバッグ等に対す るセーフガード措置	グアテマラ 【中国、コロンビア、 コスタリカ、エルサル バドル、EU、ホンジュ ラス、ニカラグア、 パナマ、トルコ、米国】	(DS415と合併)		

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委員報告の概要	関連協定
417. ドミニカーポリプロ ピレン製のバッグ等に対す るセーフガード措置	ホンジュラス 【中国、コロンビア、 コスタリカ、エルサル バドル、EU、グアテ マラ、ニカラグア、パ ナマ、トルコ、米国】	(DS415と合併)		
418. ドミニカーポリプロ ピレン製のバッグ等に対す るセーフガード措置	エルサルバドル 【中国、コロンビア、 コスタリカ、EU、グ アテマラ、ホンジュラ ス、ニカラグア、パナ マ、トルコ、米国】	(DS415と合併)		
419. 中国一風力発電設備 に関する措置	米国 【EU、日本】	2010/ 12/22 協議要請	2010年12月22日付けで、米国は中国に対し、 中国が風力発電設備の生産企業に対して交付 する補助金等は、補助金及び相殺措置に関す る協定第3条(禁止補助金)、第25.1条、第25.3 条、第25.4条(通報)、中国加盟議定書第1.2 条、GATT第16条(補助金)に非整合として、 協議を要請。	補助金 加盟議定書 GATT
420. 米国一韓国からの耐 食鋼製品に対するAD措置	韓国 【EU、日本、メキシ コ、中国、ノルウェー、 ブラジル、タイ】	2011/ 1/31 協議要請 2012/ 2/ 9 パネル設置要請 2012/ 2/22 パネル設置	2011年1月31日付けで、韓国は米国に対し、米 国による韓国産の耐食鋼製品に対するAD措置 は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 第16.4条(雑則)、AD協定第1条(原則)、第 2.1条(ダンピングの決定)、第5.8条(調査 の開始及び実施)、第9.1条、第9.3条(ダン ピング防止税の賦課及び徴収)、第11条(ダン ピング防止税及び価格に関する約束に係る 期間及び見直し)、第18.3条、第18.4条(最終 規定)、GATT第6条(ダンピング防止税及び 相殺関税)に非整合として、協議を要請。	WTO設立 AD GATT
421. モルドバ一物品の輸 入及び国内販売に関する措 置	ウクライナ 【アルゼンチン、中 国、EU、サウジアラ ビア、米国】	2011/ 2/17 協議要請 2011/ 5/12 パネル設置要請 2011/ 6/17 パネル設置	2011年2月17日付けで、ウクライナはモルドバ に対し、モルドバによる環境保護を目的とし て輸入品に対してのみ課徴金を課す等の措置 は、GATT第3条(内国民待遇)に非整合とし て、協議を要請。	GATT
422. 米国一冷凍エビに対 すAD措置	中国 【EU、ホンジュラス、 日本、韓国、タイ、ベ トナム】	2011/ 2/28 協議要請 2011/ 10/13 パネル設置要請 2011/ 10/25 パネル設置 2011/ 12/21 パネル構成 2012/ 6/ 8 パネル報告書配布 2012/ 7/23 パネル報告書採択 2012/ 7/27 RPTを2013/3/23までとすることに合意	2011年2月28日付けで、中国は米国に対し、米 国による中国産冷凍エビに対するAD措置は、 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般 協定第6条の実施に関する協定(AD協定)第2.1 条、第2.4条、第2.4.2条(ダンピングの決定)、 第9.4条(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、 第11.3条(ダンピング防止税及び価格に関す る約束に係る期間及び見直し)、GATT第6条 (ダンピング防止税及び相殺関税)に非整合 として、協議を要請。	AD GATT
423. ウクライナ一蒸留酒 に対する課税措置	モルドバ 【中国、コロンビア、 EU、台湾、米国】	2011/ 3/ 3 協議要請 2011/ 6/ 1 パネル設置要請 2011/ 7/20 パネル設置	2011年3月3日付けで、モルドバはウクライナ に対し、ウクライナが、蒸留酒に対する内国 税の税率を、国産品に対しては低く、輸入品 には高く設定し、輸入品に対して差別的な内 国税を課すことはGATT第3.2条(内国民待遇) に非整合として、協議を要請。	GATT
424. 米国一イタリアから のステンレス薄板の輸入に 対するAD措置	EU	2011/ 4/ 1 協議要請	2011年4月1日付けで、EUは米国に対し、米国 によるイタリアからのステンレス薄板の輸入 に対するAD措置(具体的にはゼロリングを使用 したダンピング・マージンの計算方法)が、 AD協定第2条(ダンピングの決定)、第5.8条 (調査の開始及び実施)、第6.8条(証拠)、 第9.3条(ダンピング防止税の賦課及び徴収)、 第11.1条、第11.2条、第11.3条(ダンピング 防止税及び価格に関する約束に係る機関及び 見直し)及びGATT第6条(ダンピング防止税 及び相殺関税)に非整合として、協議を要請。	AD GATT

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
425. 中国－EUからのX線 安全検査機器に対するAD 税の賦課	EU 【日本、米国、タイ、 ノルウェー、インド、 チリ】	2011/ 7/25 協議要請 2011/ 12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2012/ 3/12 パネル構成 2013/ 4/24 パネル報告書配布 2013/ 7/19 RPTを2014/2/19までとすることに合意 2014/ 2/26 中国が措置を是正	2011年7月25日付けで、EUは中国に対し、中国 によるEUからのX線安全検査機器に対するAD 税の賦課（調査手続）が、AD協定第2.4条（ダ ンピングの決定）、第3.1条、第3.2条、第3.4 条、第3.5条（損害の決定）、第6.1条、第6.2 条、第6.4条、第6.5条、第6.9条（証拠）、第 12.2.2条（公告及び決定の説明）及びGATT第 6条（ダンピング防止税及び相殺関税）に非整 合として、協議を要請。	AD GATT
426. カナダ－オンタリオ州 による再生可能エネルギー による発電に関する措置	EU 【米国、日本、オース トラリア、中国、台湾、 インド、サウジアラビ ア、ブラジル、韓国、 メキシコ、ノルウェ ー、トルコ、エルサル バドル】	(DS412と合併)		
427. 中国－米国からの鶏 肉の輸入に対するAD措置 及び相殺関税措置	米国 【EU、日本、ノルウ ェー、タイ、サウジア ラビア、チリ、メキシ コ】	2011/ 9/20 協議要請 2011/ 12/ 8 パネル設置要請 2012/ 1/20 パネル設置 2012/ 5/24 パネル構成 2013/ 9/25 パネル報告書配布 2013/ 12/19 RPTを2014/7/9までとすることに合意	2011年9月20日付けで、米国は中国に対し、中 国が米国からの鶏肉の輸入についてAD措置及 び相殺関税措置を行っていることについて、 調査手続、措置の決定など様々な点でGATT第 6条、第6.3条、AD協定第1条、第2.2条、第3.1 条、第3.2条、第3.4条、第3.5条、第4.1条、 第5.1条、第6.2条、第6.4条、第6.5条、第6.8 条、第6.9条、第12.2条、補助金協定第10条、 第11.1条、第12.3条、第12.4条、第12.7条、 第12.8条、第15.1条、第15.2条、第15.4条、 第15.5条、第16.1条、第19.4条、第22.3条、 第22.4条、第22.5条に非整合として、協議を 要請。	GATT AD協定 補助金協定
428. トルコ－綿糸に対す るSG措置	インド	2012/ 2/13 協議要請	2012年2月13日付けで、インドはトルコに対 し、トルコが発動した綿糸に対するSG措置に ついて、適切な決定を行わずに措置を発動し たこと、同様に適切な決定を行わずに延長措 置を発動したことは、SG協定第2条、第2.1条、 第3条、第3.1条、第4条、第4.1条(c)、第4.2 条(a)、第4.2条(b)、第4.2条(c)、第5条、第5.1 条、第6条、第7条、第7.1条、第7.2条、第7.3 条、第7.5条、第8条、第12条、第12.1条(c)及 びGATT第19条1(a)に非整合として、協議を要 請。	GATT SG協定
429. 米国－ベトナムから の冷凍エビに対するAD措 置	ベトナム 【中国、EU、日本、 ノルウェー、タイ、エ クアドル】	2012/ 2/16 協議要請 2013/ 1/17 ベトナムがパネル設置要請 2013/ 2/27 パネル設置 2013/ 6/12 パネル構成	2012年2月16日付けで、ベトナムは米国に対 し、米国によるベトナムからの冷凍エビに対 するAD措置、行政見直し及びサンセット・レ ビュー（ゼロイング使用）が、AD協定第2.1 条、第2.4条、第2.4.2条（ダンピングの決定）、 第6条（証拠）、第9条（ダンピング防止税の 賦課及び徴収）、第11条（ダンピング防止税 及び価格に関する約束に係る機関及び見直 し）及びGATT第6条（ダンピング防止税及び 相殺関税）等に非整合として、協議を要請。	AD GATT DSU
430. インド－米国からの 農作物の輸入に関する措置	米国 【中国、コロンビア、 エクアドル、EU、グ アテマラ、日本、ベト ナム、アルゼンチン、 豪州、ブラジル】	2012/ 3/ 6 協議要請 2012/ 5/11 パネル設置要請 2012/ 6/25 パネル設置 2013/ 2/18 パネル構成	2012年3月6日付けで、米国はインドに対し、 インドによる鳥インフルエンザを理由とした 米国産農作物の輸入禁止措置は、SPS協定第 2.2条、第2.3条（基本的な権利及び義務）、 第3.1条（措置の調和）、第5.1条、第5.2条、 第5.5条、第5.6条、第5.7条（危険性の評価及 び衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決 定）、第6.1条、第6.2条（有害動植物または 病気の無発生地域及び低発生地域その他の地 域的な状況に対応した調整）、第7条（透明性 の確保）AnnexB及びGATT第1条（一般的最恵 国待遇）、第11条（数量制限の一般的廃止） に非整合として、協議を要請。	SPS GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
431. 中国－レアアース・タ ングステン・モリブデンの 輸出規制措置	米国 【ブラジル、カナダ、 コロンビア、EU、イ ンド、日本、韓国、ノ ルウェー、オマーン、 サウジアラビア、台 湾、ベトナム、アルゼ ンチン、豪州、インド ネシア、トルコ、ペル ー、ロシア】	2012/ 3/12 協議要請 2012/ 6/27 パネル設置要請 2012/ 9/12 パネル設置 2012/ 9/24 パネル構成 2014/ 3/25 パネル報告書配布	2012年3月12日付けで、米国は中国に対し、 中国が行っているレアアース・タングステ ン・モリブデンに関する輸出規制措置（輸出 税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、GATT 第11条（数量制限の一般的廃止）、中国加盟 議定書加盟議定書パラグラフ第5.1条、11.3条 （輸出入品に課される税及び課徴金）等に非 整合であるとして、協議を要請。 パネル報告書は、我が国、米国、EUの主張を 全面的に認め、中国のレアアース、タングス テン及びモリブデンに対する輸出規制措置 （輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限）は、 GATT第11条及び中国のWTO加盟議定書第5.1 条及び第11.3条に違反するとした。	GATT 中国加盟議定 書
432. 中国－レアアース・タ ングステン・モリブデンの 輸出規制措置	EC 【ブラジル、カナダ、 コロンビア、インド、 日本、韓国、ノルウェ ー、オマーン、サウジ アラビア、台湾、台湾、 ベトナム、アルゼンチ ン、豪州、インドネシ ア、トルコ、ペルー、 ロシア】		(DS431と合併)	
433. 中国－レアアース・タ ングステン・モリブデンの 輸出規制措置	日本 【ブラジル、カナダ、 コロンビア、EU、イ ンド、韓国、ノルウェ ー、オマーン、サウジ アラビア、台湾、台湾、 ベトナム、アルゼンチ ン、豪州、米国、イン ドネシア、トルコ、ペ ルー、ロシア】		(DS431と合併)	
434. オーストラリアータ バコ製品の包装に関する規 制に関する措置	ウクライナ 【アルゼンチン、ブラ ジル、カナダ、ドミニ カ、エクアドル、EU、 グアテマラ、ホンジュ ラス、インド、インド ネシア、日本、韓国、 ニュージーランド、ニ カラグア、ノルウェ ー、オマーン、フィリ ピン、シンガポール、 台湾、トルコ、米国、 ウルグアイ、ザンビ ア、ジンバブエ、チリ、 中国、キューバ、エジ プト、マレーシア、メ キシコ、モルドバ、ナ イジェリア、ペルー、 タイ、マラウイ】	2012/ 3/13 協議要請 2012/ 8/14 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置	2012年3月13日付けで、ウクライナはオース トラリアに対し、オーストラリアによるタバコ 製品の包装が商標を制限し無地パッケージを 強制する措置は、TBT協定第2.1条、第2.2条(強 制規格の中央政府機関による立案、制定及び 適用)、TRIPs協定第1条、第1.1条（義務の性 質及び範囲）、第2.1条（知的所有権に関する 条約）、第3.1条（内国民待遇）、第15条（保 護の対象）、第16条（与えられる権利）、第 20条（その他の要件）、第27条（特許の対象） 及びGATT第3条（内国の課税及び規制に関す る内国民待遇）に非整合として、協議を要請。	TBT TRIPS GATT
435. オーストラリアータ バコ製品の包装に関する規 制に関する措置	ホンジュラス 【アルゼンチン、ブラ ジル、カナダ、チリ、 中国、キューバ、ドミ ニカ、EU、グアテマ ラ、インド、インドネ シア、日本、韓国、マ ラウイ、マレーシア、 メキシコ、NZ、ニカ ラグア、ナイジェリ ア、ノルウェー、オマ ーン、パナマ、ペルー、 フィリピン、シンガポ ール、南アフリカ、台 湾、タイ、トルコ、ウ クライナ、米国、ウル グアイ、ザンビア、ジ ンバブエ】	2012/ 4/ 4 協議要請 2012/ 10/15 パネル設置要請 2013/ 9/25 パネル設置	2012年4月4日付けで、ホンジュラスはオース トラリアに対し、オーストラリアによるタバ コ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッ ッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1条(強 制規格の中央政府機関による立案、制定及び 適用)、TRIPs協定第2.1条（知的所有権に関 する条約）、第3.1条（内国民待遇）、第15.4 条（保護の対象）、第16.1条（与えられる権 利）、第20条（その他の要件）、第22.2条(b) （地理的表示の保護）、第24.3条（国際交渉 及び例外）及びGATT第3条（内国の課税及び 規制に関する内国民待遇）に非整合として、 協議を要請。	TBT TRIPS GATT
436. 米国－インドからの 熱間圧延鋼板の輸入に対す る相殺関税措置	インド 【豪州、カナダ、中国、 EU、サウジアラビア、 トルコ】	2012/ 4/12 協議要請 2012/ 7/12 パネル設置要請 2012/ 8/31 パネル設置 2013/ 2/18 パネル構成	2012年4月12日付けで、インドは米国に対し、 米国がインドからの熱間圧延鋼板の輸入につ いて相殺関税措置を課していることについ て、米国の法令が定める補助金の額の算定方 法、米国による補助金の認定及び損害の認定 等が補助金協定第1条、第2条、第10条、第11 条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19 条、第21条、第22条、第32条に非整合である として、協議を要請。	補助金協定

第3章 紛争案件一覧(WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級報告の概要	関連協定
437. 米国－中国からの特定の入品に対する相殺関税措置	中国 【オーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、インド、日本、韓国、ノルウェー、ロシア、トルコ、ベトナム、サウジアラビア】	2012/ 5/25 協議要請 2012/ 8/20 パネル設置要請 2012/ 9/28 パネル設置 2012/ 11/26 パネル構成	2012年5月25日、中国は、米国が中国からの輸入品に対して行った22件の相殺関税措置（暫定措置、確定措置、調査）について、GATT第6条、SCM協定第1、2、11、12、14、30、32条、および中国加盟議定書15条に非整合として協議を要請。	SCM協定 GATT 加盟議定書
438. アルゼンチン－物品輸入に影響する措置	EU 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 5/25 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（DS444、DS445との統一パネル） 2013/ 5/27 パネル構成	2012年5月25日、EUは、アルゼンチンによる輸入制限（①事前宣誓供述制度、②輸入許可制度、③輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給）について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3条、TRIMs協定第2条、農業協定第4条、セーフガード協定第11条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス 農業 SG
439. 南アフリカ－ブラジルからの冷凍鶏肉に対するAD措置	ブラジル	2012/ 6/21 協議要請	2012年6月21日、ブラジルは、南アフリカがブラジルから輸入される冷凍鶏肉に対して行ったAD措置（調査、仮決定、暫定措置）について、AD協定第2、3、4、5、6、7、12条等に非整合として協議を要請。	AD
440. 中国－米国から自動車の輸入に対するADおよび相殺関税措置	米国 【コロンビア、EU、インド、日本、韓国、オマーン、トルコ、サウジアラビア】	2012/ 7/ 5 協議要請 2012/ 9/17 パネル設置要請 2012/ 10/23 パネル設置 2013/ 2/11 パネル構成	2012年7月5日、米国は、中国が米国からの輸入自動車に対して課しているAD措置および相殺関税措置賦課について、AD協定第1、3、4、5、6、12、条、SCM協定第10、11、12、15、16、22条、GATT第6条に非整合として協議を要請。	AD GATT SCM協定
441. オーストラリア－オーストラリアタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ドミニカ共和国	2012/ 7/18 協議要請 2012/ 11/ 9 パネル設置要請	2012年7月18日、ドミニカ共和国は、オーストラリアによるタバコ製品の包装に関し、商標を制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定第2.1、2.2条、TRIPs協定第2、3、15、16、20、22、24条、GATT第3条に非整合として協議を要請。	TRIPs TBT GATT
442. EU－インドネシアからのアルコールの輸入に対するAD措置	インドネシア 【インド、韓国、マレーシア、タイ、トルコ、米国】	2012/ 7/30 協議要請 2013/ 5/ 1 パネル設置要請 2013/ 6/25 パネル設置	2012年7月27日、インドネシアは、EUがインドネシアからのアルコール輸入に対して課しているAD措置（調査、暫定措置、確定措置）について、AD協定第1、2、3、4、5、6、9、18条、GATT第6、10条に非整合として協議を要請。	AD GATT
443. EUおよび加盟国－バイオディーゼル輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 8/17 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請	2012年8月17日、アルゼンチンは、スペインが再生可能エネルギー数値目標達成のためEU指令に基づきとっているバイオディーゼルに関する規制について、数値目標達成に算入されるバイオディーゼルのスペイン産またはEU産のみとする規制は、アルゼンチン産バイオディーゼルに対する事実上の輸入禁止だととして、GATT第3、11条、TRIMs第2.1、2.2条、WTO設立協定第16条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs WTO設立
444. アルゼンチン－物品輸入に関する措置	米国 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（DS438、DS445との統一パネル） 2013/ 5/27 パネル構成	2012年8月21日、米国は、アルゼンチンによる輸入制限（①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給）について、GATT第3、10、11、輸入ライセンス協定第1、3、5条、TRIMs協定第2条、セーフガード協定第11条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス SG
445. アルゼンチン－物品輸入に関する措置	日本 【オーストラリア、カナダ、中国、エクアドル、EU、グアテマラ、インド、日本、韓国、ノルウェー、サウジアラビア、スイス、台湾、タイ、トルコ、米国】	2012/ 8/21 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置（DS438、DS444との統一パネル） 2013/ 5/27 パネル構成	2012年8月21日、日本は、アルゼンチンによる輸入制限（①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給）について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3、5条、TRIMs協定第2、6条、セーフガード協定第11条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス SG
446. アルゼンチン－物品輸入に関する措置	メキシコ	2012/ 8/24 協議要請 2012/ 11/21 パネル設置要請 (その後パネル設置要請をDSB会合議題から撤回)	2012年8月24日、メキシコは、アルゼンチンによる輸入制限（①事前宣誓供述制度、②非自動輸入許可制度、③貿易制限的な約束締結の義務、④輸入許可発給の遅延および、貿易制限的な条件による輸入許可発給、⑤重金属含有の検査を要する物品の適合性評価手続き）について、GATT第3、8、10、11、輸入ライセンス協定第1、2、3、5条、TRIMs協定第2、6条、セーフガード協定第11条、農業協定第4.2条、TBT協定第2.1、2.2条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs ライセンス 農業 SG TBT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
447. 米国－アルゼンチン からの動物、肉、動物製品 の輸入に関する措置	アルゼンチン 【オーストラリア、中 国、EU、インド】	2012/ 8/30 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請 2013/ 1/28 パネル設置 2013/ 8/ 8 パネル構成	2012年8月30日、アルゼンチンは、米がアルゼンチンからの動物、肉、動物製品の輸入に対してとっている①冷蔵冷凍牛肉の輸入禁止措置、②アルゼンチンの一部地域に体する口蹄疫清浄国としての不認定、③特定地域の動物健康状態の認定および当該地域からの動物・動物製品輸出に対する許可発給の遅延、について、GATT第1、3、11条、SPS協定第1、2、3、5、6、8、10条、WTO設立協定第16.4条に非整合として協議を要請。	GATT SPS WTO設立
448. 米国－生鮮レモンの 輸入に関する措置	アルゼンチン	2012/ 9/ 3 協議要請 2012/ 12/ 6 パネル設置要請	2012年9月3日、アルゼンチンは、米国がアルゼンチン産レモンの輸入に対してとっている①柑橘類の輸入禁止、②輸入許可を発給しないこと、③輸入許可手続きの遅延、について、GATT第1、3、10、11条、SPS協定第1、2、3、5、7、8、10条、WTO設立協定第16.4条に非整合として協議を要請。	GATT SPS WTO設立
449. 米国－中国からの特 定の輸入に対する相殺関税 措置およびAD措置	中国 【オーストラリア、カ ナダ、EU、日本、ト ルコ、ベトナム、イン ド、ロシア】	2012/ 9/17 協議要請 2012/ 11/19 パネル設置要請 2012/ 12/17 パネル設置 2013/ 3/ 4 パネル構成 2014/ 3/27 パネル報告書配布	2012年9月17日、中国は、米国による①非市場経済国に対する相殺関税措置の適用、②2006年11月20日から2012年3月13日の間に実施された相殺関税措置、③AD措置と相殺関税措置の重畳適用、④米国商務省が2006年11月20日から2012年3月13日の間に調査または見直しを行う権限の不存在、について、SCM協定第10、15、19、21、32条、GATT第6、10条、AD協定第9、11条に非整合として協議を要請。 パネル報告書は、double remediesについては中国の主張を認め、SCM協定第10条、第19.3条及び32条に違反するとした。一方で、CVD賦課権限を米国商務省に適及的に付与する立法については中国の主張を拒絶し、GATT第10条には違反しないとした。	GATT SCM AD
450. 中国－自動車・自動車 部品産業に関する措置	米国	2012/ 9/17 協議要請	2012年9月17日、米国は、中国による自動車および自動車部品の輸出に対する補助金について、SCM協定第3、25条、GATT第16条、中国加盟議定書第1、2条に非整合として協議を要請。	GATT SCM 加盟議定書
451. 中国－衣服・繊維製品 の製造・輸出に関する措置	メキシコ	2012/ 10/15 協議要請	2012年10月15日、メキシコは、中国による衣服・繊維製品の生産者・輸出者に対する支援措置（免税、装置購入に対する輸入関税・VAT減免、中国産品や輸出を条件とした措置、国有銀行による低利子融資、土地利用権に関する優遇、割引電気料金、綿花農家・石油化学産業に対する製造・販売・輸送への支援、政府機関による現金供与等）について、SCM協定第3、5、6条、GATT第3条、農業協定第3、9、10条、中国加盟議定書第1.2条に非整合として協議を要請。	農業 GATT SCM 加盟議定書
452. EUおよび加盟国－再 生可能エネルギー分野に 関する措置	中国	2012/ 11/ 5 協議要請	2012年11月5日、中国は、イタリアおよびギリシャ等による再生可能エネルギー分野でのフィード・イン・タリフプログラムにおけるローカルコンテンツ要求について、GATT第1、3条、SCM協定第3条、TRIMs協定第2.1、2.2条に非整合として協議を要請。	GATT SCM TRIMs
453. アルゼンチン－物 品・サービス貿易に関する 措置	パナマ 【オーストラリア、ブ ラジル、中国、エクア ドル、EU、グアテマ ラ、ホンジュラス、イ ンド、オマーン、サウ ジアラビア、シンガポ ール、米国】	2012/ 12/12 協議要請 2013/ 5/13 パネル設置要請 2013/ 6/25 パネル設置 2013/ 11/11 パネル構成	2012年12月12日、パナマは、アルゼンチンが特定国のみにに対してとっている、収益税に関する措置、再保険サービス分野の措置、海外サービス事業差の登記要件、送金規制、金融機関に対する取引規制、VAT還付の禁止等の措置について、サービス協定第2、11、16、17条、GATT第1、3、11条に非整合として協議を要請。	サービス GATT
454. 中国－日本産高性能 ステンレス継目無鋼管に 対するAD措置	日本 【EU、インド、韓国、 ロシア、サウジアラビ ア、トルコ、米国】	2012/ 12/20 協議要請 2013/ 4/11 パネル設置要請 2013/ 5/24 パネル設置 2013/ 7/29 パネル構成	2012年12月20日、日本は、中国の日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置について、AD協定第1、3、5、6、7、12条、GATT第6条に非整合として協議を要請。	AD GATT
455. インドネシア－園芸 作物、動物、動物製品の輸 入に関する措置	米国 【アルゼンチン、オー ストラリア、カナダ、 中国、EU、日本、韓 国、ニュージランド、 パラグアイ、台湾、 タイ】	2013/ 1/10 協議要請 2013/ 3/14 パネル設置要請 2013/ 4/24 パネル設置	2013年1月10日、米国は、インドネシアが米国産園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してとっている措置について、GATT第11条、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定第1、3条に非整合として協議を要請。	GATT 農業 ライセンス
456. インド－太陽電池及 び太陽電池モジュールに 関する措置	米国	2013/ 2/ 6 協議要請 2013/ 2/10 追加の協議要請	2013年2月6日、米国は、インドが太陽電池及び太陽電池モジュールに対するローカルコンテンツ要求について、GATT第3条、TRIMs協定第2条、SCM協定第3、5、6、25条に非整合として協議を要請。	GATT TRIMs SCM

第3章 紛争案件一覧 (WTO発足後の紛争案件)

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
457. ベルー農産品の輸 入に係る追加関税に関する 措置	グアテマラ 【アルゼンチン、ブラ ジル、チリ、エクアド ル、エルサルバドル、 EU、ホンジュラス、 インド、韓国、米国】	2013/ 4/12 協議要請 2013/ 6/13 パネル設置要請 2013/ 7/23 パネル設置 2013/ 9/19 パネル設置	2013年4月12日、グアテマラは、ペルーがコメ、 砂糖、トウモロコシ、牛乳及び酪農品の一部 等の農産品の輸入に対して課している追加関 税について、農業協定第4条、GATT第2、10、 11条及び関税評価協定第1、2、3、5、6、7条 に非整合として協議を要請。	農業 GATT 関税評価
458. オーストラリアー、オ ーストラリアータバコ製品 の包装に関する規制に関す る措置	キューバ	2013/ 3/ 3 協議要請	2013年7月18日、キューバは、オーストラリア によるタバコ製品の包装に関し、商標を制限 し無地パッケージを強制する措置は、TBT協定 第2.1、2.2条、TRIPs協定第3、15、16、20、 22、24条、GATT第3、9条に非整合として協議 を要請。	GATT TBT TRIPs
459. EUバイオディーゼ ルの輸入及びバイオディー ゼル産業の支援に関する措 置	アルゼンチン	2013/ 5/15 協議要請	2013年5月15日、アルゼンチンは、EUがバイオ ディーゼルの輸入及びマーケティングに関す る措置及びバイオディーゼル産業の支援に関 する措置について、GATT第1、3条、TBT協定 第2、5条、WTO設立協定第16条、TRIMs協定 第2条、SCM協定第1、2、3、5、6条に非整合 として協議を要請。	GATT TBT WTO設立 TRIMs SCM
460. 中国ー日本産高性能ス テンレス継目無鋼管に対す るAD措置	EU 【インド、日本、韓国、 ロシア、サウジアラビ ア、トルコ、米国】	2013/ 6/13 協議要請 2013/ 8/16 パネル設置要請 2013/ 8/30 パネル設置 2013/ 9/11 パネル構成	2013年6月13日、EUは、中国の日本産高性能ス テンレス継目無鋼管に対するAD措置につい て、AD協定第1、2、3、6、7、12条、GATT第 6条に非整合として協議を要請。	AD GATT
461. コロンビア繊維、衣 服、履き物の輸入に関する 措置	パナマ 【エクアドル、エルサ ルバドル、EU、中国、 グアテマラ、ホンジュ ラス、米国、フィリピン】	2013/ 6/18 協議要請 2013/ 8/19 パネル設置要請 2013/ 9/25 パネル設置 2014/ 1/15 パネル構成	2013年6月18日、パナマは、コロンビアの繊維、 衣服、履き物の輸入に関する関税について、 GATT第2、8、10条に非整合として協議を要請。	GATT
462. ロシアー廃車税	EU 【ブラジル、中国、イ ンド、日本、韓国、ノ ルウェー、トルコ、ウ クライナ、米国】	2013/ 7/9 協議要請 2013/ 10/11 パネル設置要請 2013/ 11/25 パネル設置	2013年7月9日、EUは、ロシアの廃車税につい て、GATT第1、2、3条及びTRIMs協定第2条に 非整合として協議を要請。2014年1月、ロシア は内外差別的な廃車税制度を改正する法律を 施行。	GATT TRIMs
463. ロシアー廃車税	日本 【中国、EU、トルコ、 ウクライナ、米国】	2013/ 7/24 協議要請	2013年7月24日、日本は、ロシアの廃車税につ いて、GATT第1、3条、TRIMs協定第2条、TBT 協定第2条に非整合として協議を要請。2014年 1月、ロシアは内外差別的な廃車税制度を改正 する法律を施行。	GATT TRIMs TBT
464. 米国ー韓国産家庭用 大型洗濯機に対するAD措 置及び相殺関税措置	韓国 【ブラジル、カナダ、 中国、EU、インド、 日本、ノルウェー、タ イ、トルコ、サウジア ラビア、ベトナム】	2013/ 8/29 協議要請 2013/ 12/18 パネル設置要請	2013年8月29日、韓国は、米国の大型洗濯機に 対するAD措置及び相殺関税措置について、AD 協定、補助金協定に非整合として協議を要請。	AD GATT SCM
465. インドネシアー園芸 作物、動物、動物製品の輸 入に関する措置	米国 【オーストラリア、カ ナダ、EU、タイ】	2013/ 8/30 協議要請	2013年8月30日、米国は、インドネシアが米国 産園芸作物、動物、動物製品の輸入に対してい る措置について、GATT第11条、農業 協定第4.2条、輸入ライセンス協定第1、3条等 に非整合として協議を要請。	GATT 農業 ライセンス
466. インドネシアー園芸 作物、動物、動物製品の輸 入に関する措置	ニュージーランド 【オーストラリア、カ ナダ、EU、タイ】	2013/ 8/30 協議要請	2013年8月30日、ニュージーランドは、インド ネシアが園芸作物、動物、動物製品の輸入に 対してとっている措置について、GATT第11 条、農業協定第4.2条、輸入ライセンス協定第 1、3条等に非整合として協議を要請。	GATT 農業 ライセンス
467. オーストラリアータ バコ製品の包装に関する規 制に関する措置	インドネシア 【ブラジル、カナダ、 キューバ、ドミニカ共 和国、EU、グアテマ ラ、ホンジュラス、ニ ュージーランド、ニカ ラグア、ノルウェー、 ウクライナ、ウルグア イ】	2013/ 9/20 協議要請	2013年7月18日、インドネシアは、オーストラ リアによるタバコ製品の包装に関し、商標を 制限し無地パッケージを強制する措置は、TBT 協定第2.1、2.2条、TRIPs協定第2、3、15、16、 20、22、24条、GATT第3条に非整合として協 議を要請。	TBT TRIPs GATT
468. ウクライナー乗用車 に係るセーフガード決定	日本 【EU、ロシア】	2013/ 10/30 協議要請	2013年10月30日、日本は、ウクライナによる 乗用車に係るセーフガード決定について、セ ーフガード協定第2、3、4、5、7、8、11、12 条及びGATT第2条に非整合として協議を要 請。	SG GATT

資料編

案件名 (番号はWTO紛争解決機 関のDS番号に対応)	申立国 【第三国参加国】	経 過	主な申立て事由及び パネル・上級委報告の概要	関連協定
469. EU－大西洋・スカン ジナビア産ニシンに関する 措置	デンマーク 【オーストラリア、中 国、グアテマラ、ホン ジュラス、アイスラン ド、インド、日本、ニ ュージーランド、パナ マ、ロシア、台湾、ト ルコ、米国、アルゼン チン、ブラジル、メキ シコ、ノルウェー、ペ ルー、タイ】	2013/ 11/4 協議要請 2014/ 1/8 パネル設置要請	2013年11月4日、デンマークは、EUによる強制 的な経済措置について、GATT第1、5、11条に 非整合として協議を要請。	GATT
470. パキスタン－インド ネシア産紙製品に対する AD措置及び相殺関税措置	インドネシア	2013/ 11/27 協議要請	2013年11月27日、インドネシアは、パキスタ ンによるインドネシア産紙製品に対するAD措置 及び相殺関税措置について、AD協定第1、5、 18条、補助金協定第10、11、32条、GATT第6、 10、11条に非整合として協議を要請。	AD SCM GATT
471. 米国－中国に対する アンチ・ダンピング手続で の調査手法及び適用	中国 【日本、ロシア、ウク ライナ】	2013/ 12/3 協議要請 2014/ 2/13 パネル設置要請	2013年12月3日、中国は、米国による中国に対 するアンチ・ダンピング手続での調査手法及 び適用について、AD協定第2、4、6、9 条及び GATT第6条に非整合として協議を要請。	AD GATT
472. ブラジル－課税及び 課徴金に係る措置	EU 【日本、アルゼンチ ン、米国】	2013/ 12/19 協議要請	2013年12月19日、EUは、ブラジルの課税及び 課徴金に係る措置について、GATT第1、2、3 条、補助金協定第3条、TRIMs協定第2条に非整 合として協議を要請。	GATT SCM TRIMs
473. EU－アルゼンチン産 バイオディーゼルに対する AD措置	アルゼンチン 【インドネシア】	2013/ 12/19 協議要請	2013年12月19日、アルゼンチンは、EUによる アルゼンチン産バイオディーゼルに対するAD 措置について、AD協定第1、2、3、6、9、18 条、GATT第6条等に非整合として協議を要請。	AD GATT WTO設立
474. EU－ロシアからの輸 入に関するAD措置及びコ スト調整方法	ロシア 【中国、インドネシ ア】	2013/ 12/23 協議要請	2013年12月23日、ロシアは、EUによるにロシ アからの輸入に対するAD措置及びコスト調整 方法について、AD協定第2、3、5、6、9、11、 18条、補助金協定第10、32条、GATT第1、6条 等に非整合として協議を要請。	AD SCM GATT WTO設立